

大郷町地域防災計画

風水害等災害対策編

令和4年3月

大郷町防災会議

〔目 次〕

風水害等災害対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成	1
第2節 各機関の役割と業務大綱	5
第3節 町の概況	15
第4節 大郷町地域防災計画（風水害等災害対策編）の方向	21

第2章 災害予防対策

第1節 風水害等に強いまちづくり	23
第2節 町の防災対策	31
第3節 建築物等の予防対策	32
第4節 ライフライン施設等の予防対策	33
第5節 防災知識の普及	37
第6節 防災訓練の実施	44
第7節 地域における防災体制	49
第8節 ボランティアのコーディネート	53
第9節 企業等の防災対策の推進	57
第10節 情報通信網の整備	60
第11節 職員の配備体制	63
第12節 防災拠点等の整備・充実	67
第13節 相互応援体制の整備	70
第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備	77
第15節 緊急輸送体制の整備	86
第16節 避難対策	89
第17節 避難受入れ対策	98
第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保	105
第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	108
第20節 複合災害対策	114
第21節 災害廃棄物対策	116
第22節 災害種別毎予防対策	117

第3章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達	125
第2節 情報の収集・伝達	139
第3節 通信・放送施設の確保	146
第4節 災害広報活動	150
第5節 防災活動体制	153

第6節	警戒活動	164
第7節	相互応援活動	168
第8節	災害救助法の適用	171
第9節	自衛隊の災害派遣	174
第10節	救急・救助活動	179
第11節	医療救護活動	181
第12節	交通・輸送活動	186
第13節	ヘリコプターの活動	191
第14節	避難活動	194
第15節	応急仮設住宅等の確保	208
第16節	相談活動	212
第17節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	213
第18節	愛玩動物の収容対策	216
第19節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	217
第20節	防疫・保健衛生活動	226
第21節	遺体等の捜索・処理・埋葬	229
第22節	災害廃棄物処理活動	233
第23節	社会秩序の維持活動	238
第24節	教育活動	239
第25節	防災資機材及び労働力の確保	244
第26節	公共土木施設等の応急対策	247
第27節	ライフライン施設等の応急復旧	250
第28節	農林業の応急対策	253
第29節	二次災害・複合災害防止対策	258
第30節	応急公用負担等の実施	260
第31節	ボランティア活動	263
第32節	海外からの支援の受入れ	267
第33節	災害種別毎応急対策	268

第4章災害復旧・復興対策

第1節	災害復旧・復興計画	285
第2節	生活再建支援	289
第3節	住宅復旧支援	295
第4節	産業復興支援	297
第5節	都市基盤の復興対策	298
第6節	義援金の受入れ、配分	300
第7節	激甚災害の指定	301
第8節	災害対応の検証	303

第1章 総則

第1章 総 則

第1節 計画の目的と構成

町内に大小の河川が流れる大郷町では、令和元年10月の「令和元年東日本台風」（台風19号）の被害をはじめ過去に大規模な水害を経験してきた。今後も台風や豪雨等により、水害や土砂災害の発生が予想される。また、近年、全国的に増加している竜巻、宮城県内に分布している活火山の噴火、放射性物質の飛来等、これまでに経験の少ない災害が発生する可能性がある。

これらの災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害を最小限に抑えられるよう、可能な範囲で様々な対策を組み合わせ、地域で生活するあらゆる力を結集し、災害に備えるものとする。

第1 計画の目的

計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、町、県・指定地方行政機関・指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「防災関係機関」という。)が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、風水害等の防災対策を総合的かつ計画的に推進し、町土並びに町民の生命、身体、財産を風水害等から保護し、被害を軽減することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

第2 計画の性格

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「大郷町地域防災計画」の「風水害等災害対策編」として、大郷町防災会議が策定する計画であり、大郷町の地域における風水害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、本計画は、防災関係機関がとるべき風水害等防災対策の基本的な事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

町では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、風水害等の防災対策を推進する。

第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、定期的に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、風水害等の防災対策の確立に万全を期する。

第4 計画の構成

- 1 本計画は、本編と資料編で構成する。
- 2 本編の構成は次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策

第5 基本方針

大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、町土及び町民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化等による災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも町・県・国・その他関係機関等が総力を結集して、町勢の復興とさらなる発展を目指す。

1 「減災」に向けた対策の推進

これまでに町内で発生した災害や、他地域で発生した災害等の教訓を踏まえ、大規模災害を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの災害に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、対策を講ずることが重要である。

そのため、各種のハード対策によって災害による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える災害に対しては、防災教育の徹底等、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード対策・ソフト対策を組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

災害による被害を軽減するためには、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、避難情報の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、避難場所や避難所・避難路の整備等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

これまでに町内で発生した災害や、他地域で発生した災害等の教訓を踏まえ、想定外の大

規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町村のみならず、県の区域を越えた地方公共団体間における災害時相互援助協定の締結等により、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。

4 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模災害発生時においては、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

5 自助・共助による取組みの強化

大規模災害時に町民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、町民一人ひとりが防災に対する意識を高め、町民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、町、県、国及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、町民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを強化するとともに、町民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

6 二次災害の防止

大規模災害の発生時においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、災害による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等(火山災害においては火山活動状況の監視、観測施設等を含む。)に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模災害発生時においては、災害により生じた廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立する。

8 要配慮者への対応

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持等、様々な過程において、多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の

整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する。

9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模災害時においては、情報伝達を確実にを行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難情報を伝達する等、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、SNSなど災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備に努める。

10 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行わなければならない。

その際、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策の実施を考慮する。

11 多様な主体の参画による防災対策の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、町防災会議に占める女性の割合を高めるように取り組む等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画や多様な生活者の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

また、町及び県は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

12 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目 的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等の災害防止のため相互に協力する。

第2 組 織

1 防災会議

大郷町防災会議は、町長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく大郷町防災会議条例（昭和38年条例第9号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、町における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、町の地域に係る防災に関する重要事項の審議等を行うことを所掌事務とする。

2 災害対策本部

町内において、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく大郷町災害対策本部及び関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営等については、災害対策基本法第23条の2第8項の規定に基づく大郷町災害対策本部条例及び防災関係機関において定めておく。

資料1-2 大郷町防災会議条例

資料1-3.1 大郷町災害対策本部条例

資料1-4 大郷町防災会議委員

第3 各機関の役割

1 大郷町

町は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに町民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防機関

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防活動を実施する場合は、本町消防団及び黒川地域行政事務組合消防本部がこれに当たり、本町消防団の組織及び運営については、本町条例及び本町地域防災計画の定めるところによる。

3 水防機関

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防活動を実施する場合は、上記消防機関がこれに当たる。

4 県の機関

県の機関は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、

身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性にかんがみ、自ら防災活動を行うとともに、町の活動が円滑に行われるように協力する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

8 町民

町民一人ひとりには、「自らの命は自らが守る」ということを基本に、風水害等災害に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得等、平常時から地域、家庭、職場等で風水害等の災害から身を守るために、積極的な取組みに努める。

また、3日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

地域内の住民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力等、それぞれの立場において防災に寄与するように努める。

さらに、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

9 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化等に加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画(BCP)の策定・運用及び事業継続マネジメント(BCM)の構築等に努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行う等事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第4 防災関係機関の業務大綱

1 大郷町

機関名	業務大綱
大郷町	1 大郷町防災会議及び災害対策本部に関する事務 2 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導 3 防災に関する施設・設備の整備 4 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 5 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告 6 避難情報の発令並びに指定避難所等の開設 7 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施 8 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 9 水、食料その他物資の備蓄及び確保 10 清掃、防疫その他保健衛生の実施 11 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策 12 町立学校、認定こども園、保育園の応急教育・保育対策 13 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 14 被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定業務に関する事務 15 その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
大郷町教育委員会	1 町立学校施設等の災害対策 2 町立学校の児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）」の安全対策 3 町立学校教育活動の応急対策 4 社会教育施設、社会体育施設の災害対策

2 消防・警察

機関名	業務大綱
黒川地域 行政事務組合 消防本部 黒川消防署	1 消防計画の策定に関すること 2 災害の予防、警戒、防ぎよに関すること 3 警戒、警報等の広報、伝達に関すること 4 要救助被災者の救出、救助に関すること 5 傷病者の救出、搬送に関すること 6 危険物の保安、応急対策に関すること
大和警察署	1 災害情報の収集、伝達 2 被災者の救出及び救助 3 行方不明者の捜索 4 死体の検視・見分調査 5 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の確保 6 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 7 避難誘導及び避難場所の警戒 8 危険箇所の警戒 9 災害警備に関する広報活動

3 一部事務組合

機関名	業務大綱
黒川地域 行政事務組合	1 廃棄物、し尿処理対策 2 遺体等の火葬対策
公立黒川病院	1 医療、救護活動 2 防疫及び保健衛生の指導、協力

4 宮城県の機関

機関名	業務大綱
宮 城 県	1 宮城県防災会議の事務 2 宮城県災害対策本部の事務 3 防災に関する施設・設備の整備 4 通信体制の整備・強化 5 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 6 情報の収集・伝達及び広報 7 自衛隊への災害派遣要請 8 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 9 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 10 交通及び緊急輸送の確保 11 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 12 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び被害の拡大防止のための応急対策 13 保健衛生、文教対策 14 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 15 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 16 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援 17 その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
宮城県警察本部	1 災害情報の収集、伝達 2 被災者の救出及び救助 3 行方不明者の捜索 4 死体の検視・見分調査 5 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の確保 6 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 7 避難誘導及び避難場所の警戒 8 危険箇所の警戒 9 災害警備に関する広報活動
宮城県 仙台地方 振興事務所	1 災害情報の収集 2 消防対策 3 各防災関係機関との連絡調整 4 食料対策 5 農業用揚・排水施設対策 6 土地改良事業対策 7 その他農林業対策
宮城県 仙台北県税事務所	1 県税の減免措置
宮城県	1 災害救助法に基づく救助事務

機関名	業務大綱
仙台保健 福祉事務所 (塩釜保健所) (塩釜保健所 黒川支所)	2 その他生活福祉対策 3 医療救護対策 4 防疫対策 5 給水対策 6 廃棄物処理対策 7 その他保健環境対策
宮城県仙台家畜 保健衛生所	1 畜産振興対策 2 家畜防疫・衛生対策
宮城県 仙台土木事務所	1 水防対策 2 住宅対策 3 交通施設、道路の障害物の除去対策 4 その他土木、建築関係対策
宮城県 仙台教育事務所	1 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供 2 児童生徒等、教員の避難状況の報告 3 その他仙台教育事務所が所管する防災に関すること
宮城県中南部 下水道事務所	1 所管する下水道施設の防災対策及び復旧対策 2 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供
宮城県大崎広域 水道事務所	1 所管する水道施設の防災対策及び復旧対策 2 被害状況の連絡及び災害復旧に関する情報提供

5 指定地方行政機関

機関名	業務大綱
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整 3 関係職員の派遣 4 関係機関との連絡調整
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保の指導 2 災害時における重要通信確保のための非常通信体制の整備 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置
東北財務局	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 2 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融資 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会 5 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供
東北厚生局	1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
宮城労働局	1 労働者の被災状況の調査及び復旧作業・除染作業による二次災害防止のための監督指導 2 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査（労働安全衛生法第 88 条）の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導 3 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えいの事故の確認 4 被災労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い

機関名	業務大綱
	5 労働基準法第 33 条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過重労働防止の指導
東北農政局	1 農地・農業用水利施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用水利施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 3 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策、病虫害防除の指導 4 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 5 土地改良機械（応急ポンプ等）の貸付及び指導 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北森林管理局 （宮城北部 森林管理署）	1 山火事防止対策 2 災害時復旧用材（国有林材）の供給 3 林道の適正な管理
東北経済産業局	1 工業用水道の応急復旧 2 災害時における復旧資機材・生活必需品及び燃料等の需給対策 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安 監督部東北支部	1 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策 2 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策 3 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導
東北地方整備局	1 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力 2 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理 3 直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等、その他の管理 4 北上川下流、鳴瀬川、阿武隈川下流及び名取川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関する事 5 直轄河川及び直轄道路の災害応急復旧工事の実施 6 直轄道路の交通確保 7 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施 8 港湾施設、空港施設等の整備 9 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策 10 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立 11 港湾施設、空港施設の災害復旧事業の実施
東北運輸局	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
東京航空局 仙台空港事務所	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助
国土地理院 東北地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関する事 2 復旧測量等の実施に関する事
仙台管区气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

機関名	業務大綱
	4 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
東北防衛局	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡
東北地方 環境事務所	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施・支援 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 5 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施

6 自衛隊

機関名	業務大綱
自衛隊 (陸上自衛隊 第22普通科連隊)	1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動 3 災害時における応急医療・救護活動

7 指定公共機関

機関名	業務大綱
独立行政法人 国立病院機構 北海道東北グル ープ	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報 4 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本銀行仙台支店	1 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関する対策
日本赤十字社 宮城県支部	1 医療救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付 5 その他応急対応に必要な業務
日本放送協会 仙台放送局	1 気象予報・警報、災害情報等の放送
NEXCO東日本 (東日本高速道路 (株)東北支社)	1 高速道路等の維持管理 2 高速道路等の交通確保 3 災害時における情報収集及び伝達 4 災害復旧工事の実施
日本郵便(株) 東北支社 (大郷郵便局) (大松沢郵便局)	1 災害時の業務運営の確保 2 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い
東北電力ネットワー	1 電力供給施設の防災対策

1-2 各機関の役割と業務大綱

機関名	業務大綱
ク(株)仙台北電力センター	2 災害時における電力供給の確保
日本通運(株) 仙台支店 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東日本旅客鉄道(株)仙台支社	1 鉄道施設の整備保全 2 災害復旧工事の実施 3 全列車の運転中止手配措置 4 人命救助 5 被災箇所の調査、把握 6 抑止列車の乗客代行輸送の確保 7 旅客の給食確保 8 通信網の確保 9 鉄道施設の復旧保全 10 救援物資及び輸送の確保 11 列車運行の広報活動
日本貨物鉄道(株)東北支社	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東日本電信電話(株)宮城事業部	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携
KDDI(株) (株)NTTドコモエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	1 電気通信設備の整備及び災害防止 2 災害時における通信の確保 3 電気通信設備の復旧
(株)イトーヨーカ堂イオン(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン(株)ローソン(株)ファミリーマート(株)セブン&アイ・ホールディングス	1 災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等

8 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
一般社団法人 宮城県LPガス協会 (黒川支部)	1 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
公益社団法人 宮城県トラック協会 (仙台支部)	1 災害時における緊急物資等のトラック輸送確保
公益社団法人 宮城県バス協会	1 災害時における緊急避難輸送確保 2 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達
東北放送(株) (株)仙台放送 (株)宮城テレビ放送 (株)東日本放送 (株)エフエム仙台	1 災害情報等の放送
公益社団法人 宮城県医師会	1 災害時における医療救護活動
一般社団法人 宮城県歯科医師会	1 避難所における歯科医療救護活動 2 行方不明者の身元確認
一般社団法人 宮城県薬剤師会	1 災害時における医薬品の管理と供給
一般社団法人 宮城県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力
宮城県道路公社	1 有料道路等の維持管理 2 有料道路等の交通確保 3 災害時における情報収集及び伝達 4 災害復旧工事の実施

9 公共的機関等

機関名	事務又は業務の大綱
(株) おおさと 地域振興公社	1 災害時における緊急避難輸送 2 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達 3 非常災害時における無線通信による情報の伝達
(株)ラトリエ	1 避難者の受入れ等(縁の郷)
一般社団法人 黒川郡医師会	1 災害時における医療救護活動
新みやぎ 農業協同組合	1 農作物、家畜等の被害調査及び災害応急対策 2 災害時における種もみ、その他営農資材、家畜飼料等の需給対策及び病害虫防除の指導 3 食料の確保 4 災害に伴う営農資金の貸付及びあっせん
社会福祉法人 大郷町 社会福祉協議会	1 災害時における災害ボランティアセンターの設置と被災者ニーズの把握 2 ボランティアの要請及び関係団体の育成支援 3 災害ボランティア団体等のネットワーク構築 4 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資

1-2 各機関の役割と業務大綱

機関名	事務又は業務の大綱
宮城県 石油商業協同組合 (塩釜支部・黒川支部)	1 急用燃料の供給確保
社会福祉施設 経営者	1 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策 2 災害時における入所者の避難誘導
くろかわ商工会 (大郷事務所)	1 災害時における商店の被害調査 2 被災者の生活を確保するための物資のあっせん 3 中小企業者等の災害復興資金の確保援助
鶴田川沿岸 土地改良区	1 土地改良区の区域内にある農業用排水路・農道・揚水排水機場・用水取水地の維持管理並びに災害復旧
宮城県農業共済組合	1 災害による農業災害補償調査

第3節 町の概況

第1 地勢

1 位置

大郷町は、宮城県のほぼ中央に位置し、黒川郡の東部にあり、東は松島町、西は大和町、大衡村、南は利府町、北は大崎市に接しており、仙台市から北東方約32kmの距離にある。

【 役場の位置 】

名称	所在地	経度	緯度
大郷町役場	大郷町粕川字西長崎 5-8	東経 141 度 00 分 31 秒	北緯 38 度 25 分 53 秒

2 面積

面積は、東西 9.95km、南北 15.92km の総面積 82.01k m²を有している。

3 人口

令和3年1月1日現在、総人口は7,932人で、平成27年国勢調査時の8,370人から5.2%減少しており、昭和30年の13,140人と比較すると、65年間で39.6%減少している。

また、高齢化も進んでおり、高齢化率（65歳以上の高齢者の割合）は36.9%となっており、県全体の27.9%を上回る高齢化率となっている。

4 地勢

黒川丘陵北斜面の大部分を占める大郷町は、南に高く北に低い地形をしており、山といってもいわゆる「里山」であって、いずれも古い時代から人の手のかかったことのある土地となっている。中央部に、船形火山群から源を発して東流する吉田川が貫流して、県内の低地域であった旧品井沼に流入している。この流れは、一方には松島湾に、他方は石巻湾に流れ出している。

地形上大郷町は、南部、中央部、北部に区分が可能で、南部は散村風の分散的傾向があり、平野部とあまりかわりがない。中央部は、吉田川自然堤防上に立地するか、又は旧品井沼干拓地上に設けられた水田田園集落であり、何年かごとに見舞われた水害の傷跡を残しているところもあるが、今では最も稔り豊かな多収穫地帯になっている。北部は志田丘陵南側の急斜面に立地する区域である。

5 気象

気温は年平均 11℃～12℃と比較的温暖で、県北内陸性気候である。風速は年平均 2.8m/s と穏やかであるが、冬には船形おろしの冷たい季節風が吹き、北西の風が強い。太平洋岸の冬季は日中気温が上昇するので、河川や湖沼では完全な結氷を見ることもなく、渡り鳥の天国となり、松島湾と似て水鳥の飛来を見ることができる。

ただし3月、4月の春先には、本州南岸沿いから三陸沖に進む低気圧により大雪に見舞われることもあって、仙台方面の交通機関に事故が生じたりすることもある。桜前線の北上については、仙台市より1日程度の遅れであるので、春の訪れは仙台市とほぼ同じである。

降雪量は少なく、積雪が10センチを超えるのは年2～3度程度である。降水量については年間約1,300mm程度で、150mm以上の大雨となるのは、梅雨前線の停滞する6、7月と、台風

と秋雨前線の停滞する9月に多く、特に梅雨の末期や秋雨前線と台風による雨が重なり合った時は、さらに雨量が多くなり、吉田川及び小河川のはん濫を引き起こすこともあった。また、旧品井沼周辺は低地のため排水が悪く、長期間水をたたえたままで被害を拡大させた。

6 地質

大郷町の地質は3つの区域に区分することができる。まず第1は、黒川丘陵北側を占める南部地帯である。ここは新生代第3系中新統の堆積岩より成り、一部味明地区旧品井沼寄りに第4系更新統の洪積地堆積物を母岩としているところが認められる。

第2は、中央部すなわち黒川郡を南北に区画する吉田川、旧品井沼の低湿地地帯である。本町は南北に長い地域なので、この低湿地地帯を中央部に含んでいる。この中央部は仙台平野と呼ばれるように、新生代第4系完新統の沖積地堆積物から成っている。県内南部・北部にある河川がいずれもそうであるように、黒川郡内においても、東西に細長い黒川平野を成し、国内有数の米穀地帯を形成している。沖積地の地盤は地震災害で液状化を起ししやすい特徴がある。

第3は、北部大松沢地区である。ここには一部新生代鮮新統の堆積岩より成る地区と、新生代中新統の堆積岩より成る地区とがあって、志田丘陵南側斜面を複雑にしている。

7 土地利用

大郷町の土地利用は、森林が4割以上を占め、農用地、水面・河川・水路と合わせると、3/4以上を占めることとなり、「緑と水に囲まれたまち」ということができる。

しかし、若干ではあるが、宅地化が進行している。

【土地利用の状況（平成31年4月1日ほか）】

種別	農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	合計
面積 (ha)	2,076	3,657	0	482	371	365	1,250	8,201
構成比	25.4%	44.6%	0.0%	5.9%	4.5%	4.4%	15.2%	100.0%

8 交通

大郷町の交通は道路が主体となっている。

道路は、町の中央部を東西方向に主要地方道9号大和松島線が、南北方向には主要地方道40号利府松山線が整備されている。また、北部には主要地方道16号石巻鹿島台色麻線が東西方向に走っている。

公共交通機関は、株式会社おおさと地域振興公社が運営する住民バスが唯一であり、物産館を拠点とし、大和町や松島町、利府町、塩釜市、大崎市等の近隣市町村に停留所を設け、学生の通学や高齢者の通院等に活用されている。

なお、鉄道は、東北新幹線が町西端を南北に通過しているものの、鉄道駅は在来線を含めて設置されていない。

第2 大郷町の過去における災害の概況

1 既往の災害の概況

近年、本町が経験した災害の概況は次のとおりである。

(1) 風水害

自然災害は、台風、集中豪雨による河川のはん濫によるもので、昭和22年9月のカス

リーン台風、昭和23年9月のアイオン台風では相当の被害を受けた。昭和61年の8.5豪雨では、総額で約41億6千万円の大きな被害を受けている。その後、河川改修が進み、以前のような被害はなくなっているものの中小河川のはん濫による農地の被害は、今なお続いている。

【 過去における風水害 】

災害種別	年月日	被害状況
台風・長雨 (カスリーン台風)	昭和22年9月11～15日	総雨量300mm、死者10名、流失家屋106戸
台風 (ユニース台風)	昭和23年8月11～13日	死者2名
台風 (アイオン台風)	昭和23年9月16、17日	総雨量450mm、県内家屋流失121戸 倒壊254戸、浸水3,300余戸
大雨	昭和49年9月24日	総雨量127mm、死者1名

【 近年の風水害における被害状況 】

(被害額：千円)

災害件名	年月日	被害の状況							
		家屋 浸水		非 住 宅 被 害	被 害 額	農 林 被 害	土 木 被 害	そ の 他 の 被 害	被 害 総 額
		床 上	床 下						
8.5豪雨	昭和61年 8月4～5日	61	106	76	354,900	3,000,000	465,620	338,080	4,158,600
台風21号	平成3年 10月12～13日					155,000	58,000	8,000	221,000
台風8号	平成9年 6月27～29日					26,984	43,251		70,235
8月末 豪雨	平成10年 8月26～31日					37,085	36,021		73,106
大雨	平成11年 7月11～14日	2		1	4,068	109,702	155,975	8,291	278,036
大雨 台風3号 接近	平成12年 7月7～8日					29,615	1,145		30,760
梅雨前線 豪雨 台風6号	平成14年 7月10～11日					81,218	120,791	11,233	213,242
台風15号	平成23年 9月21～22日	6	16		19,169	115,560	107,787	14,802	257,318
関東・東北豪雨 (台風18号)	平成27年9月	4	1		21,416	63,990	114,236	2,416	199,642
令和元年東日 本台風(台風19号)	令和元年10月	24	160						
		半壊：260 全壊：77			7,159,778	439,360	2,032,228		9,631,366

(2) 火災

火災は、大正13年1月16日粕川村の13戸全焼、昭和13年4月7日大松沢村下町の47戸全焼等の大火がみられる。最近の出火件数は、年間2～9件であるが、平成9年は19件、平成22年には11件発生している。

【過去における火災】

災害種別	年月日	被害状況
大火	大正13年1月16日	粕川村中粕川大火、13戸全焼
大火	昭和13年4月7日	大松沢村下町大火、47戸222棟焼失
学校火災	昭和29年12月17日	大郷村立明星中学校焼失
学校火災	昭和50年1月9日	大郷町立大松沢小学校 12教室焼失
学校火災	平成4年5月	大郷町立粕川小学校 屋内運動場焼失

【近年の火災による被害状況】

区分 年別	出火件数	火災種別				焼損棟数				焼損面積			損害額 (千円)	り災人員	罹災世帯				死者	負傷者		
		建物	林野	車両	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物 (㎡)				林野 (a)	計	全損	半損			小損	
											焼損床面積	焼損床面積										
平成17年	9	4	2	2	1	5	2	2	1		1,500	40	16	147,438	5	1	1					
平成18年	7	4	1		2	4	2		2		293	3		26,868	1	2	1		1			
平成19年	7	3	2		2	5	2	1	2		198		135	9,037	9	2	1		1		1	
平成20年	9	2	1	2	4	3	2		1		161	5	2	3,760	4	2	1	1			2	
平成21年	2	1	1			1	1				294		1	8,718	7	2	2					
平成22年	11	6	2		3	1	9		9	1	1,580	114	11	123,212	3	6	3		3	1	1	
平成23年	14	6		2	6	9	4		5		120			11,021	1	3	1		2	1	1	
平成24年	2	1			1	1			1			61		140								
平成25年	4	4				4	2		1	1	232	1		22,757	6	3	2		1		2	
平成26年	5	3		1	1	3			2	1	26	1		22,327	12	3	1		2			
平成27年	4	2		1	1	3	2		1		266			19,406	13	2	1	1			1	
平成28年	8	3			5	4	1		1	2	126	7		68,130	5	2	1		1		1	
平成29年	5	2	1	1	1	2				2			19	674	3	1			1		1	
平成30年	5	3	1	0	1	4	1	1	0	2	59	0	17	1,328	4	1	1	0	0	0	0	
令和元年	5	4		1	0	6	4	0	1	1	624	0	0	59,695	14	3	3	0	0	0	1	1

第3 被害想定

1 風水害

(1) 水害

大郷町において、水害が発生する主な気象要因は、梅雨前線及び台風である。6～7月は梅雨前線、8月は上空の寒気等による激しい雷雨、9月は台風や秋雨前線の影響により大雨となり、水害が発生している。また、がけ崩れや土石流等を誘発して被害を大きくするので注意が必要である。

ア 梅雨による水害

梅雨期による水害は、台風による水害とほぼ同様の頻度で発生している。梅雨前線による集中豪雨は、梅雨末期に起こることが多く、梅雨末期の集中豪雨と呼ばれている。梅雨期は雨天が多く、河川の水位がかなり上昇しているため本支流で集中豪雨が降るとたちまち警戒水位を突破して洪水を招きやすい。梅雨前線による雨は、台風による雨と違い比較的長時間にわたって降ることが多い。

イ 局地的集中豪雨による水害

集中豪雨は、地形や気圧配置によって積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことによって起こる。集中豪雨は、狭い範囲に数時間にわたり強く降り、100ミリから数百ミリの雨量をもたらす、重大な土砂災害や家屋浸水等の災害を引き起こす。特に、台風や梅雨末期に起こりやすいので警戒の必要がある。

ウ 長雨

6月、7月の梅雨期は勿論であるが、3月から4月にかけてさらに9月中旬から10月中旬にかけても、しばしば前線が停滞して長雨をもたらす。これらの時期に集中豪雨があったり、台風が襲来すると甚大な被害を受けることがある。

エ 台風

北太平洋の西部に発生する熱帯低気圧のうち、特に強いもので中心付近の最大風速がおおよそ17m/s以上のものを台風と呼ぶ。台風は暴風と強い雨雲を伴っていることから、接近時には暴風や大雨等に警戒が必要である。

雨による被害は比較的小さく、風による被害が大きい台風を風台風、風による被害は比較的小さく、雨による被害が大きい台風を雨台風と呼ぶこともある。

オ 急傾斜地等の崩壊

急傾斜地等の崩壊は、集中豪雨及び融雪時における土地の含水量の増大等に起因するほか大規模な地震によっても発生する。

(2) 雪害

冬期になると大陸に高気圧、アリューシャン列島付近に低気圧が位置する冬型の気圧配置となり、北西の風が卓越し、日本海側の雪雲が奥羽山脈を越えて宮城県内にも入り込むが、大郷町では大雪とはなりにくい。一方、本州南岸沿いから三陸沖に進む低気圧の影響により、大雪となることがある。南岸低気圧による大雪は、湿った重い雪のため、着雪による被害が起こりやすい。

(3) 火災

火災の発生、拡大は、気温、湿度、風速等の気象条件と密接な関係をもっている。低温で火気使用率が高い冬季から春季にかけて多数発生する。出火原因についてみると、火災の多くは、火気取扱いの不注意や不始末からの失火によるものであり、そのほとんどは、人間の過失又は故意によるものである。そのため、火気取扱いに十分に注意を払う必要がある。

また、産業の発展と生活様式の多様化等に伴い、ガソリンスタンド等各種の危険物施設及び家庭用品においても危険物品が増加し、火災発生の危険性は増大しつつある。

(4) 風害

暴風、竜巻、突風等は多くの農作物、施設に被害を与える。

2 農林災害

(1) 凍霜害

春又は秋に気温が夜間急激に下がって起こる農作物の被害で春秋のころに高気圧にお

おわれ、よく晴れ上がったときに発生するが多い。

凍霜害は、一般に一日か二日程度で、その後は温暖となるのが普通であるが、上空に寒気が流れ込むと、より顕著な低温となり被害が拡大する。

(2) 雹害

降雹のため受ける被害をいい、突発的でしかも短時間に大きな被害を受けると被害地域が局地的に起こる特徴をもっている。

5月から10月ごろの夏期に起こることが多い。

農作物は、雹の落下により直接的な損傷を受けるほか、その傷害が原因となって生理的傷害や病害の間接的被害を受ける。

(3) 冷害

夏季に異常な低温が起こり農作物の作柄が極度に悪くなるような災害をいう。冷害は、オホーツク海高気圧や大陸高気圧からの「やませ」と呼ばれる湿った冷たい東よりの風により起こる。また、梅雨明けが遅れると気温が上がらずやはり冷害を起こす原因ともなる。

(4) 干害

夏等に高気圧におおわれ晴天が続くときに発生する。

一般に夏ならば20日以上引き続いて雨が降らないと干害が出はじめるといわれている。

第4節 大郷町地域防災計画（風水害等災害対策編）の方向

第1 防災体制の整備確立

町は、災害による被害の軽減を図るため、迅速適切な措置をとり得るよう、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び住民を一体とした防災体制を整備するため次の施策に重点を置く。

- 1 防災知識の周知徹底
- 2 防災組織の確立
- 3 防災施設の整備促進
- 4 災害に備えた食料品や生活物資等の備蓄促進

第2 防災事業の推進

町は、風水害等による被害を防除するため、土地利用に基づく地域の危険要因、地域特性を整理・分析し、対策を検討し災害の未然防止の徹底に努めるとともに、今後の河川改修工事や予防治山の促進等について関係機関、関係団体との協議を行い、住民の安全と生命・財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。

- 1 治山・治水等の保全事業
- 2 建物の不燃化の普及促進
- 3 災害危険区域に対する安全対策
- 4 水源林等の災害防止林造成
- 5 河川改修事業の推進
- 6 災害危険区域に対する環境安全対策

第3 避難行動要支援者対策の推進

町は、平成22年8月に定めた災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害発生時に災害時要援護者（避難行動要支援者）に対して適切な対応をとり、全ての住民の生命安全の確保に努める。

第4 防災のための調査研究

町は、防災対策の基礎となるべき調査研究を積極的に行い、災害対策の一層の充実に努める。

第2章 災害予防対策

第2章 災害予防対策

第1節 風水害等に強いまちづくり

第1 水害予防対策（地域整備課・総務課・農政商工課・財政課・まちづくり政策課 ・町民課）

河川管理者は、水害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定め、水害対策に万全を期する。

1 町土保全にむけた災害予防対策事業

町は、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による災害予防対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

(1) 各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

ア 緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

イ 情報管理手法の確立

治山・砂防・河川施設等の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

ウ 災害危険地区の調査及び住民への周知

山地災害等の危険区域及び浸水等による危険区域等を定期的に調査し、災害危険箇所について住民へ周知する。

(2) 河川改修事業

一級河川である吉田川及び二級河川である鶴田川については、河川管理者において河川の洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るため河川改修工事が進められている。

町は、今後も危険性のある地域については、河川管理者と連携を図りながら効果的な治水対策に努める。

また、町管理の河川については、危険度の高い河川から逐次整備を行い、災害の未然防止に努める。

(3) ため池等整備事業

ア ため池整備事業

町は、農業用水源確保及び破堤防止の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。特に決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等については優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。

イ 農業用河川工作物応急対策事業

町は、構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

(4) 保安林改良事業

町は、水源のかん養など保安林の持つ公益的機能の維持・強化の目的から、林床植生の

消滅や表土の流出など保安林機能が低下しているものについて、改植、補植、本数調整伐を行うほか、必要に応じて排水工等簡易施設を設置するなど森林整備に努める。

(5) 林道施設の整備

町は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備する。

また、避難広場等の防災安全施設の設置について検討する。

2 河川の維持管理

(1) 河川パトロールの実施

管理者は、重要水防箇所等水防上重要な河川管理施設及び占用工作物の点検等、河川パトロールを定期的・重点的に実施し、河川の管理に万全を期する。

(2) 河川管理施設の管理

堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理を徹底するため次の措置を講ずる。

施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生する恐れのある場合は、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じては、水防活動等の早急措置を講じる。

ア 構造の安全

河川管理施設は、出水時の堤防等施設の監視体制や、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、内水排除施設等の耐水機能の安全を確保するため、強化対策を講ずる。

イ 操作規則の制定

次の操作を行う河川管理施設の操作規則を定め、河川管理施設の維持管理と安全化の徹底を期する。

また、河川、下水道、農業排水等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減に努める。

(ア) 流水を調節する施設

(イ) 流水を分流させる施設

(ウ) 治水上特に必要な内水排除施設

(3) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制する等の措置を講じ、河川の維持管理の徹底を図る。

ア 流水の占用又は河川区域の土地の占用

イ 河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等

ウ 河川における竹木等の流送

(4) 水質事故対策

町、県及び東北地方整備局は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講じる。

3 市街地等の雨水排水計画

町は、排水整備計画の推進と公共下水道事業等の整備を図り、浸水等による災害を防止する。

4 農業用水利施設の整備

町は、ため池の老朽化、市街地の進展等によりため池、水路等に起因する災害が今後発生

するおそれがあることから、ため池、頭首工等の農業用水利施設の整備を図る。

5 気象、水象等の観測

町は、国、県及び仙台管区气象台と連絡を密にし、河川上流域を含めた降雨量等気象状況の把握に努める。また、町においても、気象用観測施設の整備推進を図る。

6 水防応急資機材の整備・充実

町は、災害の未然防止と発生時の応急措置が迅速かつ効果的にできるよう、適宜水防倉庫の新設を図り、県水防計画に定める基準に基づき計画的に水防応急資機材の整備・充実を図るとともに、常に点検整備を行い、水防体制の充実を図る。

7 水防団活性化及び水防協力団体の活用

水防団（消防団）への加入促進と活性化を推進するとともに、水防管理団体は、NPO、民間企業、行政区等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

8 水防計画

町長は、県水防計画に準拠した次の事項について考慮する。

- (1) 水防活動組織及び活動体制の確立
- (2) 河川管理施設の管理及び操作
- (3) 重要水防箇所及び指定河川洪水予報、水防警報等の区域の指定
- (4) 水防施設及び水防資機材の整備
- (5) 気象、水位の観測及び通報等の活用
- (6) 通信連絡体制及び水防標識等の整備
- (7) 水防活動従事者の安全確保
- (8) 他の水防機関との協力及び応援体制河川管理者又は下水道管理者の同意及び協力を含む
- (9) その他水害を予防するための措置

9 浸水想定区域の指定

町は東北地方整備局や県の協力を得て、浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努める。

町は、吉田川浸水想定区域について洪水情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知するため、印刷物の配布、その他必要な措置を講じる。

10 河川管理者の協力が必要な事項（大臣管理区間）

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（吉田川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に

関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
 (6) 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報

11 農業用ため池決壊時のハザードマップ作成

町は、施設管理者と調整の上、農業用ため池について、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成や公表に向けて県の支援を受けながら、関係住民への適切な情報提供を図る。

12 大規模氾濫減災協議会を活用した連携体制の構築

町は、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるための洪水はん濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として「大規模氾濫減災協議会」、「県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

第2 土砂災害予防対策（地域整備課・農政商工課・総務課・まちづくり政策課）

町、県及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、住民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

1 土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害危険箇所の調査把握と防災パトロールの強化

町は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域の実態を常に把握し、県が実施する基礎調査等に協力するとともに、県が指定した土砂災害警戒区域等を常に把握しておくよう努める。また、長雨、豪雨等が予想される場合は危険箇所を関係機関と協力し随時パトロールする。

関係機関名	責任者	電話番号
宮城県仙台地方振興事務所	所 長	022-275-911
宮城県仙台土木事務所	所 長	022-297-4111
宮城県大和警察署	署 長	022-345-0101
黒川地域行政事務組合 消防本部	消防長	022-345-4161

(2) 土砂災害防止のための啓発活動

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるにはまず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

町は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図る。また、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

ア 土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間

毎年6月は土砂災害防止月間になっており、その中でも6月1日～7日は、がけ崩れ防災週間となっている。町は県と連携して特にこの期間に住民に対し次のような広報活

動を実施する。

- ・ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会
- ・危険箇所のパトロールの実施、住民に対してのチラシ等の配布
- ・土砂災害に関する小中学生の絵画・ポスター・作文の優秀作品の一般公開

(3) 町の役割

町長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。

ア 町地域防災計画において定める事項

- (ア) 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達、並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- (オ) 救助に関する事項
- (カ) 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 避難情報の発令基準及び発令対象区域

ウ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所

エ 上記ア(イ)のほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所等の開設・運営体制、開設状況の伝達方法

オ 上記ア(エ)のほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難情報の伝達方法や、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法

カ 土砂災害に係る防災意識の向上方法

2 山地災害危険地区の計画的な整備の推進

(1) 山地災害危険地区の整備方針

山地災害危険地区とは、林野庁の定める山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊・地すべり・土砂流出などにより、保全対象に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質条件からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区のことであり、それぞれ荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分（※危険度の高低によりAランクからCランクに区分）される。

(2) 山地災害危険地区の啓発活動

山地災害危険地区は、法に基づき指定される区域（土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険地区・地すべり防止区域など）とは異なり、調査結果を町に周知することで、自主避難の判断や町の行う警戒避難態勢の確立に資することを目的としている。

このため、町は地域防災計画及びハザードマップ等に山地災害危険地区対策を組み入れ、山地災害防止の広報活動を実施する。

3 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止施設整備については、本来、がけの所有者あるいは管理

者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適當な自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定している。

町は県と連携して、急傾斜地崩壊危険区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、県が実施する危険度の高い箇所から積極的な防止工事に協力する。

4 砂防施設の整備

県は、荒廃溪流を対象にダム工、流路工等の砂防設備を重点的に整備し、土砂災害の防止に努めている。また、特に土砂・流木による被害の危険度が高い中小河川において、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備、土砂・洪水はん濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備に進めている。

町は、これらの県が実施する砂防設備の整備や、警戒、避難体制の早期確立を図る土砂災害警戒区域等の指定に協力し住民の土砂災害の防止に努める。

5 治山施設の整備

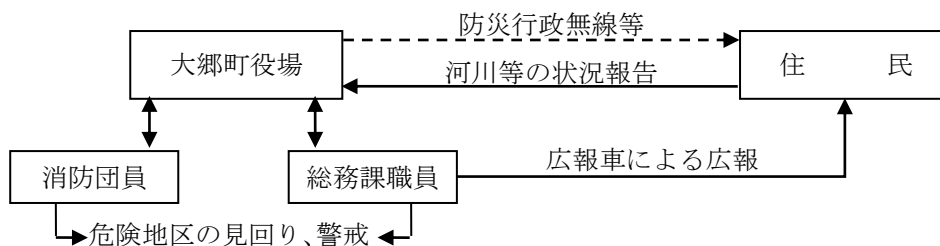
国及び県は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から住民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、山腹崩壊危険地などの荒廃危険山地に、土留工、治山ダム等の治山施設を設置するなど山腹崩壊等対策や流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進している。

また、保安林のもつ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施している。なお、山地災害危険地区について、現地の状況を踏まえて見直しを進め、町に対して周知される。

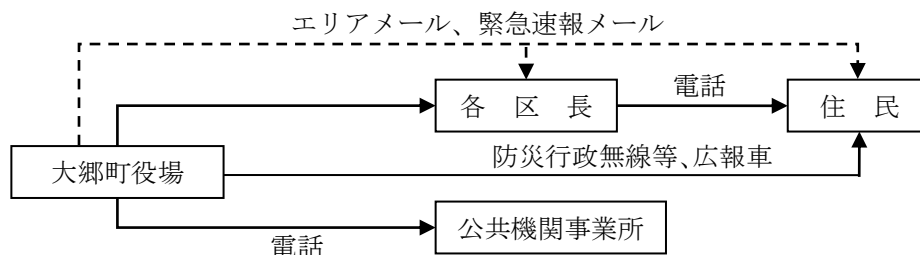
町は、大雨などの後には、県、国等と随時連携し、現地調査を実施する。

【住民への連絡系統及び方法】

ア 警報を発令したとき



イ 避難情報を発令したとき



資料 2-1 土砂災害警戒区域等指定箇所（急傾斜地の崩壊）

資料 2-2 崩壊土砂流出危険地区

資料 2-3 土砂災害警戒区域等指定箇所（土石流）

資料 2-4 山腹崩壊危険地区

- 資料2-5 大郷町災害危険区域に関する条例第7条の規定により町長が定める事項
資料6-3 要配慮者施設一覧

第3 風雪害予防対策（地域整備課・農政商工課・総務課・各公共施設管理者）

本町においては大規模な雪害は想定されにくいですが、風害及び豪雪に伴う道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、町は、除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の被害の軽減を図る。

1 道路交通障害への事前対策等

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪等の特性を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所の対策に努める。

また、道路管理者は、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するとともに、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練の実施に努める。

2 雪害に関する情報伝達

道路管理者は、通行規制範囲の情報が入手しやすいように広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。

3 除雪体制等の整備

道路管理者は、豪雪害時における道路交通の確保のために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。また、降積雪、気温等の気象状況を収集し、伝達する機器等の整備及び道路利用者へ情報提供する情報板、通信システム等の整備に努める。

町は、積雪時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

さらに、積雪期においては、消防水利の確保に困難をきたすことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

第4 農林業災害予防対策（地域整備課・農政商工課・総務課・まちづくり政策課）

大規模な災害により、農業、畜産業、林業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、町は、県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

1 農地、農業用水利施設の災害の防止

町は関係機関と連携し、洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用水利施設等を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用施設の点検、整備、補修、更新・改修を国の新たな土地改良長期計画等に則し、総合的に推進し、災害発生の未然防止を図る。

また、既存のため池に、消防水利や生活用水等の緊急防災用水量を附加するなど、地域の総合的な防災安全度を高める。

2 集落の安全確保

町は関係機関と連携し、集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

(1) 避難路や避難地等の確保

ア 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

イ 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備

ウ 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

(2) 消防用施設の確保

ア 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

イ 防火水槽（防火貯水槽）の整備

(3) 集落の防災施設整備

ア 集落防災施設整備

老朽ため池改修、地すべり防止工、土留工、雨水排水路等集落の安全のため必要な施設の整備

イ 公共施設補強整備

地震等の防災上、補強が必要な既存の橋りょう等の公共施設の整備

(4) 災害情報の伝達施設の確保

情報基盤施設整備…住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要な防災無線の整備・充実

(5) 農業気象対策の推進

農業気象業務については、県、農業団体等と密接な連携のもとに農業気象観測の整備強化に努めるとともに、絶えず的確に気象情報を把握し、広報車等を通じ農業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

(6) 病虫害防除対策

ア 防除体制の整備

農業協同組合等関係団体と協力のうえ、防除組織（防除協議会等）の結成及び育成を促進し、広域一斉防除体制の強化に努める。

イ 防除器具の整備

高性能防除器具の整備、充実を図り常時防除器具を整備点検し、適切な防除の推進に努める。

第2節 町の防災対策

町は、火災の拡大防止や風水害等の避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い地域づくりの実現のため、都市防災総合推進事業等により、地域の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の防災対策を促進する。

第1 中粕川地域の復興再生のための地域づくり（町全課局館）

令和元年東日本台風（台風第19号）に伴う一級河川吉田川の越水・破堤による出水により甚大な被害を受けた中粕川地区においては、国土交通省による吉田川堤防改修により、被災前に比べても堅固な堤防の整備、また河道拡幅による河川断面の増大を図ることによる洪水対策が進められている。

しかしながら、近年の気候変動による影響が予測しにくいことから、今後の復興地域づくりにおいて、万が一の危機対策を考え、速やかな生活再建が可能な地域づくりを進めるとともに、持続可能な地域の再生を図る必要がある。

そのため、町は、復興再生に向けた安心して暮らせる事業を円滑に進めるために、「都市防災総合推進事業」等を活用し、中粕川地域の復興再生のため次の事業を推進する。

- 1 防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、地域防災拠点としての位置づけも兼ねる粕川地区コミュニティセンター（復興まちづくり施設）の整備
- 2 地域防災拠点としての位置づけも兼ねる防災避難緑地（復興まちづくり施設）の整備

第2 公園施設等（総務課、まちづくり政策課・復興推進課・農政商工課）

町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる公園の整備促進及び配置を行うとともに、避難場所に指定する公園については、必要に応じ、食料等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、防災トイレ等の整備に努める。

第3節 建築物等の予防対策

町は、災害による建造物の被害を防止するため、必要な予防対策を講じる。

第1 防災事業の施行（総務課・地域整備課・まちづくり政策課・保健福祉課・教育委員会・消防本部・財政課）

1 公共施設等の堅牢化・安全化

(1) 公共施設等の堅牢化・安全化

町は、役場庁舎、学校、公民館、消防施設等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

(2) 消防・防災施設整備事業

消防機関は、風水害等の災害時における応急対策活動の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。

しかしながら、黒川地域行政事務組合消防本部庁舎（黒川消防署及び通信指令センターを含む。）の立地は、吉田川・鳴瀬川洪水浸水区域（平成28年6月30日公表）に当たり、応急対策活動に支障が及ぶ懸念があるため、洪水浸水のない造成地に早急な移転を進めるものとする。

2 浸水等風水害対策

町は、不特定多数の者が使用する施設、学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

また、防水扉及び防水板の整備等建物等を浸水被害から守るための対策を促進する。

そのほか、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にする等、一時避難が可能なよう配慮する。

3 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅について、町は、相談窓口等を設置し、移転する必要性の啓発等を行うとともに、県と連携して、危険住宅の移転推進に努める。

4 文化財の防災対策

町は県及び国とともに文化財保護のための防災対策に努める。

5 建築物及び市街地の不燃化促進対策

町は、災害に強い町づくりの一環として、個々の建築物及び市街地の不燃化を進める必要があり、相談窓口等を設置し、町民に対し不燃化等の必要性を啓発するとともに、県と連携して、既存建築物の不燃化及び不燃建築物の建築促進に努める。

6 落下物の防止対策

町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第4節 ライフライン施設等の予防対策

大規模な災害の発生により、町民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油、石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施するうえで大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、町民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行いその想定結果に基づいて各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多重化、災害時の復旧体制の整備や資機材の備蓄等を進めるなど、大規模な風水害による被害軽減のための諸施策を実施する。

第1 水道施設（地域整備課・総務課）

1 水道施設の安全性強化等

- (1) 町は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、導水管・送水管、配水幹線等の基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に併せて計画的な整備を行う。
- (2) 町は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。
- (3) 町は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) 町は、水道施設の日常の保守点検と併せて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険箇所の把握に努める。
- (5) 町は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用自家発電機等の整備を検討する。
- (6) 町は、水道施設の補助施設として、飲用井戸の実態把握に努める。

2 復旧用資機材の確保

町は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

3 管路図等の整備

町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルの作成を検討する。

なお、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、

県の行動計画と整合性のあるものとする。

5 住民への広報等の確立

町は、災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。

第2 下水道施設（地域整備課・総務課）

町は、下水道施設の浸水被害の軽減を図り、下水処理能力を確保するため、下水道施設の設備及び安全性の向上に推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

町は、雨水渠、内水排水施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに、住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するよう努める。

2 下水道施設維持管理

町は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

町は、民間事業者等との協定締結などにより、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対策マニュアルの策定、下水道の機能を維持するため可搬式ポンプその他の必要な資機材の整備及び他機関との連携協力体制の整備に努める。

また、下水道施設が排水不能となった場合であっても、その復旧が可能な下水道施設の整備を図るとともに、バイパスルート等の代替施設の整備による代替性の確保を図る。

第3 電力施設（総務課・まちづくり政策課）

東北電力ネットワーク株式会社仙台北電力センターは、予防措置等として次の対策を行う。町は、東北電力ネットワーク株式会社が実施する対策等に対して協力する。

- 1 変電設備、送電設備（架空電線路、地中化電線路）、配電設備について、それぞれの技術基準、指導等に基づいた災害予防対策を実施する。
- 2 日常から防災体制の整備を図るとともに、災害発生時には復旧要員や資機材の確保等、広域応援体制の確立を図り、早期復旧に努める。
- 3 停電等に伴う住民への周知、注意喚起の広報体制の充実に努める。

第4 ガス施設（総務課）

- 1 液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）」及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対し次の対策を講じるとともに、緊急時の連絡体制及び緊急

資機材の整備を図る。

町は、販売業者が実施する対策等に対して協力する。

- (1) 消費者全戸への安全器具（ガス警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中管理システムの普及導入の推進
- (2) 安全性の確認（チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）
- (3) 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消
- (4) 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）
- (5) ガス漏れ発生時における初動体制の確立等

2 （一社）宮城県エルピーガス協会黒川支部は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討し推進を図る。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

町は、協会が実施する対策等に対して協力する。

第5 電信・電話施設（総務課）

1 設備の災害予防

東日本電信電話株式会社宮城事業部は、電気通信施設の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い設計、設置の推進に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みの推進に努める。

町は、東日本電信電話株式会社宮城事業部が実施する対策等に対して協力する。

- (1) 電気通信施設の防火・水防・豪雪対策
 - ア 防火対策として、通信機械室内やとう道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置等の対策を実施する。
 - イ 水防対策として、浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、浸入した水を排出や排水の逆流を防止する対策を実施する。
 - ウ 豪雪や寒冷地での、雪や凍結等による引込線の切断やケーブル凍結による混線等を防止するために、保安器等の取付位置変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。
 - エ 停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。
 - オ 災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う。
- (2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

東日本電信電話株式会社宮城事業部は、日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

東日本電信電話株式会社宮城事業部は、災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

東日本電信電話株式会社宮城事業部は、非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じるよう努める。

第6 廃棄物処理施設（町民課）

1 処理施設の耐震化等

黒川地域行政事務組合・事業者は、耐震化が図られていない処理施設の耐震判断を実施するとともに、必要に応じて耐震性能向上（地盤改良を含む）や風水害等の災害を考慮して浸水対策を行う。

また、町及び黒川地域行政事務組合は、新規設置等を行う焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の中間処理施設については、処理能力などの面で災害廃棄物対策に配慮した施設づくりを実施する。

町及び黒川地域行政事務組合の最終処分場については、災害時に備え残余容量を確保することとし、既存の最終処分場の残余容量等を踏まえ、必要に応じて新規の処分場について計画的に整備を進める。

町及び黒川地域行政事務組合は、処理施設の停電時の緊急停止や再稼働に必要な非常用災害発電機の設置、地下水や河川水等の予備冷却水の確保、運転に必要な燃料や薬剤などの備蓄等について、施設の被害想定等を踏まえて取り組む。

2 処理施設の補修体制の整備

黒川地域行政事務組合・事業者は、処理施設において、災害時のBCP（業務継続計画）等の対応計画や、処理施設を点検・修復・復旧するためのマニュアルを作成するとともに、机上訓練・実地訓練等を行い災害時の対応体制を整える。

処理施設が被災した場合の補修等に必要な資機材や災害時の移手段の燃料が不足することを想定して備蓄を行うとともに、点検・修復・復旧に備え、プラント関係業者やメンテナンス業者等との協力体制を確立しておく。

3 処理体制の整備

町は、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理計画を策定するとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第5節 防災知識の普及

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの命を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所等で自ら活動する、あるいは、町、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町は、町職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的にかつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

第1 防災知識の普及、徹底（総務課・まちづくり政策課・地域整備課・教育委員会）

1 町職員への防災知識の普及

町は、災害発生時において災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。

このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じ、防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的にかつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、災害時における迅速・的確な対応ができるよう防災意識及び知識の普及徹底を図る。

- (1) 災害に関する知識
- (2) 本町地域防災計画の内容と町の防災対策に関する知識
- (3) 災害発生時の具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 災害発生時の動員、配備体制及び任務分担
- (5) 家庭及び地域における防災対策
- (6) 防災対策の課題

なお、上記3及び4については、毎年度町所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課長等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

2 住民への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

ア 総合防災訓練、講演会等の実施

町は、住民の防災意識の向上を図るため、県及び防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報紙、防災行政無線、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参

加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させる。

イ 防災とボランティア関連行事の実施

町及び県は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

(2) ハザードマップ等の活用

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

さらに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 専門家の活用

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(4) 普及・啓発の実施

町及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報紙、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

ア 災害危険性に関する情報

- ・各地域における避難対象地区
- ・孤立する可能性のある地域内集落
- ・土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等に関する知識
- ・風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識 など

イ 避難行動に関する知識

- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
- ・「立退き避難」、屋内安全確保、「緊急安全確保」の意味、行動例など
- ・各地域における災害種別毎の指定緊急避難場所及び避難路等に関する知識
- ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ・各地域における避難情報の伝達方法 など

ウ 家庭内での予防・安全対策

- ・過去の災害の概要及び地震、風水害、大火等災害時における心構え
- ・「自らの家族、地域は自らで守る」という防災の基本的意識

- ・「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - ・自動車へのこまめな満タン給油
 - ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備
 - ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること
 - ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - ・出火防止等の対策の内容 など
- エ 災害時にとるべき行動
- ・近隣の人々と協力して行う救助活動（初期消火、応急救護等）
 - ・自動車運行の自粛
 - ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動
 - ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所等での行動 など
- オ その他
- ・町地域防災計画の概要
 - ・正確な情報入手の方法
 - ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・災害時の家族内の連絡体制（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確保
 - ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
 - ・通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - ・集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であること など
- (5) 要配慮者及び観光客等への配慮
- ア 要配慮者への配慮
- 町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障がい者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な生活者の視点に十分配慮する。
- イ 観光客等への対応
- 町は、現地の地理に不慣れな観光客等に対しては、避難等に必要のパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。
- (6) 災害時の連絡方法の普及
- ア 災害時通信手段の利用推進
- 東日本電信電話株式会社宮城事業部は、災害時の連絡方法として、災害時用公衆電話

(特設公衆電話)等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用推進を図り、町及び県は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

イ 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線 LAN スポットにおける Wi-Fi 接続サービス等の普及を促進する。

(7) 相談窓口の設置

町は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

ア ハザードマップの作成・周知

町は、急傾斜地崩壊危険箇所等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

イ ハザードマップの有効活用

町は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報揭示

町は、避難場所や避難路の位置等を町の至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示する等、住民が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。

(3) 観光客等の一時滞在者への周知

町は、観光施設、道の駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路の位置や方向を示す等、一時滞在者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

4 ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の基本原則の徹底

町は、警察と連携し、運転免許の取得時や運転免許証の更新時等において、徒歩による避難の基本原則の徹底と地域の状況(被害の状況、指定避難所等への距離、走行中の道路の交通量、歩行の容易性等)に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における発災時の対応の周知

町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

5 社会教育施設や防災拠点の活用

町は、公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点として活用する。

第2 学校等教育機関における防災教育（教育委員会）

- 1 学校等教育機関は、町及び県、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴、水害・土砂災害のリスクや過去の災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。
- 2 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。
- 3 児童生徒等及び指導者に対する防災教育
 - (1) 児童生徒等に対する防災教育
 - ア 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。
 - イ 地理的要件等地域の実情に応じ、様々な災害を想定した防災教育を行う。
 - ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきか等を自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校園時等学校園外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。
 - (2) 指導者に対する防災教育
 - 指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。
- 4 教育委員会及び社会教育関係機関は、町民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 5 町及び教育委員会は、地域の拠点となる学校には安全担当主幹教諭を配置し、地域の実情に合った防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施等の防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。
- 6 町及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。
- 7 町及び教育委員会は、各学校等において防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施等防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
- 8 町及び教育委員会は、生涯学習教育内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、防災上へ必要な知識の普及に努める。

第3 町民の取組み（総務課）

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの命を守るよう行動し、災害時には、初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける等の防災への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置等に努める。

2 家具等の転倒対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直し等に努める。

3 家族内連絡体制の構築

発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)、SNS等の利用等、複数の手段による災害時の家族内の連絡体制の確保に努める。

4 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火等初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

5 防災関連設備等の準備

非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

第4 事業所における災害対策の普及指導（総務課・まちづくり政策課）

町は、事業所の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

事業所における災害対策として、おおむね次の事項について指導する。

- 1 消火や避難のための施設や設備は、常時使用できるように点検・整備する。
- 2 救急医薬品や食料品等の非常用品をあらかじめ準備する。
- 3 事業所間の情報伝達体制、消火活動の応援協力体制を整備する。
- 4 従業員に対し、消火器の使用方法、避難等についての訓練を実施する。

第5 防災指導員の養成（総務課）

県は、地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者及び主に事業所における災害対策を推進する者を養成するための講習等を開設し、修了者を宮城県防災指導員として位置づけ、その活動の推進を図っている。なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、講習等への女性の積極的な参加を促している。

町は、町内会、自主防災組織のリーダーや事業所において積極的に災害対策を推進する者等、地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術の習得を推進する。

1 主な講座内容

災害に関する基礎知識、防災手法、防災ボランティア、被災の形態と災害リスク、災害対策と地域連携、事業継続計画関連等。

2 開催場所

市町村からの受講者推薦を受けて、地域別に開催する。

第6 災害教訓の伝承（総務課・社会教育課）

大規模災害の発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれが

あることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、大規模災害の教訓を活かし、今後の災害対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに大規模災害の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかりと後世に引き継ぐ。

1 資料の収集及び公開

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、県は、市町村からの資料の収集体制の構築に努める。

2 伝承機会の定期的な実施

町は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、町民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 石碑やモニュメントの継承

町は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

4 伝承の取組み

町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第6節 防災訓練の実施

町は、災害発生時に、県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、防災訓練を行う。

第1 防災訓練の実施とフィードバック（総務課・各公共施設管理者）

1 定期的な実施

町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民にとるべき身を守る行動や災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 地域の実情に応じた内容

防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとし、災害発生時の円滑な避難のための災害応急対策についても盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。

3 目的及び内容の明確な設定

防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害及び被害の想定（事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

4 課題の発見

町は災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

5 フィードバック

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2 町の防災訓練（総務課）

1 総合防災訓練

町は、毎年6月12日（みやぎ県民防災の日）、9月1日（防災の日）、10月13日（大郷町民防災の日）等に、地域住民の参加する総合防災訓練を実施する。

この際の訓練内容は次のとおりとし、町、県、黒川地域行政事務組合消防本部（以下「消防本部」と言う。）、大和警察署その他防災関係機関の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な生活者の視点での配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

さらに、町は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。

(訓練内容)

- (1) 災害対策本部設置運用訓練
- (2) 職員招集訓練
- (3) 通信情報訓練
- (4) 広報訓練
- (5) 火災防ぎょ訓練
- (6) 緊急輸送訓練
- (7) 公共施設復旧訓練
- (8) ガス漏洩事故処理訓練
- (9) 避難訓練
- (10) 救出救護訓練
- (11) 警備、交通規制訓練
- (12) 炊き出し、給水訓練
- (13) 水害防止訓練
- (14) 自衛隊災害派遣要請訓練
- (15) 避難行動要支援者(要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者)の救出訓練
- (16) 避難所運営訓練
- (17) その他

2 訓練の実施及び参加

- (1) 町は、法令及び防災計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。
- (2) 防災訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。
- (3) 防災訓練の実施の際には、想定する災害の規模、被害の程度を明らかにする。
- (4) 防災訓練の実施の際には、季節、気象条件、発生時間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民にとるべき身を守る行動や災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- (5) 防災訓練の実施の際には、災害発生後の円滑な避難のための災害応急対策についても盛り込む等、地域の実情に応じた内容とする。
- (6) 防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (7) 町は、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

3 水害防止訓練

水害防止訓練は、次により、訓練実施要領を定め実施する。

(1) 訓練項目

- ア 観測訓練（水位、雨量等）
- イ 通報訓練（電話、無線伝達）
- ウ 動員訓練（水防団（消防団））の動員、居住者の応援
- エ 輸送訓練（資材、器材、人員）
- オ 工法訓練（各水防工法）
- カ 樋門等操作訓練
- キ 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難）
- ク その他必要な訓練

(2) 訓練実施時期

訓練の実施は、おおむね年1回とし、5月から7月までの間とする。

(3) 訓練実施場所

訓練の実施は、訓練効果の著しい場所（河川・沼辺地区等）で行う。

4 避難訓練

- (1) 水防訓練、消防訓練、土砂災害に対する訓練等と併せて実施し、避難の指示、誘導、伝達方法等の訓練とする。
- (2) 町は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を年1回実施する。
- (3) 教育委員会及び小中学校長等は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。
- (4) 町は、社会福祉施設、要配慮者利用施設、病院、旅館、娯楽施設等多数の者が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難計画の樹立及び訓練の実施について指導協力する。

5 職員招集訓練

突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置等防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう訓練を実施する。

6 隣接の市町村等が実施する防災訓練への参加（総務課）

町は、隣接する市町村及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第3 消防訓練（消防本部・総務課）

消防本部は、災害時における自らの役割を中心に、消防出動（操法、放水等を含む。）、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練や、火災危険地域を主とし、建物火災防ぎょ、林野火災防ぎょ等をそれぞれ年1回時期を選定して実施する。

1 実践的かつ効果的な訓練の推進

訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項（シナリオ）については、過去の大規模災害の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

2 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、で

きる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

4 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

5 訓練の客観的な分析・評価の実施

訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

第4 通信情報訓練（総務課）

町、東北総合通信局、県及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

なお、町は、災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう、平常時通信から災害通信への迅速かつ的確な切り換え、通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について習熟に努める。

第5 学校等の防災訓練（教育委員会・町民課・保健福祉課・財政課）

- 1 災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 2 校内外活動（自然体験学習、野外活動を含む）等で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 4 学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第6 企業等の防災訓練（総務課・まちづくり政策課）

- 1 企業等は、災害の発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際に指定緊急避難場所・指定避難所となることを想定し、避難者の受入れや避難所運営の訓練等を実施する。
- 3 災害発生時に備え、町及び各行政区、地域住民の方々並びに各企業名・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。
- 4 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ町地域防災計画に名称及び所在地を定

められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき避難誘導等の避難訓練を実施する。

(訓練内容)

- ア 避難訓練（避難誘導等）
- イ 消火訓練
- ウ 浸水防止訓練
- エ 救急救命訓練
- オ 災害発生時の安否確認方法
- カ 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）
- キ 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- ク 災害救助訓練
- ケ 町・行政区・他企業との合同防災訓練
- コ 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第7節 地域における防災体制

大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。

このため、町は、地域住民及び事業所等による自主防災組織等の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割（自主防災組織・総務課）

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これら全ての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備する等の配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動にあたって

大規模な災害発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの命・地域は自らで守る」という意識のもとに行動することが必要である。

また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第2 自主防災組織の育成・指導（総務課）

1 町の役割

町は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置づけられており、その組織化に積極的に取り組む。

(1) 町は行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。

ア 特に「木造家屋の集中している地区」「消防活動が困難な地区」等被災危険の高い地区に重点をおいて活動の活性化を図る。

イ 自主防災組織と婦人防火クラブ等民間防火組織の連携を強化し、一体的に活動できる体制の確立を促進する。

(2) 町は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

(3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備及び定期的な更新・補充について考慮する。

- (4) 町は、地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、町自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

第3 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

ア 防災訓練への参加

災害が発生したとき、住民が適切な措置をとることができるよう、町及び県が実施する防災訓練へ参加する。

イ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ウ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

エ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

また、地域の防災拠点施設（公民館分館等）での一時避難所の開設、運営訓練を実施する。

オ 救出・救護訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動、及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

カ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、町や施設管理者等と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

(4) 要配慮者の情報把握・共有

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

2 災害発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決める。

- ア 地域内の被害情報の収集方法
- イ 連絡をとる防災関係機関
- ウ 防災関係機関との連絡方法
- エ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末等出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

(4) 避難の実施

町長等の避難情報又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

- ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
 - a 住宅地……………冠水、火災、落下物、危険物
 - b 山間部、起伏の多いところ……………土石流、がけ崩れ、地すべり
 - c 河川……………決壊、はん濫

イ 携行品の確認

円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。

ウ 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 避難所開設・運営への主体的参画

災害発生時には、町職員が被災し、避難所への参集が遅れること等も想定されることから、避難所の運営だけではなく、設置においても自主防災組織を中心とした地域住民が主体的に参画するよう努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1 地区防災計画の策定

各行政区の地域住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を策定し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案する等、町と連携して防災活動を行う。

町は、地域住民及び当該地区に事業所を有する事業者から、地区防災計画を町地域防災計画に位置づけるよう提案を受け、必要があると認められるときは、町防災会議の承認を得たうえで、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

その際、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。さらに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第8節 ボランティアのコーディネート

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。

このため、地域団体やNPO・ボランティア等は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するというボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努めている。

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

また、町と民間団体等との間で、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、ボランティアのコーディネート等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第1 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

1 生活支援に関する業務

- (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者、障がい者等の介護補助
- (5) 泥かき、がれき整理等の清掃作業
- (6) その他被災地での軽作業

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2) 外国人のための通訳
- (3) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (4) 高齢者、障がい者等への介護
- (5) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (6) 公共土木施設の調査等
- (7) IT機器を利用した情報収集・処理
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 災害ボランティア活動の環境整備（保健福祉課・社会福祉法人大郷町

社会福祉協議会）

町は、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアが自主性に基づきその支援力を向上し、県及び市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。

また、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携

し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進する。

さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第3 専門ボランティアの登録（宮城県）

大規模災害が発生した場合、専門的分野の対応は町の担当職員のみでは不可能であり、専門ボランティアを必要とする際は、県を通じ県で登録されているボランティアを要請する。

平成24年3月現在、宮城県で確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、町・県の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。

このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

2 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。

東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被害状況を把握する。

3 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し町・県の職員だけでは十分な対応ができない。

そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。

第4 一般ボランティアのコーディネート体制（保健福祉課・社会福祉法人大郷町社会福祉協議会）

1 一般ボランティアのコーディネート体制づくり

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアのコーディネートは、社会福祉協議会及びNPO等関係機関が中心となって、町レベル、県レベルの2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、関係機関等の協力も得ながら、次のような準備、取組みを行う。

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生した場合、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、県と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

(2) ボランティアコーディネーター拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートを検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保等、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) コーディネーター体制の整備

社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用等により、ボランティア受入のための体制を構築するよう努める。

(4) 災害ボランティア関係機関等とのネットワークの整備

災害ボランティアコーディネーター支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、町等の行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

町は、災害ボランティアのコーディネーターに必要な環境整備やリーダーの要請等の体制づくりを、町社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待されるNPO・ボランティア等との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第5 日本赤十字社宮城県支部・仙台地区大郷町分区の赤十字防災ボランティアセンター設置（保健福祉課・日本赤十字宮城県支部）

大規模災害時等においては、行政等の救護機関だけによらず町民相互の自主的できめ細かなボランティア活動が、必要となってくる場合がある。

日本赤十字社宮城県支部では、災害発生後、災害の規模等を考慮した上で、赤十字防災ボランティアセンターの設置を決定する。

1 赤十字の防災ボランティア（以下「防災ボランティア」という。）

災害時に日本赤十字社宮城県支部の調整の下に災害救護活動等の補助的活動を行うため、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとして登録し、その能力、労力、時間等を、自主的に無報酬で提供するすべての個人又は団体をいう。

2 防災ボランティアの養成

適宜、必要な研修・訓練として「防災ボランティア養成研修会」等を開催し、防災ボランティアを養成するとともに、防災ボランティアの中から防災ボランティアリーダーの養成も図る。

なお、防災ボランティアリーダーは、防災ボランティアセンターの運営・管理にも携わる。

3 活動内容

日本赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、被災地ニーズを調査し、各人又は各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

4 関係機関との連携

防災ボランティア活動を円滑に実施するため、活動場所・活動内容等について、常に関係機関との密接な連絡体制の維持に努める。

第9節 企業等の防災対策の推進

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。町は、防災関係機関と協力して防災組織の結成と地域と連携した実践的な訓練の実施について指導を行う。

第1 企業等の役割

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。

また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 事業継続上の取組みの実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める。

(3) 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じるよう努める。

(4) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ町地域防災計画に名称及び

所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次に定める避難確保計画を作成する。

また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、町長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

ア 防災体制に関する事項

イ 避難誘導に関する事項

ウ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

エ 防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項

オ その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

2 町の役割

(1) 防災に関するアドバイスの実施

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業防災の取組み支援

町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。

町、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、町は、あらかじめ商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(3) 企業の防災力向上対策

町は、企業防災の取組みに資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

3 避難確保計画に対する助言及び指導

町は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。その際、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行う。

なお、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する等、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。

第2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りな

がら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設の防水化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力
- (11) コンピュータシステムやデータのバックアップ
- (12) 大型の什器・備品の固定

第10節 情報通信網の整備

大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、町は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

このため、町は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

また、放送機関については、被害状況の報道、町民への的確な情報の提供が強く求められていることから、放送用施設の浸水防止対策等に努める。

第1 町における災害通信網の整備（総務課・まちづくり政策課）

1 情報伝達ルートの多重化

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進、及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

2 町防災行政無線等の整備拡充

町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線等を整備・拡充し、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。また、災害時における近距離間の連絡に使用する移動用無線機についても逐次更新、整備を図る。

さらに、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進するとともに、停電時を想定した、実践的な訓練を実施し防災体制の強化を図る。

3 職員参集等防災システムの整備

町は、災害時における迅速な災害情報収集体制の確立を図るため、県で整備した「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」(以下「MIDORI」という。)等を利用し、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

4 地域住民等に対する通信手段の整備

(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備

町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、県のLアラート（災害情報共有システム）を介し、NHK、民放放送、CATV、ラジオ（コミュニティFM含む。）等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を

含む。) 、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

なお、町防災行政無線に関しては、町内全域で放送内容を聞き取れるよう、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

(3) 要配慮者への配慮

町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）の他、聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

5 孤立想定地区の通信手段の確保

町は、災害による道路寸断時等に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網とともに、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

6 非常用電源の確保

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなどによる堅固な場所への設置等に努める。

7 大容量データ処理への対応

町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。

なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅固な場所への設置に努める。

8 インターネットの活用

現在、本町ではホームページを活用し防災情報を伝達しており、災害発生時には住民に適切な情報を速やかに提供できるよう、体制の充実に努める。

資料7-3 防災行政無線局一覧

第2 県における災害通信網の整備

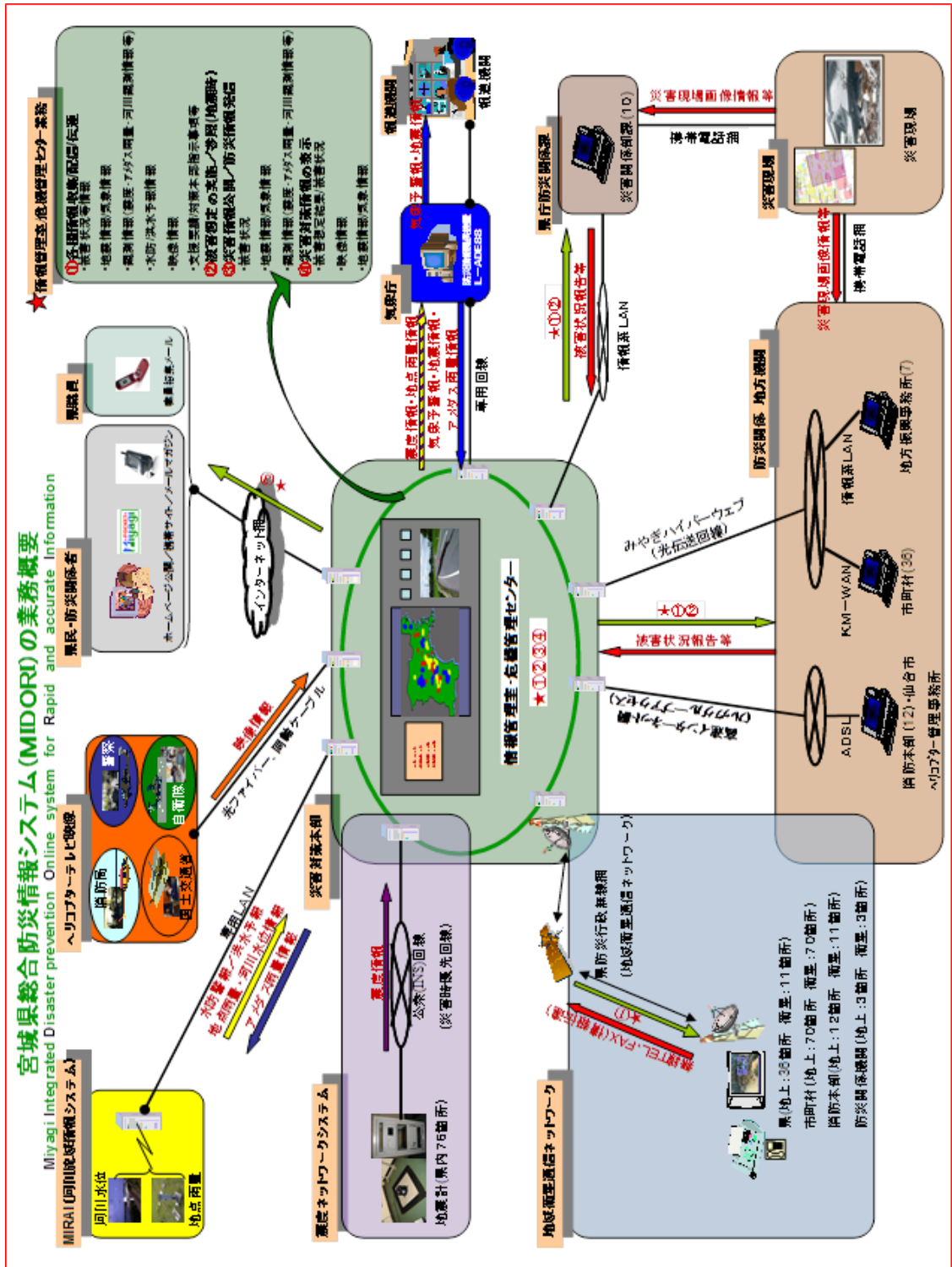
県は、市町村及び防災関係機関の連携による情報伝達ルート多重化、防災行政無線の整備拡充、県と国とを結ぶ防災無線網の整備を図っている。

また、MIDORIを運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等に必要な情報を迅速に伝達する。

さらに、各関係機関が横断的に共有すべき防災情報について、市町村や消防本部等から各種災害情報をMIDORIに直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、速やかな情報伝達による被害の拡大防止を図っている。

今後、急速に発展する情報ネットワークや技術革新に対応できるよう、MIDORIの機能拡充を推進することとしている。

なお、仙台管区気象台から受信した気象警報等は、地域衛星通信ネットワークを活用して町や消防本部等の防災関係機関に自動配信される。



【 県総合防災情報システム概要図 】

第11節 職員の配備体制

町内において災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、町は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期す。

このため、町は、平常時から組織ごとの動員・配備計画や業務継続計画（BCP）を定めておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

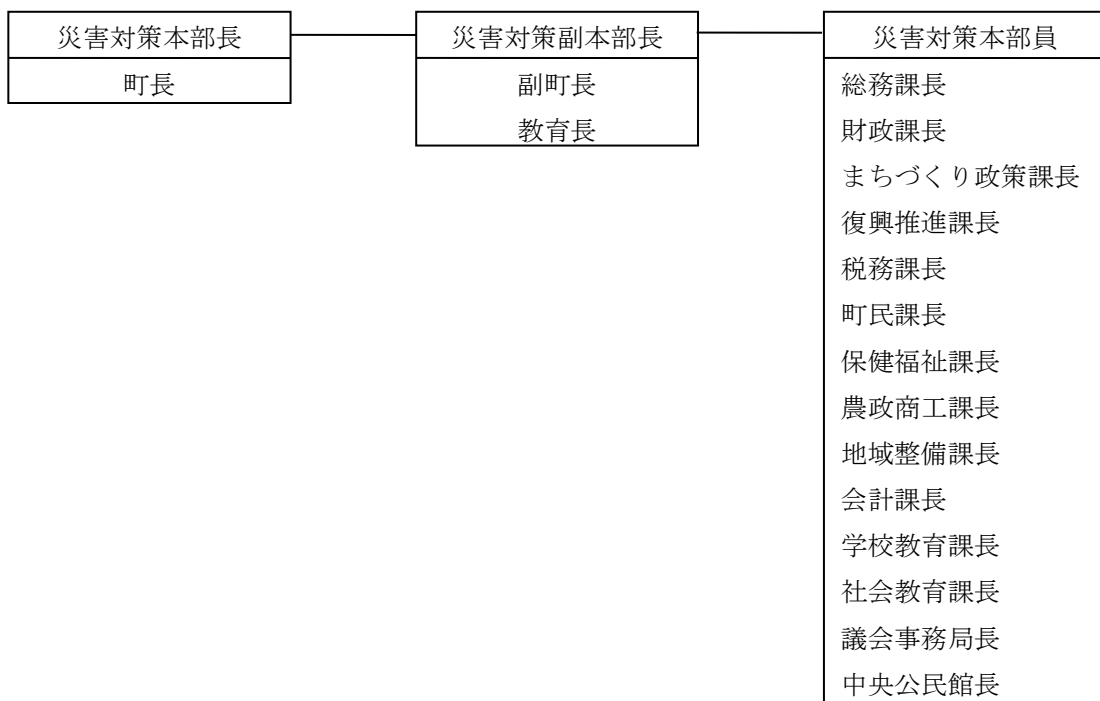
第1 町の配備体制（総務課）

町は、町域において災害が発生した場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が構築できるよう体制整備を図る。この際、町長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

1 災害対策本部・運用

(1) 災害対策本部の組織

町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織は「大郷町災害対策本部条例」及び「大郷町災害対策本部運営要綱」に基づき、あらかじめ定めており、策定済みの各種マニュアルを活用し、災害対策本部の体制運用を行う。



資料1-2 大郷町防災会議条例

資料1-3.1 大郷町災害対策本部条例

(2) 指揮命令系統

町長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副町長、教育長の順に指揮を執る。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

町長は、町内に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めたとときに災害対策本部を設置(ただし、町内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき又は町内に特別警報が発表されたときは自動的に設置する)する。また、その後、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと町長が認めたとときに廃止する。

なお、設置及び廃止した場合は、その旨を県及び関係機関、町民等に報告、周知する。

(4) 設置場所等

警戒本部及び災害対策本部の設置場所は、役場庁舎2階応接室とし、町庁舎が被害を受けた場合には、状況に応じた代替場所を設置する。

(5) 災害対策本部の運営

次の組織を運営するにあたって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知する。

ア 本部会議

本部長は、本部長・副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項を協議決定する。

イ 部

災害対策本部各部は、町における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

ウ 現地災害対策本部

町長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要と認めるとき、災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う。

2 警戒本部・特別警戒本部

町長は、風水害等に対する警戒態勢を強化する必要があると認められた場合、規模に応じて、警戒本部又は特別警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

3 水防本部

水防本部は、水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定に基づき定めた水防計画により、洪水による水害を警戒し防ぎよするため設置し、水防応急対策を実施する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

4 職員の動員配備

(1) 配備体制

職員の配備体制の基準及び内容をあらかじめ定めておくとともに、基準に対応した所要の職員の配備を定めておく。

(2) 夜間・休日等における体制

町は、夜間、休日等の勤務時間外において自然災害等が発生した場合に、情報収集及び

初動対応を迅速かつ的確に行うための庁舎警備員を配置する。

(3) 伝達系統

職員の非常招集の概要、細部の連絡系統について各組織にあらかじめ周知する。

(4) 職員の応急配備

初動時における非常配備については、各課の分掌事務に応じて作成された配備編成計画による。

また、初動時対応可能な複数の職員を事前に指定し、災害対策本部の初動体制の構築を図る。

5 災害復旧（復興）対策本部の設置及び廃止

災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと町長が認め、災害対策本部を廃止した場合には、必要に応じて災害復旧（復興）対策を円滑かつ適切に推進するため、町復旧（復興）対策本部を設置する。

町復旧（復興）対策本部の運営に関し、必要な事項は被災の状況に応じ、その都度定める。

第2 防災担当職員の育成（総務課）

町は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第3 人材確保対策（総務課）

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第4 感染症対策（総務課）

町は、災害対応に当たる職員等の定期的な手洗い、マスクの着用等の感染症対策を徹底する。

第5 応急活動のためのマニュアルの整備（総務課）

町は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル作成に努め、職員に周知する。また、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第6 業務継続計画（BCP）（関係各課）

1 業務継続性の確保

(1) 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

(2) 業務継続体制の確保

町は、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、役場庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食

料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

(1) 電源及び非常用通信手段の確保

町は、防災中枢機能を果たす施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 再生可能エネルギーの導入推進

町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

3 データ管理の徹底

町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、及び測量図面等データの整備保存、並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

町は、災害への対応が長期に渡ることをかんがみ、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるようあらかじめ体制を構築する。

第12節 防災拠点等の整備・充実

災害時における防災対策を推進するうえで重要となる防災拠点等について、町は、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、整備・拡充を図る。

また、災害時に必要となる防災物資、資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

第1 防災拠点の整備及び連携（総務課・まちづくり政策課・財政課）

- 1 町は、役場庁舎の耐震化及び大規模な災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。
また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、大谷東部・大谷西部・粕川・大松沢地区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実にも努める。
- 2 町は、主要地方道大和松島線沿道に整備されている「道の駅おおさと」について、車両利用者の一時避難や交通情報等の収集等、防災拠点に必要な基盤・設備の充実に努め、機能の拡充・向上に努める。
- 3 町は、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。

第2 防災拠点機能の確保・充実（総務課）

- 1 町は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、防災中枢機能を果たす役場庁舎の施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、その他庁舎や公共施設、道の駅おおさと、公園施設等防災機能を有する拠点の整備・充実に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。
- 2 町は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。
- 3 町は、災害対策本部の設置を予定している役場庁舎について、被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。
また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。
- 4 町は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。
- 5 町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第3 臨時ヘリポートの整備（総務課）

町は、大規模災害時における、ヘリコプターの有効活用を図るため、次の箇所を臨時ヘリポートとして定めておく。

発着地点	所在地	面積
大郷町総合運動場 (大郷町野球場)	大郷町中村字町浦 44-1	100m×100m
大松沢社会教育センター (旧大松沢小学校グラウンド)	大郷町大松沢字旅籠屋 9	100m×50m

第4 防災用資機材等の整備・充実（総務課・地域整備課・まちづくり政策課・財政課）

1 町が整備する資機材

(1) 防災用資機材

町は、応急活動用資機材の整備・充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備・充実にも努めるとともに、常に災害に対応できる状態であるよう、老朽化や劣化、消耗した資機材の更新・補充に努める。

(2) 水防用資機材

町は、災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。

(3) 防災特殊車両等

町は、災害対策に必要な車両等の整備充実を図る。

第5 防災用資機材の確保対策（総務課・地域整備課・まちづくり政策課・財政課）

1 地域内での確保対策

町及び防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、石油販売業者と燃料の優先供給についての協定の締結のもとに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

町は、支援物資を取り扱う事業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウス等の備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 防災用備蓄拠点の整備

町は、町内及び近隣市町村のスーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通事業者及び物流事業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

4 救助用重機の確保対策

町は、災害発生時において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

- 資料 3-17 災害時相互応援計画〔(公社)日本水道協会宮城県支部〕
- 資料 3-18 災害時における応急措置の協力に関する協定〔大郷地区建設災害防止協議会〕
- 資料 3-20 大規模災害時における協力に関する協定書
〔三井住建道路(株)東北支店宮城営業所〕
- 資料 3-21 災害時の応急措置の協力について〔(株)小野建設ほか 8 社〕
- 資料 3-22 災害時(非常時)における応急対策活動に係る協力に関する協定書
〔コマツレンタル(株)〕
- 資料 3-24 災害時における応急用燃料の供給に関する覚書
〔宮城県石油商業協同組合塩釜支部、黒川支部〕
- 資料 3-25 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書〔みやぎ生活協同組合〕
- 資料 3-26 災害時における物資の供給協力に関する協定書
〔黒川地区内 1 市 2 町 1 村・新みやぎ農業協同組合〕
- 資料 3-27 災害時における支援協力に関する協定書
〔黒川地区内 1 市 2 町 1 村・白石食品工業(株)仙台工場〕
- 資料 3-28 災害時における清涼飲料水供給に関する協定書
〔コカ・コーラボトラーズジャパン(株)〕

第13節 相互応援体制の整備

大規模な災害時には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、町は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第1 相互応援体制の整備（総務課）

1 受入体制の整備

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて、情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、役場庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮する。

2 協定の締結

人の生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、町は、平素から関係機関間で協定を締結する等、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 外部専門家による支援体制の構築

町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第2 市町村間の相互応援協定の締結等（総務課）

1 相互応援協定の締結等

町の行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結する等、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

(1) 連絡体制の確保

ア 災害時における連絡担当部局の選定

- イ 夜間における連絡体制の確保
- (2) 円滑な応援要請
 - ア 主な応援要請事項の選定
 - イ 被害情報等の応援実施に必要なとなる情報の伝達

2 県内全市町村間の相互応援協定

町は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。

3 遠方の市町村間の相互応援協定の推進

町は、すでに他都道県の3市町と応援協定を締結している。今後も、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方の市町村との総合応援協定の締結を推進する。

4 雪害に備えた市町村間の相互応援協定

町は、相互応援協定の締結に当たり、雪害対応に係る経験が豊富な市町村との協定締結も考慮する。

5 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練を実施し、災害時の応援等に係る情報交換を行う。

6 後方支援体制の構築

町は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互協定を締結し、それぞれにおいて後方支援基地と位置づける等、必要な準備を整える。

7 応援協定締結状況

町では現在、次のとおり協定を締結しているが、今後さらに強化を図る。

協定年月日	協 定 機 関	内 容
昭和40年6月15日	大和町、大衡村、富谷市	消防相互応援協定
昭和48年6月26日	色麻町	黒川地区行政事務組合 消防相互応援協定
昭和48年6月27日	大崎地域行政事務組合	黒川地区行政事務組合 消防相互応援協定
昭和48年6月28日	旧三本木町	黒川地区行政事務組合 消防相互応援協定
昭和48年6月29日	陸上自衛隊大和駐とん地	黒川地区行政事務組合 消防相互応援協定
平成7年11月14日	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、富谷市	宮城「館」防災に関する相互応援協定
平成16年7月26日	県、県内市町村	災害時における宮城県市町村相互応援協定
平成24年10月23日	北海道清水町	災害時相互援助に関する協定
平成24年11月13日	山形県舟形町	災害時相互援助に関する協定
平成25年4月23日	東京都青梅市	災害時相互援助に関する協定

資料3-1 富谷市、大和町、大衡村、大郷町消防相互応援協定書

資料3-2 宮城「館」防災に関する相互応援協定

- 資料3-3 消防相互応援協定書〔色麻町、黒川地域行政事務組合〕
- 資料3-4 消防相互応援協定書〔大崎地域行政事務組合、黒川地域行政事務組合〕
- 資料3-5 消防相互応援協定書〔旧三本木町、黒川地域行政事務組合〕
- 資料3-6 消防相互応援協定書〔陸上自衛隊大和駐とん地、黒川地域行政事務組合〕
- 資料3-7 災害時における宮城県市町村相互応援協定書
- 資料3-9 災害時相互援助に関する協定書〔北海道清水町〕
- 資料3-10 災害時相互援助に関する協定書〔山形県舟形町〕
- 資料3-11 災害時相互援助に関する協定〔東京都青梅市〕

第3 県による応援体制の整備への協力（総務課）

県は、県内の市町村が被災した場合に備えて、災害対策本部地方支部や地域部、現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について検討するとともに、防災資機材の備蓄、他の市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れ等の支援体制を構築することとしている。

また、市町村からの要請に応じて支援を実施するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行うこととしている。

これらの体制確立に合わせて、町は以下の取組みを進める。

1 連携体制の構築

町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

2 応援体制の強化

町は、大規模災害が発生した際に県からの応援を迅速かつ的確に受け入れられるよう、県と合同での総合防災訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第4 消防機関における消防相互応援体制等の整備（消防本部・総務課）

大規模な災害時には、被災地の地方公共団体だけで全ての対策を実施することは困難であり、隣接する地方公共団体もまた、同時に大きな被害を受ける可能性があり、広域的な消防機関における消防相互応援体制の拡充を図る必要がある。

消防本部は、「宮城県広域消防相互応援協定」、「宮城県広域航空消防応援協定」、「宮城県内航空消防応援協定」及び「宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定」等を締結し、町内における広域応援体制の整備を推進しているが、今後ともこれらの協定に基づく防災訓練等を通じて、消防相互応援体制の実効性の確保に努める。

資料3-12 宮城県広域消防相互応援協定書

資料3-13 宮城県広域航空消防応援協定書

資料3-14 宮城県内航空消防応援協定〔仙台市長ほか消防本部(局)設置市町村及び

(広域)行政事務組合管理者〕

資料3-15 宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害における広域航空消防

応援に関する協定〔仙台市長ほか消防本部(局)設置市町村(広域)行政事務組合管理者〕

第5 他都道府県との応援体制の整備（総務課）

県は、複数の自治体からの応援を速やかに受入れ、その支援を調整し、被災市町村支援を行うため、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、円滑に応援を受入れるための体制を整備する。

1 平常時からの連携

協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平常時においては大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。

2 受援体制の整備

県は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、受入れ窓口や指揮系統を明確化するとともに、国の関係機関、海外等からの支援を含む他機関からの応援についても受入れ可能な体制を整備する。

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第6 緊急消防援助隊の受援体制の整備（総務課）

緊急消防援助隊は、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、「消防組織法」（昭和22年法律第226号）等に基づき各都道府県に編成された全国規模の組織であり、各消防本部に所属する救助隊や救急隊等を事前に登録し、総務省消防庁長官の求め又は指示に応じて大規模な災害時に被災地に出動する。

本町が被災し、緊急救助隊を受入れることが決定した場合、消防本部は緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の整備を図る。

第7 非常時連絡体制の確保（総務課）

1 非常時連絡手段の確保

町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な県及び災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

2 通信不通時の連絡ルールの策定

町は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所等）についても、事前にルールを決めておく等、連絡体制の確保に努める。

第8 資機材及び施設等の相互利用（総務課）

町は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第9 救援活動拠点の確保（総務課）

町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

第10 関係団体との連携強化（総務課）

町は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施する。

また、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図る等、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

さらに、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく等、民間事業者等のノウハウや能力等の活用を図る。

第11 その他の応援協定、覚書（総務課）

町では、その他の応援要請として、民間団体と以下の協定、覚書を締結しているが、今後さらに強化を図る。

区分	相互応援協定名	協定等締結先	相互応援協力内容
土木建設	水道施設の災害に伴う相互応援計画	日本水道協会宮城県支部	・応急給水、応急復旧、応急用資材の提供、工事業者のあっせん等
土木建設	災害時における応急措置の協力に関する協定	大郷地区建設災害防止協議会	・災害箇所の応急措置、人員及び資機材の提供等
土木建設	大規模災害時における災害状況調査・応急措置に係る応援協力に関する協定書	(株) 丹勝	・災害箇所の状況報告及び応急措置 ・町道の一部区間において危険箇所（除雪作業）の報告
土木建設	大規模災害時における協力に関する協定書	三井住建道路（株） 東北支店 宮城営業所	・建設資機材の提供
土木建設	災害時の応急措置の協力について	(株) 小野建設 (株) 鈴幸商店 (株) サカエ (株) 丹勝 (株) グローバル工業 エスアールジータカミヤ (株) 宮城仙台センター 世紀東急工業（株） 黒川営業所 シンレキ工業（株） 東北事業所 東北日本板硝子（株）	・人員、機械、資材の提供
土木建設	災害時（非常時）における応急対策活動に係る協力に関する協定	コマツレンタル（株）	・建設機材、生活物資等の貸与（レンタル）
土木建設	除雪作業の応援又は協力に関する覚書	(株) 丹勝	・一部町道の除雪作業業務及び作業報告
物資	災害時における応急用燃料の供給に関する覚	宮城県石油商業協同組合 塩釜支部	・避難所、学校、病院、官公署、緊急車両等への燃料の供給先及び

	書		給油
食料 物資	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	みやぎ生活協同組合	・食料品、衣料品寝具、日用品雑貨品等の供給
食料 物資	災害時における物資の供給協力に関する協定書	新みやぎ農業協同組合	・食糧、燃料、生活用品その他物資の供給
食料	災害時における支援協力に関する協定書	黒川地区内1市2町1村、白石食品工業(株) 仙台工場	・保有食料品の優先供給
飲料水	災害時における清涼飲料水供給に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	・清涼飲料水の優先供給
情報 物資	災害時における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人 隊友会宮城県隊友会 大郷支部	・災害関連情報の収集及び伝達 ・本部と災害派遣部隊間の連絡調整・補助 ・本部の運営等に必要な業務の補助 ・物資・資材等の運送及び配分の補助 ・その他、町が必要と認める業務の補助
情報	災害時における大郷町内郵便局・大郷町間の協力に関する覚書	大郷町内郵便局	・郵便・為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務扱い及び援護対策 ・避難所への臨時郵便差出箱の設置 ・被災情報の相互提供
情報	電力設備災害復旧に関する協定書	東北電力ネットワーク(株)	・被災情報等の相互提供
福祉	大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書	社会福祉法人 大郷町社会福祉協議会	・ボランティアセンターの設置 ・被災住民のニーズの把握 ・ボランティアの募集・受付 ・現場へのボランティア派遣等

資料3-17 災害時相互応援計画〔(公社)日本水道協会宮城県支部〕

資料3-18 災害時における応急措置の協力に関する協定〔大郷地区建設災害防止協議会〕

資料3-19 大規模災害時における災害状況調査・応急措置に係る応援協力に関する協定書
〔(株)丹勝〕

資料3-20 大規模災害時における協力に関する協定書

〔三井住建道路(株)東北支店 宮城営業所〕

資料3-21 災害時の応急措置の協力について〔(株)小野建設ほか8社〕

資料3-22 災害時(非常時)における応急対策活動に係る協力に関する協定書

〔コマツレンタル(株)〕

資料3-23 除雪作業の応援又は協力に関する覚書〔(株)丹勝〕

資料3-24 災害時における応急用燃料の供給に関する覚書

〔宮城県石油商業協同組合塩釜支部、黒川支部〕

資料3-25 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

〔みやぎ生活協同組合〕

資料3-26 災害時における物資の供給協力に関する協定書

- 〔黒川地区内1市2町1村、新みやぎ農業協同組合〕
資料3-27 災害時における支援協力に関する協定書
- 〔黒川地区内1市2町1村、白石食品工業（株）仙台工場〕
資料3-28 災害時における清涼飲料水供給に関する協定書
〔コカ・コーラボトラーズジャパン（株）〕
- 資料3-29 災害時における隊友会の協力に関する協定
〔公益社団法人 隊友会宮城県隊友会大郷支部〕
- 資料3-30 災害時における大郷町内郵便局大郷町間の協力に関する覚書〔町内郵便局〕
- 資料3-31 電力設備災害復旧に関する協定書〔東北電力ネットワーク株式会社〕
- 資料3-32.1 大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書
〔社会福祉法人 大郷町社会福祉協議会〕
- 資料3-32.2 大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に
関する協定書〔社会福祉法人 大郷町社会福祉協議会〕
- 資料3-38 災害時及び平時のドローン活用に関する連携協定書〔有限会社今生農材〕、
〔一般社団法人救急医療・災害対応無人機等自動支援システム活用推進協議会〕

第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

大規模な災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は医療関係機関等と緊密な連携を図りながら、町民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

第1 町の医療救護体制の整備（保健福祉課・総務課・黒川郡医師会等）

町は、災害時における医療救護体制を次のように整備する。

1 実施体制

- (1) 被災者に対する医療救護は、町が行う。なお、町限りで実施困難なときは県に対して医療救護班の派遣を要請し、隣接する市町村、県その他の医療機関の応援により行う。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、県及び県の委任に基づき日本赤十字社宮城県支部が実施する。

2 初期医療体制の整備（保健福祉課）

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 医療機関の協力により、医療救護班を編成する。
- (4) 医療救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

3 医療救護活動の担当部門の設置

- (1) 町は、災害が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。
- (2) 町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ決めておく。
- (3) 町は、医療救護体制について県が設置した県地域災害医療支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

4 医療救護所の指定

- (1) 町は、黒川郡医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。
- (2) 町は、障がい者等の要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

(3) 町は、日頃から医療救護所の設置される場所について、保健福祉事務所(塩釜保健所)と情報の共有を図る。

5 地域医療関係機関との連携体制

町は、地域の医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。

6 医療救護班の編成

(1) 町は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては黒川郡医師会、地区歯科医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。町独自で医療救護班編成が困難な場合は、宮城県仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)の協力のもと、広域圏で編成する。

(2) 町等で編成された医療救護班については、宮城県仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)へ報告する。変更した場合も同様とする。

7 応急救護設備の整備と点検

町は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

8 負傷者の医療機関への搬送体制

災害時における負傷者の搬送、救護スタッフの搬送及び医薬品等医療用物資の搬送について、関係各課及び県、医療関係機関・団体と連携した搬送体制を整備する。

また、ヘリコプターによる搬送も有効であるため、総務課は関係機関と連絡を密にし、県防災ヘリコプター及び関係機関所有のヘリコプターによる搬送体制を確保しておく。

第2 県の医療救護体制 (保健福祉課)

1 医療救護活動に関する調整組織

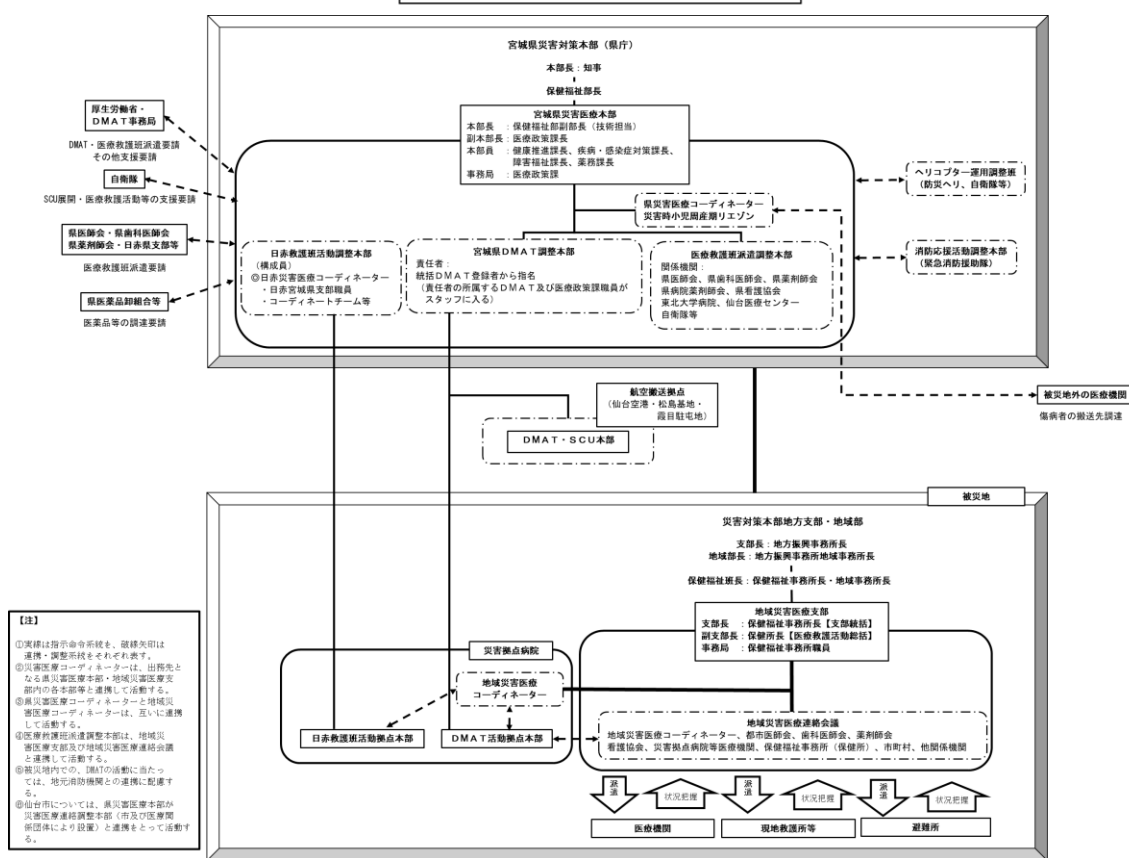
県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。

名称	設置・出務場所	業務内容
災害医療本部	災害対策本部内	医療救護全体の調整
宮城県DMAT調整本部	災害医療本部内	DMATの受入・配置調整
日赤救護班活動調整本部	災害医療本部内	日赤救護班の活動全般の調整、受入・配置調整
医療救護班派遣調整本部	災害医療本部内	医療救護班の受入・配置調整
DMAT・SCU本部 ※ SCU: 航空搬送拠点臨時医療施設	航空搬送拠点(仙台空港・航空自衛隊松島基地・陸上自衛隊霞目駐屯地)	広域医療搬送の調整
地域災害医療支部	被災地の保健福祉事務所	地域医療救護全体の調整
DMAT活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域でのDMAT活動
地域災害医療連絡会議	被災地の保健福祉事務所	医療救護活動の情報共有
災害医療コーディネーター	災害医療本部内	医療救護活動の調整
	設置：地域災害医療支部 出務：災害拠点病院又は中核的医療機関	地域での医療活動の調整
県災害薬事コーディネーター	災害医療本部内	医薬品供給・薬剤師派遣に関する情報収集・調整及び一次医薬

		品集積所の管理
地域災害薬事連絡調整員	地域災害医療支部内	管内の医薬品供給・薬剤師活動に関する情報収集・調整及び二次医薬品集積所の管理
災害時小児周産期リエゾン	災害医療本部内等	小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整

※DMA T（災害派遣医療チーム）：大規模な災害や事故の発生後、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成される。

宮城県災害医療救護体制図



2 地域災害医療支部

- (1) 地域災害医療支部（仙台支部：仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)）は管内の医療部門の総合調整を行う。
- (2) 地域災害医療支部は、被災により地域災害医療支部を設置できない場合は、他の県行政庁舎等に設置する。

地域災害医療支部名	設置場所	管内市町村
仙台支部	宮城県仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、 大郷町 、大衡村

- (3) 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)は、町と協力して次の業務を行う。
- ア 管内の医療救護活動の総合調整
 - イ 管内の医療救護に関する情報の収集及び提供
 - ウ 管内の市町村の医療救護活動の支援
 - エ 管内の災害拠点病院の医療救護活動の調整
 - オ 支部管内の医療救護施設等への医療支援の受入れの調整
 - カ 管内医療機関の宮城県救急医療情報システム、EMISへの代行入力
 - キ 市町村災害対策本部が行う避難所の医療ニーズ調査の支援
- (4) 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)に地域災害医療コーディネーターを置き、地域の災害時の医療活動を調整する。
- (5) 仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)及び地域災害医療連絡会議は、当該地域において医療救護活動が行われる間設置する。

第3 災害拠点病院（宮城DMAT指定病院）等（保健福祉課）

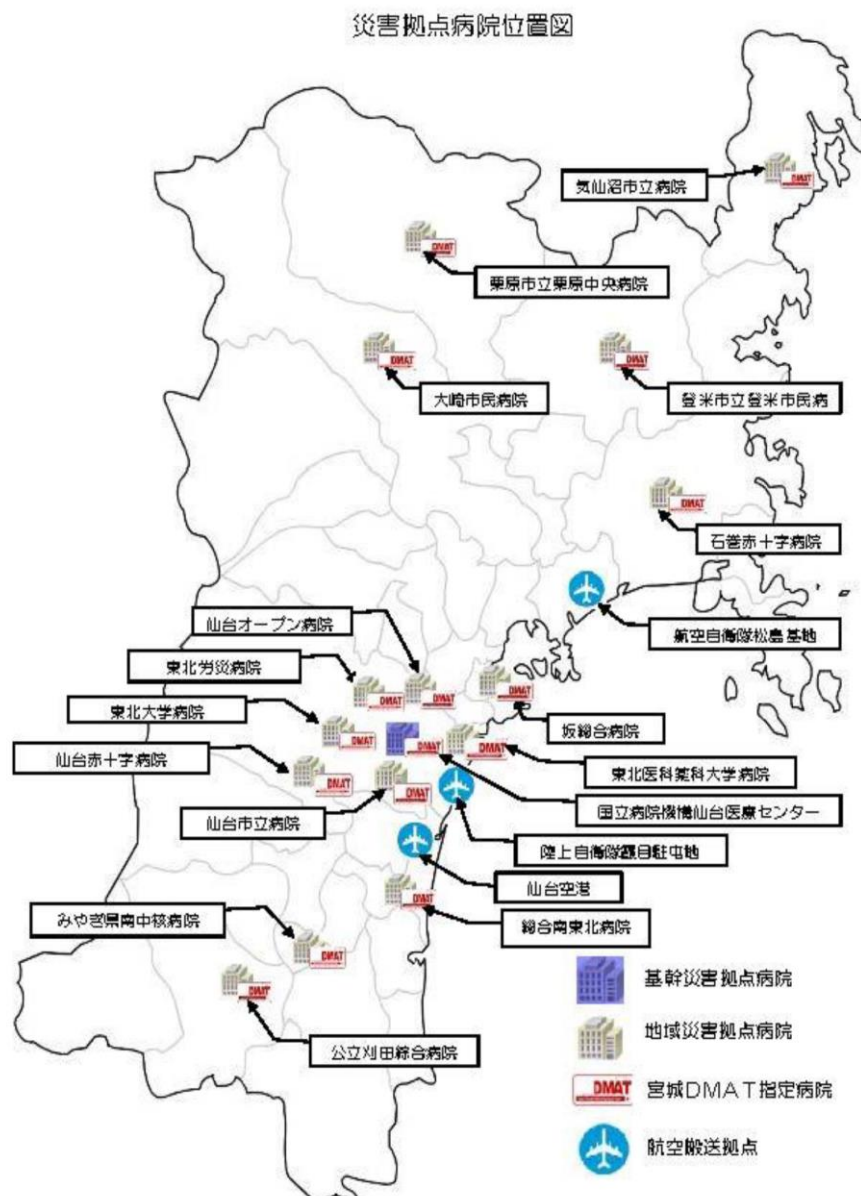
本町で災害時に町内の医療施設で対応できない場合、県の指定する災害拠点病院等に収容する。なお、災害拠点病院との密接な連携体制の構築により後方医療体制の充実を図る。

1 町の災害医療に関して中心的な役割を果たす災害拠点病院は下表の通りである。

災害拠点病院	地域災害医療支部	病 院 名
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター
地域災害拠点病院	仙台	東北大学病院、仙台市立病院、東北労災病院、 仙台赤十字病院、仙台オープン病院、 東北薬科大学病院、坂総合病院

2 災害拠点病院の機能は、次の機能を有する。

- (1) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の震災時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- (3) 自己完結型のDMAT及び医療救護チームの派遣機能
- (4) 他の医療機関から派遣されたDMATや医療救護班の受入れ機能
- (5) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能



番号	病院名	一般病床数
1	財団法人宮城厚生協会 坂総合病院	357
2	独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院	485
3	東北大学病院	1,160
4	仙台赤十字病院	389
5	仙台オープン病院	330
6	東北薬科大学病院	554
7	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	628
8	仙台市立病院	467

3 市町村等によりDMATの派遣を要請した場合には、宮城県災害医療本部内に宮城県DMAT調整本部が設置され、県内で活動するすべてのDMATを統括する。

DMAT活動拠点本部は、被災地域の災害拠点病院に設置され、宮城県DMAT調整本部の指揮・調整のもと、地域内で活動するDMATを指揮する。

宮城県DMAT調整本部及びDMAT活動拠点本部は、県内でDMATの活動が行われ

る間設置する。

第4 在宅要医療患者の医療救護体制（保健福祉課）

- 1 町は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を確認しておく。
- 2 医療機関は、自院で診療を行っている在宅要医療患者の台帳の整備に努めるとともに、災害時の対応について町及び患者に周知する。
被災により診療が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。
- 3 県は、県透析医会、町、県医師会等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する体制を整備する。

第5 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備（保健福祉課・総務課・消防本部）

1 災害時情報伝達手段の確保

町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

2 医療救護活動に関する情報連絡体制

(1) 情報の共有

町は、地域災害医療支部及び災害拠点病院からの情報を収集し、整理し、町内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。

(2) 宮城県救急医療情報システム（災害モード）による連絡体制

消防本部は、医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否等の把握は、宮城県救急医療情報システム（災害モード）により行う。あらかじめ医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。

宮城県救急医療情報システム

平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に運用している。平成19年度に災害モードを導入、大規模災害発生時は災害モードに切り替わる。

◎システム参加機関(平成29年3月現在)

医療機関 156、消防本部 12、県医師会、宮城県(保健福祉部、各保健福祉事務所)、仙台市(健康福祉局、各区保健福祉センター)

◎災害時情報

患者受入れ可否情報、受入れ患者数、転送を要する患者数、ライフラインの状況等

第6 医薬品等の備蓄・供給体制（保健福祉課・総務課）

1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

- (1) 町は、災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から町内の医療機関、避難所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等の備蓄を推進する。

(2) 町は、地区地域薬剤師会と発災時の医薬品供給に関する協定を締結する等により、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。

2 薬剤師の確保

町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、郡医師会や地区地域薬剤師会とあらかじめ協議しておく。

第7 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施（保健福祉課）

町は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、応急救護施設の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

また、DMATが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMATから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める。

さらに、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。

第8 福祉支援体制の整備（保健福祉課）

大規模な災害時においては、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

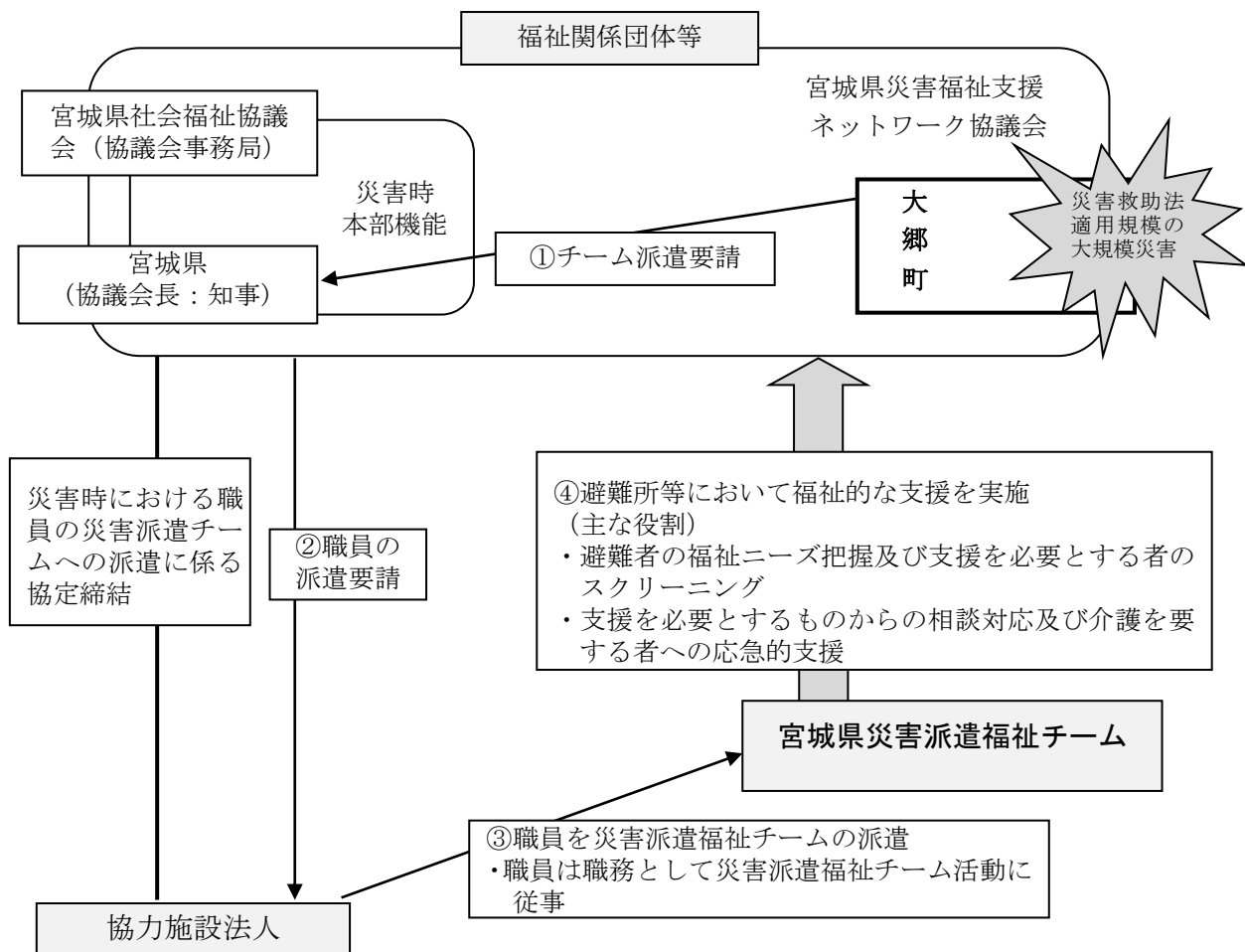
このため町は、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤とする広域的な福祉支援ネットワークと連携して、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム（DWA T。以下「災害派遣福祉チーム」という。）の派遣受入体制の整備に努める。

1 災害派遣福祉チームの体制の整備

(1) 災害派遣福祉チームの派遣スキーム

災害派遣福祉チームの派遣スキームは次のとおりである。

○ 宮城県災害派遣福祉チームの派遣スキーム



(2) 災害派遣福祉チームの体制における役割 (平時)

ア 町の役割

(ア) 町の地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、避難所の運営体制等を整備する。

(イ) 災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

イ 県の役割

(ア) 災害派遣福祉チームへの職員の派遣を求めるために、社会福祉法人等へ協力を依頼し、職員の派遣に関する協定を締結する。

(イ) 災害時における福祉チームの相互派遣が実施できるよう、他の都道府県との連携体制の整備を行う。

(ウ) 災害派遣福祉チームに関する周知・啓発のための活動を行う。

ウ 宮城県社会福祉協議会 (宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局) の役割

(ア) 社会福祉法人等からチームに派遣する者として届出のあった者について、チーム員名簿に登録する。

(イ) 災害派遣福祉チームに関する研修を行う。

エ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割

福祉関係団体等を構成する法人、施設等に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣等のチームの活動に関する協力について呼びかけを行う。

オ 災害派遣福祉チームへの派遣に関する協定を締結した法人、施設等（以下「協力法人施設」という。）の役割

チーム員に対する研修への職員の派遣など災害派遣福祉チームの活動に関する協力を行う。

(3) 災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）

ア 町の役割

避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

イ 県の役割

(ア) 町のチーム派遣要請を受け、情報収集を行い、災害派遣福祉チームの派遣の決定を行う。

(イ) 協力法人施設に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣を要請する。

ウ 宮城県社会福祉協議会（宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会事務局）の役割

(ア) 協力法人施設に対して、災害派遣福祉チームへの職員の派遣についての事前調整を行う。

(イ) 派遣可能な職員による災害派遣福祉チームの編成を行う。

(ウ) 災害派遣福祉チームとの連絡調整など災害派遣福祉チームの活動をサポートする。

エ 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成員である福祉関係団体等の役割

宮城県及び宮城県社会福祉協議会が実施する災害派遣福祉チームの本部機能について支援を行う。

オ 協力法人施設の役割

可能な限り、知事からの要請に応じ、災害派遣福祉チームに職員を派遣する。

2 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施

宮城県災害福祉ネットワーク協議会（事務局：宮城県社会福祉協議会）は、災害派遣福祉チームの活動が円滑に行われるよう、チーム員に対する研修を実施する。

また、町は、宮城県災害福祉ネットワーク協議会と連携して、発災時に避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。

第15節 緊急輸送体制の整備

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、町及び関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

第1 緊急輸送ネットワークの形成（総務課）

1 緊急輸送ネットワークの設定

町は、県及び関係機関が構築する緊急輸送ネットワークを基に、町内の関連道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検し、物資輸送拠点を経て各指定避難所等に支援物資を届ける、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

2 緊急輸送ネットワークの安全性確保

町は、緊急輸送ネットワークとして指定された町が管理する輸送施設や輸送拠点について、特に風水害に対する安全性の確保（雪害においては特にスノーシェットの設置、除雪体制の強化等）に配慮する。

第2 緊急輸送道路の確保（地域整備課・県警察本部）

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

町は、他の道路管理者と連携を図り、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画の策定を行うとともに、当該道路の防災対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

2 緊急輸送道路の確保及び整備

町は、他の道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保について関係機関と協議のうえ、協定等の締結に努める。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

3 災害発生時の運転者の義務の周知

災害発生時において、災害応急対策等に必要の人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合の、できる限り安全な方法により「車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない」といった車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 道路啓開体制の整備

町は、他の道路管理者と連携を図り、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。

また、町は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

第3 臨時ヘリポートの確保（総務課）

町は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図る。

災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

第4 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備（総務課）

町は、大規模災害時における緊急消防援助隊の航空部隊や自衛隊等他機関ヘリコプターの応援活動が円滑に行えるよう、建物屋上（役場、学校等）に、あらかじめ割り振りをした番号や施設名称を塗料で大きく表示する等の対空表示、いわゆるヘリサインの整備について検討する。

第5 緊急輸送体制（総務課）

1 緊急通行車両に係る確認手続き

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に基づき、知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認事務についての手続きを定めておく。

なお、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため行う事前届出は、県公安委員会・大和警察署に対して行う。

2 緊急輸送に関する協定

(1) 配送に関する協定

町は、緊急物資輸送に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、（公社）宮城県トラック協会や輸送事業者等と協定の締結を行い、連携強化を図る。

(2) 仕分けに関する協定

町は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や協定の締結を事前から検討しておく。

(3) 協定内容の拡充

町は、緊急輸送に関する協定の締結においては、必要に応じ次の内容を盛り込む等、協定内容をより充実させるよう努める。

- ア 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参画
- イ 物流・ロジスティクスを熟知した人材の支援物資集積所への派遣
- ウ 物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用
- エ 被災時の場の提供による避難場所としての機能 など

3 緊急輸送の環境整備

町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

4 燃料優先協定の締結

町は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置等を含め、民間企業等と協定を締結する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

5 復旧体制の整備

町は、他の道路管理者と連携を図り、橋りょう、一般道と鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

第16節 避難対策

大規模災害発生時には、避難者が多数発生するおそれがある。

このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所及び避難路等の整備等、災害発生後に住民や外来者等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉の連携により、高齢者等の要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

第1 避難誘導體制（総務課・大和警察署・交通指導隊員・消防団員・施設管理者）

- 1 町は、避難情報について、河川管理者及び水防管理者及び仙台管区气象台等の協力を得つつ、避難情報の発令区域やタイミングを設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川のはん濫、台風等による河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- 2 町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
- 3 町は、指定緊急避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- 4 町は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に関する計画を作成し、訓練を行う。
- 5 町は、土砂災害等に対する住民等の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努める。
- 6 町は、避難誘導は、大和警察署の協力を得て、町職員及び交通指導隊員、消防団員が行うこととし、さらに地域住民、自主防災組織等と連携を図り、協力して避難活動を行う。
- 7 町は、これらの関係機関と協議し、発災時の避難所開設状況の公示・連絡や避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。
- 8 町は、学校、社会福祉施設、病院等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害等を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図る。

第2 水害、土砂災害における避難情報（総務課）

1 避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

町が避難情報を発令する場合又は仙台管区气象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわか

るような避難情報の提供に努める。

高齢者等避難及び避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的な避難を心がける。

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	緊急安全確保	町
警戒レベル4	・危険な場所から指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難指示	町
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は、危険な場所から立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	町
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報（洪水、大雨、高潮）	仙台管区気象台
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）※大雨に関するもの	仙台管区気象台

2 避難情報の発令対象区域の設定

(1) 水害

町は、水害について次のような避難情報の発令対象区域を設定しておく。

ア 洪水予報河川と水位周知河川

洪水予報河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。

また、避難情報の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。

イ その他河川

その他河川については、はん濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難情報の発令基準を策定する。

また、避難情報の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて区域を設定する。

ウ 洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難情報の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、町は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておく。

エ 大河川の下流部等

大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においてもはん濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難情報の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

オ 避難情報の発令対象区域

避難情報の発令対象区域については、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(2) 土砂災害

町は、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とし、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。

また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

第3 指定緊急避難場所の確保（総務課）

1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底

町は、災害から町内の住民等が一時避難するための場所について、公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等公共施設を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも検討する。

また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることについてや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立ち退き避難から行動を変容し緊急安全確保を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所の指定は速やかに指定を終えるよう努める。

2 公共用地等の有効活用

町は、指定緊急避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

3 教育施設等を指定する場合の対応

町は、学校等教育施設を指定緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

4 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

5 備蓄倉庫及び通信設備の確保

町は、指定緊急避難場所と位置づけられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

6 指定緊急避難場所の指定基準等

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、がけ崩れ、土石流、地滑り、大規模な火事、内水はん濫とする。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。

- (1) 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- (2) 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
- (3) 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。

また、上記の基準のほか、次の条件に留意する。

- (4) 要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
- (5) 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。
- (6) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時へ

- リポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
- (7) 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
 - (8) 危険物施設等が近くにないこと。
 - (9) 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
 - (10) 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
 - (11) 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
 - (12) 被害情報入手に資する情報機器（防災行政無線、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

第4 避難路の確保（地域整備課・総務課）

町は、指定緊急避難場所、指定避難所等への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 1 十分な幅員があること。
- 2 万が一に備えた複数路の確保。
- 3 がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第5 避難路等の整備（地域整備課・総務課・財政課）

1 避難路等の整備・改善

町は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、災害による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

町は、避難経路に面する建物の強化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう対策の整備に努める。

3 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路等の位置等を町内各所に掲示することや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示する等、住民等が日常の生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みに努める。

避難誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(2) 多言語化の推進

町は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

4 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、徒歩による避難の基本原則の徹底を図る。

なお、交差点部や橋りょう部等、渋滞が発生しやすい場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行うとともに、車両の通行に支障がないと判断される場合には、車両による避難等を容認する。

第6 避難誘導体制の整備（総務課・保健福祉課・まちづくり政策課）**1 行動ルールの策定**

町は、消防団員、警察官、町職員等防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 避難誘導・支援の訓練の実施

町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

第7 避難行動要支援者の支援方策（総務課・町民課・保健福祉課・施設管理者）**1 避難行動要支援者の支援方策の検討**

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。

また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

3 社会福祉施設等における対応**(1) 動員計画及び非常召集体制等の確立**

社会福祉施設等の管理者は、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練等を定めた計画を作成するとともに、自衛防災組織を整備するよう努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

町及び社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄等持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行っておくよう努める。

4 在宅者対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の了解を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

町は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

町は県の支援の下、災害時の停電が命に直結する在宅人工呼吸器使用者について、町における情報の把握、及び災害時個別支援計画の策定等、対策強化を図る。

(4) 感染症の自宅療養者への対応

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健福祉事務所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。

また、保健福祉事務所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

5 外国人等への対応

町は、県及び防災関係機関と連携して、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

(1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所や避難路等の標識等について、ピクトグラム（意味を簡素化した図、絵文字）の活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

第8 教育機関における対応（教育委員会・保健福祉課・町民課）**1 児童生徒等の安全対策**

(1) 引渡しに関するルールの方策

町、県及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(2) 安全確保対策の検討

学校等の校長等は、災害が発生した場合又は町等が避難指示を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

(3) 引渡し対応の検討

学校等の校長等は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留める等の事前の協議・確認を行うとともに、登下校園中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず、保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促す等の対応等も合わせて検討する。

2 連絡・連携体制の構築

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第9 避難計画の策定（総務課・保健福祉課）**1 町の対応**

町は、次の事項に留意して、指定緊急避難場所、避難経路等を明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所、指定避難所等や避難路等の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難計画の作成に当たり、総務課と保健福祉課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておく等、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難情報の具体的な基準及び伝達方法
- (2) 避難路、避難経路及び誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員
- (5) 避難後の各家庭の防犯体制づくり

なお、避難情報を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドラインの改定」（令和3年5月）を参考とする。

2 公的施設等の管理者

学校、病院、公民館等、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練を行うよう努める。

なお、計画の作成及び訓練の実施にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した内容とするよう努める。

第10 避難に関する広報（総務課・まちづくり政策課）

町は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、指定緊急避難場所、指定避難所等、避難路等水害に関するハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知を図る。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等の整備を推進する

1 早期に立ち退きが必要な区域

河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期に立ち退きが必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民に確認を促すよう努める。

2 避難指示等

避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を伝達するよう努める。

また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難の呼び掛けを伝達する。

3 大きな被害をもたらすおそれのあるため池

決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップ等を作成し、住民等に配布するほか、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成について、関係機関と連携し掲載内容の検討を行う。

4 水防管理者

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努める。

第17節 避難受入れ対策

大規模な災害発生時には、火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。

このため、町では事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第1 避難所の確保（総務課・社会教育課・公共施設管理者）

1 指定避難所の指定と周知

町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れ、避難者が避難生活を送るために、必要十分な指定避難所をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法や収容人数等を住民に周知する。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止等の事態に耐えうる施設とする。

2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

町は、指定避難所の整備に当たり、一定期間の避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、一時的、緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、その場合、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

3 指定避難所の代替施設の指定

町は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

4 指定避難所の指定基準

- (1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- (2) 構造条件：速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

5 指定避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

町は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時用公衆電話（特設公衆電話）の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレ等要配

慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、防災行政無線、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を努める。

(2) 物資等の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて要配慮者、女性、子供にも配慮に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

6 避難所の運営・管理

避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」(平成 28 年 4 月改定)を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、町、各避難所運営者は、専門家等との定期的な情報交換に努める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- (1) 町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の住民への普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (2) 町は、避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努める。
- (3) 町は、避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、多様な生活者の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておく。
- (4) 町は、避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。
- (5) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」(平成 28 年 4 月)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成しておく。
- (6) 町は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、あらかじめ準備しておく。
- (7) 町は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。
- (8) 町は、より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておく。
- (9) 町は、指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- (10) 町は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(令和 2 年 6 月)等を参考にしながら、避難所設営初動マニュアル等を作成し、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、宿泊施設等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努

める。

- (11) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合、トイレの確保、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など、車中泊による避難者の健康対策を医療・保健関係者等と連携して検討する。
- (12) 町は、指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

7 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

町は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。

(2) 運営取組みの促進

学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、教育委員会は、学校等と町や地域との連携体制に係る基本的な考え方や避難所運営との関連における学校防災マニュアル作成のポイント等を示し、学校、町、関係機関の取組みを促進する。

(3) 防災機能の強化

町は、町立の学校等施設について、天井材や外装材等の非構造部材も含めた強化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

8 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が介護・医療的ケア等の相談等の必要な支援が受けられる等、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定し、整備するように努める。

また、町は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設は、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

(2) 福祉避難所の公示

町は、福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(3) 福祉避難所の指定基準

ア バリアフリー化等要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可

能な限り確保されること。

(4) 他市町村での受入れ拠点の確保

町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受入れる拠点の整備に努める。

9 広域避難の対策

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫・減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、現在、北海道清水町、山形県舟形町、東京都青梅市との相互応援協定の中で、避難住民や要配慮者の受入について規定している。今後も、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県の地方公共団体との広域一時滞在に関する応援協定を締結するとともに、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

資料6-2 指定避難所一覧

第2 避難の長期化対策（保健福祉課）

1 栄養状況調査の実施

避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。

避難所の栄養調査は被災者の健康維持において重要であることから、町は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2 生活環境の確保

町は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッド等要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保等、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

第3 避難所における愛護動物の対策（町民課）

町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育する等の注意事項を、避難所マニュアルに記載する。

また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について啓発する。

第4 応急仮設住宅対策（総務課・地域整備課・まちづくり政策課）

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き情報や空き家等の把握を行う。

また、洪水、土砂災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、県が協定を締結した建築関係団体や地元企業と連携を図って、応

急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

町の応急仮設住宅の設置予定場所は次のとおりである。

所在地 現施設名称	団地名	敷地面積	建設可能戸数	所有者	その他
中村字北浦 29 町ソフトボール場	中村字北浦 仮設住宅	4,362 m ²	40 戸 (駐車場有り)	大郷町	水道管径 50 mm
大松沢字旅籠屋 9 大松沢社会教育センター	大松沢字旅籠屋 仮設住宅	8,508 m ²	85 戸 (駐車場有り)	大郷町	水道管径 40 mm

第5 帰宅困難者対策（総務課・保健福祉課）

1 基本原則の周知

町は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業、学校等、関係団体等への周知を図る。

2 安否確認方法の周知

町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取組みの促進

町及び県は、企業・学校等が従業員や顧客、児童・生徒等を一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

4 避難対策

(1) マニュアルの作成

町及び県は、連携して道の駅等帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成、及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

(2) 備蓄の確保

町は、帰宅困難者が避難することが想定される各避難所等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討する。

5 徒歩帰宅者対策

町は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

6 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

町は、県が一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会と協定締結を進めている、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ホームページや広報紙等を活用した広報を実施する。

7 訓練の実施

町は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

8 帰宅支援対策

町は、交通事業者等と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

第6 被災者等への情報伝達体制等の整備（総務課）

1 情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグ等のあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 役割・責任の明確化

町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

町は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電も考慮し常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4 居住地以外の市町村への避難者への対応

町は、町外からの本町への避難者及び本町から町外への避難者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を相互に共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第7 孤立集落対策（総務課）

1 町は、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と町との間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、災害時用公衆電話（特設公衆電話）等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟を図る。

2 町は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。

また、町は、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。

3 町は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。

4 町は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あら

かじめ住民に対し周知する。

- 5 町、国及び県は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。
- 6 防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。
- 7 町は、災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

第18 食料、飲料水及び生活物資の確保

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、町は、物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図っていく。

第1 町民等のとるべき措置（総務課）

- 1 町民は、防災の基本である「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰等）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーター等）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。
- 2 町民は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。
- 3 町民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- 4 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- 5 町は、町民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- 6 町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になること等、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第2 食料及び生活物資等の供給計画の策定（総務課）

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

第3 食料及び生活物資等の備蓄（総務課・県）

1 初期の対応に十分な備蓄量の確保

町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

2 公共用地、県有財産の有効活用

町は、備蓄にあたり、県と連携し、公共用地、県有財産の有効活用を図る。

3 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

町は、仮設トイレや投光器等物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄やリース会社等との供給協定を活用した備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、それぞれの備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努める。

また、町は、県の備蓄場所や備蓄状況を随時把握する。

資料3-22 災害時（非常時）における応急対策活動に係る協力に関する協定書
〔コマツレンタル(株)〕

4 備蓄拠点の整備

町は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定する等、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

5 備蓄物資の選定時の配慮

町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

6 データベースの構築とパッケージ化の検討

町は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品（毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等）をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

第4 食料及び生活物資等の調達体制（町民課・保健福祉課・農政商工課）

1 食料の調達、供給活動関係

町は、大規模な災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）について、あらかじめ調達体制を整備し、それらの供給確保に努める。

また、非常食の備蓄を補完するため、町内の事業所や商工業者等と災害時の食料の供給について協定を締結し、今後も、協定の締結先を拡充する等、災害時における調達先を確保しておく。

2 生活物資の調達

町は、スーパーや生活協同組合等関係業界との協定を締結し、応急生活物資の迅速な供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。

また、災害救助法が適用される大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる生活必需品についてあらかじめ調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。

なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

3 飲料水の調達

(1) 町は、被害想定等を参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地におけ

る迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

- (2) 町は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。
- (3) 町は、（公社）日本水道協会宮城県支部等の関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整える等、応急体制の確立を図る。
- (4) 町は、飲料水を供給できる井戸の所在を把握しておく。

第5 食料及び生活物資等の輸送体制の整備（町民課・総務課）

- 1 町は、県による各種体制の整備状況を受けて、物流拠点を整備し、物資の受入体制を整備する。
- 2 町は、災害の規模等にかんがみ、町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請・調達・輸送体制等、供給の仕組みの整備を図る。
- 3 町は、県が倉庫協会・トラック協会や地方機関等と、情報伝達図上訓練や物流実動訓練等を合同で実施する際には、必要に応じて参加する。

第6 燃料の確保（財政課・総務課）

1 燃料の調達、供給体制の整備

(1) 物流体制の整備

町は、発災後の燃料供給に係る通報・連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入態勢等を検討する。

(2) 燃料の確保に関する協定等

町は、発災時の石油供給について、宮城県石油商業協同組合塩釜支部・黒川支部との協定を締結し、緊急時の速やかな燃料の確保にについて、随時協議を実施する。

(3) 情報連絡体制の確立

町は、石油商業協同組合等や県と災害発生時における情報連絡体制を確立しておく。

2 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

町は、協定等に基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

町から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、町と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

3 普及啓発

(1) 燃料管理等の普及啓発

町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から町民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

(2) 車両を要する住民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、自助努力に努める。

第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

大規模災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また、団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、町は、その対策について整備しておく。

第1 高齢者、障がい者等への対応（保健福祉課・教育委員会・社会福祉法人大郷町 社会福祉協議会）

一般に要配慮者と考えられる、障がい者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能等を考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。

このため、町は「大郷町避難行動要支援者個別避難計画」に基づいて必要な対策をとるとともに、町、県、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期す。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。また、町と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び施設職員に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び施設職員が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

(4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、

他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

2 要配慮者の災害予防対策

(1) 地域防災計画・全体計画の策定

町は、「大郷町避難行動要支援者個別避難計画」に基づき、また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改訂、以下「取組指針」という。）及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」（平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。）等を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。

その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。

(2) 要配慮者の把握

町は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。なお、町は、取組指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

ア 要配慮者の所在把握

(ア) 町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。

また、平常時から要配慮者と接している町の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 町は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組みを推進する。

イ 所在情報の管理

(ア) 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

(イ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、要配慮者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

(ウ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 名簿の作成・更新

町は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに役場庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じ

ないよう名簿情報の適切な管理に努める。

イ 名簿の提供

町は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あるいは町の条例の定めによりあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(4) 個別避難計画の策定

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、作成するよう努める。

また、個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

(5) 個別避難計画の提供

町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(6) 個別避難計画未策定の避難行動要支援者への支援

町は、個別避難計画が策定されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(7) 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(8) 支援体制の整備

町は、取組指針やガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、行政区等と連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(9) 防災設備等の整備

町は、すでに整備済みである独居高齢者や障がい者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員(ボランティア等)や地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための緊急速報メールや一斉FAX送信等文字情報の提供システムの構築に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

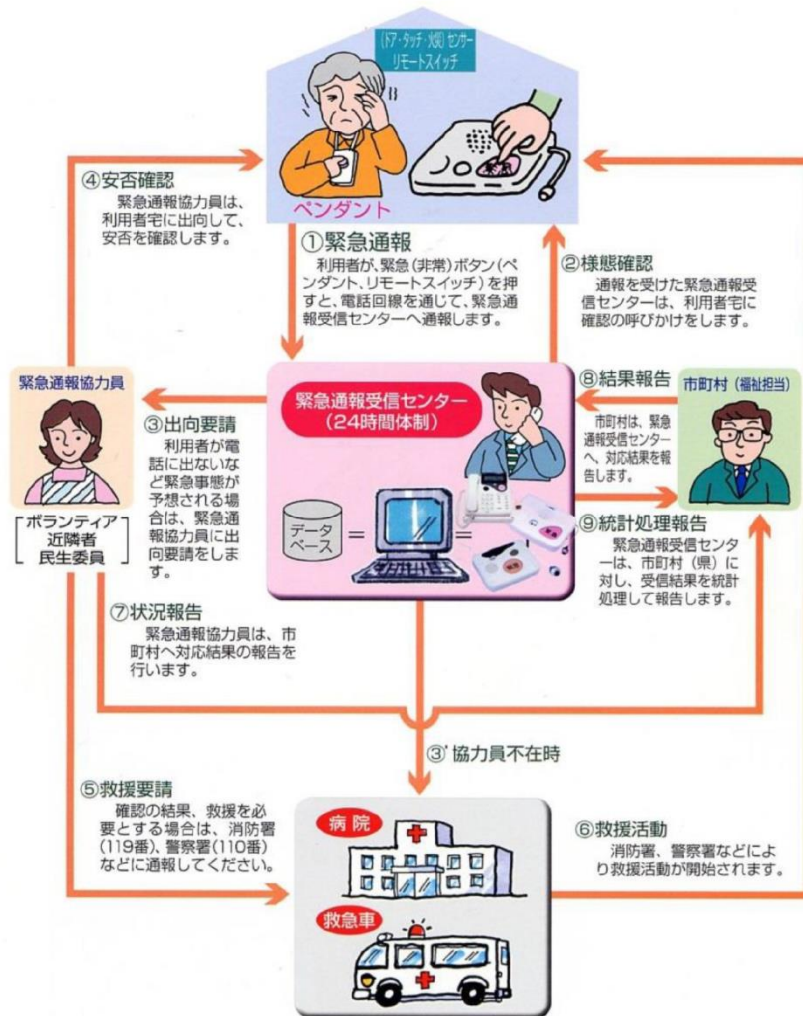
※ 緊急通報システム

緊急通報システムは、ひとりぐらし老人等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

ひとりぐらし老人等に急病や事故等突発的な事故が発生したとき、身につけているペンダント(小型無線発信器)を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員(ボランティア等)の電話番号等関係者情報を表示し、救援体制を支援している。

〈システム概念図〉



資料7-5 大郷町避難行動要支援者個別避難計画

(8) 相互協力体制の整備

町は、町社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(9) 情報伝達手段の普及

町は、各種福祉団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）の他、視聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

町は、施設の浸水や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されている等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 町外への要配慮者の受入体制の構築

町は、現在、北海道清水町、山形県舟形町、東京都青梅市との相互応援協定の中で、要配慮者の受入れを定めている。今後も、県と連携を図りながら、町内での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、町外への要配慮者の受入れについて、体制の拡充に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケア等相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

5 家族を含めた防災訓練の実施

町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

6 要配慮者自身の備え

町は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。

- (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
- (2) 防災用品をそろえる
- (3) 貴重物品をまとめておく

- (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
- (5) 防災訓練に参加する 等

第2 外国人への支援対策（総務課・町民課・まちづくり政策課）

本町に在住する外国人は、現在 94 名（令和 3 年 12 月末現在）となっている。

在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、町は県等関係機関と連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行者についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策について以下の措置を行うよう努める。

- 1 町は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
- 2 町は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図る。
- 3 町は、避難場所までの案内板等に外国語を併記する。
- 4 町が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含める。
- 5 町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。
- 6 町は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。
- 7 町は、県と連携し外国人防災対策事業を実施するとともに、必要な支援を要請する。
- 8 町は、県の災害時通訳ボランティア制度を活用し、必要に応じて県又は財団法人宮城県国際交流協会に通訳ボランティアの派遣を要請する。
- 9 町は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 10 町は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

第3 旅行者への支援対策（農政商工課）

1 情報連絡体制の整備

町は、災害時の旅行者の被害状況把握について、（一社）日本旅行業協会東北支部及び（一社）全国旅行業協会宮城県支部に対して協力を要請するとともに、情報連絡体制をあらかじめ整備する。

2 関係機関との連携及びマニュアル策定

町は、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供、県内の公共交通機関が停止した際の旅行者の交通手段の確保が行えるよう、県や関係機関との連携体制をあらかじめ整備するとともに、マニュアルの策定に努める。

3 外国人旅行者の安全確保

町は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成 26 年 10 月国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。

第20節 複合災害対策

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合等を意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第1 複合災害の応急対策への備え（総務課）

町、県及び防災関係機関は、地震、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

予防対策としては、地域防災計画の各編の災害予防対策の定めるところによるが、各編の予防対策の実施にあたっては、特に以下の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

1 活動体制

- (1) 町は、複合災害時に備え、要員・資機材の投入判断についてあらかじめ定めておき、不足することが想定される場合は、県や近隣市町村、応援協定締結団体等からの支援を早期に要請することも定めておく。

また、平常時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議しておく。

- (2) 複合災害時には、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- (3) 一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、町は県と連携を図り原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。
- (4) 複合災害発生時は、災害の全体像を大局的に捉え、対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 町は、複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、県を通じて情報の共有化ができるよう、体制整備に努める。
- (2) 町、県、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に係る機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。
- (3) 町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関

での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

- (4) 複合災害時において、町、県、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

3 避難・退避体制の整備

- (1) 本町は、東北電力女川原子力発電所から約 50km の位置にあり、発電所で事故等が発生した場合でも、人体に影響がでることはない想定されている。しかし、天候によってある程度の放射性物質の影響を受ける可能性があるため、町内で通常の値を超える放射線を観測した場合は、屋内又は車両内に避難するよう広報する。
- (2) 複合災害時には、避難情報や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。
- (3) 町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。
- (4) 町は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生がある場合に備え、避難誘導計画への影響を考慮する。

第2 複合災害に関する防災活動（総務課）

1 訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 複合災害に関する知識の普及啓発

町は、県と連携して原子力災害を含む複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第 21 節 災害廃棄物対策

大規模な災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、町は、廃棄物処理活動が円滑かつ迅速に行われるよう、黒川地域行政事務組合と連携し、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

第 1 処理体制（町民課・黒川地域行政事務組合・事業者）

1 町の役割

町は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害応急対策を定めておくとともに、町の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。

第 2 主な措置内容（町民課）

町及び黒川地域行政事務組合は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。
- (2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。
- (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。
- (4) 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

2 応急体制の確保

- (1) 仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (2) 広域的な市町村等との協力、応援体制について整備し、その連携・協力のあり方等について災害廃棄物処理計画において具体的に明示する。

3 避難所の生活環境の確保

- (1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。
- (2) (1) の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第 22 節 災害種別毎予防対策

第 1 火災予防対策（総務課・消防本部）

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、町及び消防本部は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図る等、火災予防対策の徹底に努める。

1 情報の収集・伝達体制の整備

町及び消防本部は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

2 防災活動の促進

出火要因としてはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災も多発している。このため、町及び消防本部は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。住民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災発生は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 住民への指導強化

世帯構成が、核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季・秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

また、火災発生率の高い時期に消防団員に各家庭を訪問させ、防災上の点検指導を行う。

(3) 出火防止のための査察指導

町及び消防本部は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、防火指導予防査察を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会の多い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、幼少年消防クラブ及び婦人防火クラブの結成と育成について指導する。

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、町及び消防本部は、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により町民及び従業員等の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

3 消防組織の充実強化

消防本部は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、消防機関は計画的な人員の確保等、組織の拡充強化を図る。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

4 消防力の強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要である。そのため、町及び消防本部は、消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図る。

また、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、学校等のプール、ため池等を消防水利としての活用を検討し、これらの施設整備を図る。

5 消防団の育成

消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。

このため、町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- (1) 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する。
- (2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進や、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。
- (3) 町は、施設・設備の充実、防火服・安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、長期化した場合の備え等、これらの整備・充実に努める。

6 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、消防本部は、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大きく、特に人命への影響が極めて高い飲食店、スーパー、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行う。

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良箇所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良箇所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行う。

(3) 消防用設備等の設置・普及

火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知する。

特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災警報器の普及促進に努めるとともに、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

7 消防計画の充実強化

町及び消防本部は、消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行うための消防計画について、組織・施設の整備拡充を図る。

- (1) 消防力等の整備及び点検
- (2) 災害に対処する消防地理、危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

8 その他の予防対策

上記以外の予防対策については、前節までの各予防対策を準用する。

第2 林野火災予防対策（総務課・農政商工課・消防本部）

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、消防本部は、林野火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

1 事前警戒措置

(1) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防本部と十分協議する。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) たき火等の制限

ア 町は、気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

イ 町は、消防法第 22 条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、その区域内に在る者に対し火の使用を制限する。

2 広報宣伝の充実

町及び消防本部は、乾燥注意報の発表等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

(1) 山火事防止強調月間の設定

春、秋の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

(2) 森林保全管理維持推進協議会の開催等

林野火災予防等に関することを協議するため、森林保全管理推進協議会を開催するとともに、関係機関（町、県、森林組合等）の連携強化を図りつつ、林野火災に対する町民の関心を喚起し、林野災害発生予防のための、強力な運動を推進する。

(3) ポスター、標識板等の設置

地域住民、通行者、入山者に注意を喚起するため、屋内外、交通機関、登山口、林道、樹木等にポスター、標識板、立看板、警報旗、懸垂幕等を掲示する。

(4) 報道機関等による啓発・宣伝

火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、町並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載のほか、報道機関、公民館、学校等の協力を得て注意喚起を図る。

(5) チラシ、パンフレット等の配布

啓発・宣伝の一環として、チラシ、パンフレット、ステッカー等を作成して配布する。

(6) 学校教育による防火思想の普及

自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

3 森林等の管理、整備

森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

(1) 林道（防火道）の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

(2) 治山えん堤等（防火用水施設）の整備

治山・砂防えん堤及びダムを計画的に整備するほか、既存のえん堤・ダムを利用し付近に貯水施設を設ける。

(3) 防火線の整備

森林区画・尾根等に、立地条件、気象条件を配慮した、防火線を布設し、その維持を図る。

(4) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯を整備する。

(5) 森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行う。

4 消防体制の確立

(1) 総合的消防体制の確立

平常時から林野火災に即応する体制の強化を図るため、消防本部、消防団、大和警察署その他の機関からなる広域的、総合的な消防体制を確立する。

(2) 相互応援体制

林野火災の大規模化に対応した消防体制を確立するため、近隣市町村、関係機関等の間における相互応援協力体制を確立する。

ア 近隣市町村間において、「要請する場合の災害規模の基準」「要請する応援隊の人員、資機材等」について相互応援協定を締結する。

イ 森林管理署、森林組合、森林所有者、民間自衛消防隊等と応援協定を締結する。

ウ 林野火災時の消火用水としての水利使用について、かんがい用水権利者等と協議し、又は協力を要請する。

(3) 自衛消防隊の育成

森林組合等を中心にして地区別に自衛組織としての消防隊の結成及び育成を指導し、相互応援体制を充実し、林野火災の早期発見、初期消火に努める。

5 防ぎよ資機材の備蓄

町及び関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

6 防災活動の促進

町及び消防本部は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎよ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練を実施する等、空中消火活動の強化・充実を図る。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

(2) 住民への指導強化

(3) 出火防止のための査察指導

(4) 初期消火体制の強化

7 林野火災特別地域の指定

町は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けておく。

第3 危険物等災害予防対策（総務課・消防本部）

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、町及び消防本部は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進する。

また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を

指導し、保安の万全を図る。

事業者は、危険物等関係施設が風水害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。なお、町はその情報の共有に努める。

1 災害予防措置等

(1) 危険物施設

消防本部は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。

ア 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

イ 施設の基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

ウ 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

エ 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般人に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

オ 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

(2) 高圧ガス施設

ア 高圧ガス製造、販売、貯蔵等の事業者は、高圧ガス保安法等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

イ 消防本部は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し、各種検査や講習会を通じ指導・助言するとともに、必要に応じ改善その他の措置命令を行う。

(3) 火薬類製造施設等

ア 火薬類製造販売等の事業者は、火薬類取締法等に基づき、火薬製造施設、火薬庫等について、定期自主検査、保安教育を確実に実施し、製造施設・火薬庫の維持点検に努め、火薬類による災害が発生しないよう対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を図る。

イ (一社)宮城県火薬類保安協会は、事業主、保安責任者及び従事者に対する保安教育講習会等を実施し、保安意識の高揚を図る。

ウ 消防本部は、前記アについて立入検査を通じて適宜に指導・助言を行う。

(4) 毒物・劇物貯蔵施設

毒物劇物営業者等は、毒物及び劇物取締法令に基づき、日頃から事業所等で貯蔵する毒

物劇物の適切な保管管理を行うとともに、毒物劇物危害防止規定の作成や緊急対応のための防護資材等の整備を図り、毒物劇物に由来する災害の防止に努める。

(5) 放射性物質の使用・貯蔵施設等

ア 放射性物質取扱（使用・販売・廃棄）事業者は、関係法令を遵守するとともに、放射性物質による事故等を防止し、公共の安全を確保するように万全を期す。

イ 消防本部及びその他の関係機関は、放射性物質取扱事業所等の把握及び安全管理等の指導に努める。

資料6-4 危険物貯蔵取扱施設一覧

第4 道路災害予防対策（地域整備課）

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、町及び県は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図る等、協力体制の整備を図る。

1 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

2 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

3 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

(2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施する。

(3) 道路附属施設

災害防止にあたり、道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を促進し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を図る。

4 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

5 防災関係機関相互の応援体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及

び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

6 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

7 緊急輸送活動

道路管理者は、災害時の道路管理体制確立のため、信号機、情報板等の道路交通関連施設の整備に努める。

8 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

9 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

10 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。

第3章 災害応急対策

第3章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。

また、円滑な応急対策活動を実施するため、町は、各防災関係機関と緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第1 防災気象情報（総務課・仙台管区气象台）

仙台管区气象台等は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下これらを防災気象情報という。）を次により発表し、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

また、仙台管区气象台等は避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル又は警戒レベル相当情報として区分し住民の自発的な避難判断を促す。

なお、町は大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合、又は自ら知った場合は、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達できるよう努める。

また、仙台管区气象台は、特別警報・警報・注意報等を発表したときの住民の取るべき行動等について、町と連携して普及啓発に努める。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、町等へ伝達する。

1 気象業務法に基づき、仙台管区气象台が発表する防災気象情報及びその活用

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、市町村に発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・はん濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

(1) 特別警報

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。	

別表1 特別警報発表基準

令和2年9月1日現在

現象の種類	基準		過去の対象事例
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		令和2年7月豪雨 (死者行方不明者86人) 令和元年東日本台風 (死者行方不明者107人) 平成30年7月豪雨 (死者行方不明者245人)
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風)(死者行方不明者5,000人以上) 昭和9年室戸台風(死者行方不明者3,000人以上)
高潮特別警報		高潮になると予想される場合	
波浪特別警報		高波になると予想される場合	
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		-
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)

(2) 警報・注意報

種類		概要
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視覚障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等により海面の異常な上昇が予想されたときに発表される。 ハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたとき発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
		融雪注意報
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

別表2 警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署 仙台管区气象台

大郷町	府県予報区		宮城県
	一次細分区域		東部
	市町村等をまとめた地域		東部仙台
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 102
	洪水	流域雨量指数基準	鶴田川流域=14.5, 味明川流域=10.7, 滑川流域=10.6
		複合基準*1	吉田川流域= (7, 33.3)
		指定河川洪水予報による基準	吉田川 [落合・粕川]
	暴風	平均風速	18m/s
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壌雨量指数基準	81
	洪水	流域雨量指数基準	鶴田川流域=11.6, 味明川流域=8.5, 滑川流域=8.4
		複合基準*1	吉田川流域= (5, 23.6), 鶴田川流域= (5, 8), 味明川流域= (7, 8.5), 滑川流域= (7, 5.8)
		指定河川洪水予報による基準	吉田川 [落合・粕川]
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度45% 実効湿度65%で風速7m/s以上 ②最小湿度35% 実効湿度60%	
	なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続	
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下 ②最低気温が-5℃以下が数日続くとき*2		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

(注) 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

(注) 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存

在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

*1：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2：冬期の気温は仙台管区气象台、石巻特別地域気象観測所の値。

(3) 危険度分布等

地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

種類	概要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている箇所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている箇所かを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等により災害リスク再確認の等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。 大雨に関して[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
宮城県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使ってその旨を解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で気象庁から発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認する

	<p>ことができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」、「宮城県西部」で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・はん濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>

(4) 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。水防活動用警報・注意報の一覧は別表3のとおり。

別表3 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき

(5) 予報・警報等の細分区域

本町の予報・警戒等の細分区域は、「宮城県・東部・東部仙台」の区域で発表される。



2 国土交通大臣と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、東北地方整備局北上川下流河川事務所と仙台管区気象台が共同して行う指定河川洪水予報の種類、及び本町における対象河川は次の通りである。

警戒レベルは2～5に相当し、洪水予報が発せられた場合には、町は、指定河川洪水予報伝達系統図により町民に対し周知を行う。

(1) 洪水予報の種類

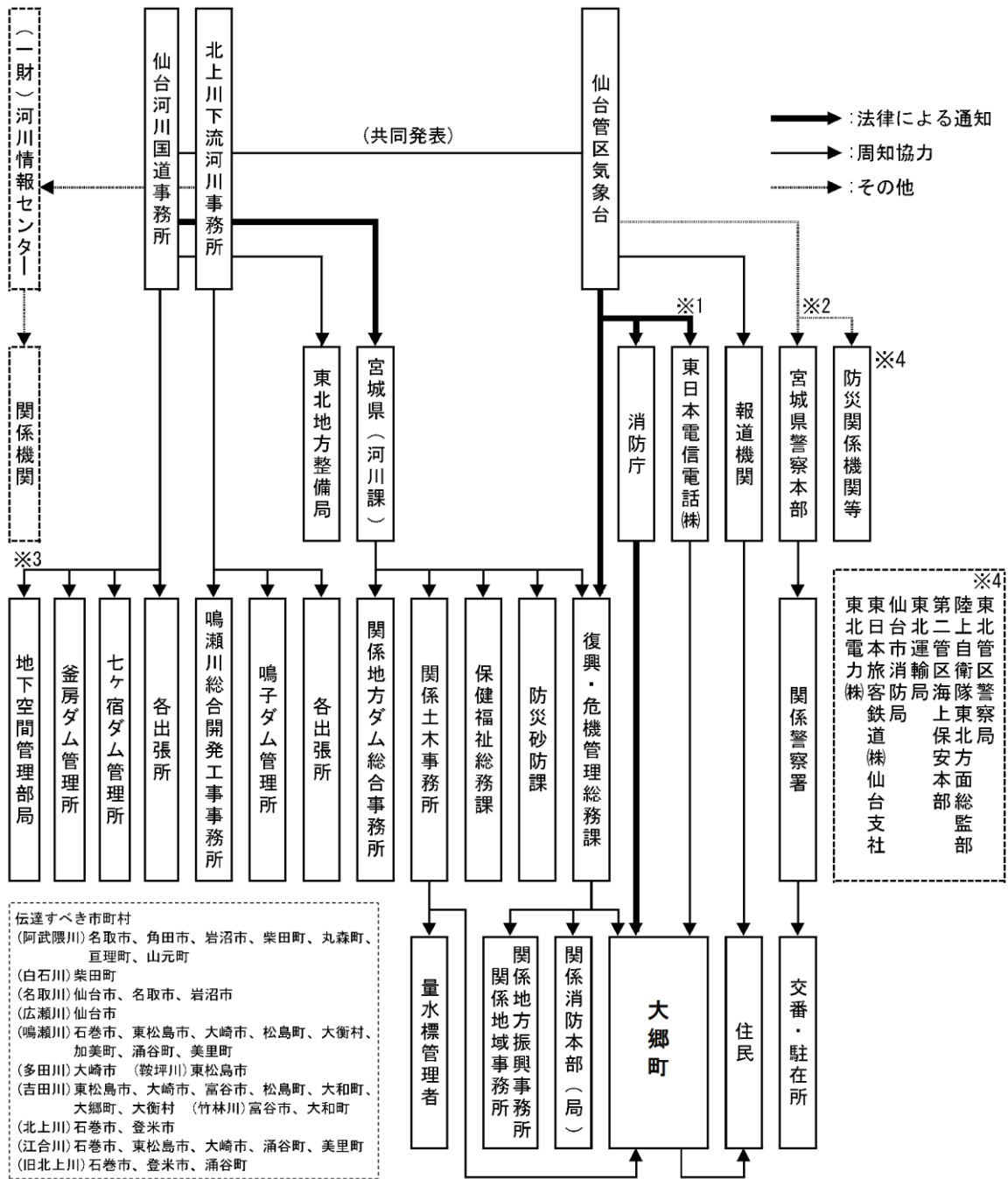
種類	標題	概要
洪水警報	はん濫発生情報	<p>はん濫が発生したとき、はん濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</p> <p>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
	はん濫危険情報	<p>はん濫危険水位に達したとき、はん濫危険水位以上の状況が継続している時に発表される。</p> <p>いつはん濫が発生してもおかしくない状況。</p> <p>避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</p> <p>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
	はん濫警戒情報	<p>はん濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、はん濫危険情報を発表中にはん濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。</p> <p>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
洪水注意報	はん濫注意情報	<p>はん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、はん濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>はん濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団の出動の参考とする。</p> <p>ハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

(2) 洪水予報を行う河川名とその区間

(平成25年7月1日から適用)

河川名	区域	基準地点	量水標設置場所	はん濫注意水位(警戒水位) (m)	避難判断水位(特別警戒水位) (m)	はん濫危険水位(危険水位) (m)	量水標の受持区間
吉田川	宮城県黒川郡大和町吉田字メ切2番地先(高田橋)から鳴瀬川への合流点まで	落合	大和町鶴巣	5.00	6.80	7.30	左岸：桧和田地区
							右岸：鷹巣・鶴巣地区
	粕川	粕川	5.70	8.00	8.20	左岸：下志田・粕川地区	
						右岸：山崎・海老沢地区	

指定河川洪水予報伝達系統図(国土交通大臣・気象庁長官共同発表)



※1 東日本電信電話(株)への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項)

※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

※3 地下空間管理部局への通知は、名取川及び広瀬川のみである。

3 国土交通大臣が行う水防警報

国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は、国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき、水位、流量等を示した水防上の警報を発表する。

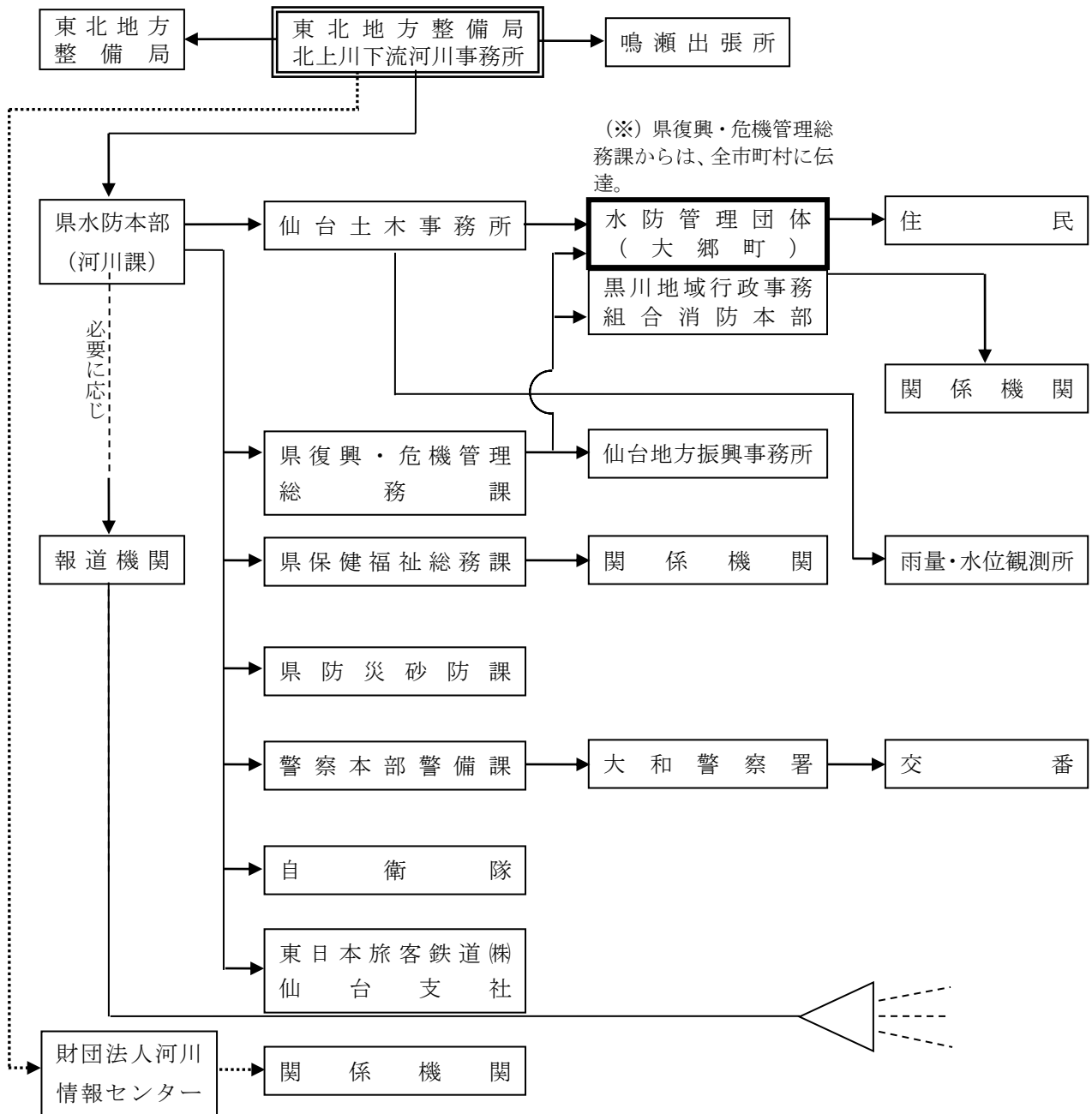
- (1) 水防法第 16 条第 1 項の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う河川、その区域及び対象量水標

河川名	区域	基準地点	量水標設置場所	水防団待機水位(指定水位) (m)	はん濫注意水位(警戒水位) (m)	計画高水位 (m)	摘要
吉田川	左岸： 大和町落合桧和田川前1番地先 右岸： 大和町落合舞野字一本杉40番地先から鳴瀬川合流地点まで	落合	大和町鶴巣	4.00	5.00	7.410	
		粕川	粕川	4.00	5.70	8.321	

- (2) 河川における水防警報の段階と範囲

河川名	量水標名	第1段階(待機)	第2段階(準備)	第3段階(出動)	第4段階(解除)
		水防団員の足止めを行うもの	水防資材器具の整備点検、堰堤、水閘門等の開閉準備、水防団幹部の出動等、水防活動の準備を行う必要がある旨通報するもの	水防団員又は消防団員が出動する必要がある旨通報するもの	水防活動の終了を通報するもの
吉田川	落合	行わない	水防団待機水位(4.00m)に達し、はん濫注意水位(5.00m)を突破すると思われ、準備の必要があると認めたとき	はん濫注意水位(5.00m)に達し、なお上昇の見込みがあり、出動の必要があると認めたとき	はん濫注意水位(5.00m)を下がって、再び増水のおそれがないと思われたとき
	粕川	行わない	水防団待機水位(4.00m)に達し、はん濫注意水位(5.70m)を突破すると思われ、準備の必要があると認めたとき	はん濫注意水位(5.70m)に達し、なお上昇の見込みがあり、出動の必要があると認めたとき	はん濫注意水位(5.70m)を下がって、再び増水のおそれがないと思われたとき

(3) 水防警報の伝達系統（国土交通大臣が発令する場合）



4 消防法に基づく火災気象通報

仙台管区气象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を直ちに知事に通報する。また、知事は仙台管区气象台から前記の通報を受けたとき、直ちにその状況を市町村等に通報する。

町及び消防本部は、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、住民に対し火災に関する気象情報を周知し、注意を促す。

通報の基準等は、次のとおりである。

通報基準	仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準
地域区分	仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、その他は市町村を単位とする。(二次細分区域)
通報方法	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報(臨時通報)する。 ・火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 ・火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で(降水降雪を含む)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。
通報区分	乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】

第2 土砂災害警戒情報 (総務課・地域整備課)

1 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

大雨警報(土砂災害)が発表されたら、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)等を確認し、命に危険を及ぼす危険度が高まっている領域では、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難が必要。

2 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町村を最小単位とし県内の全市町村を発表対象として宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する防災情報である。

避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

3 土砂災害警戒情報の伝達

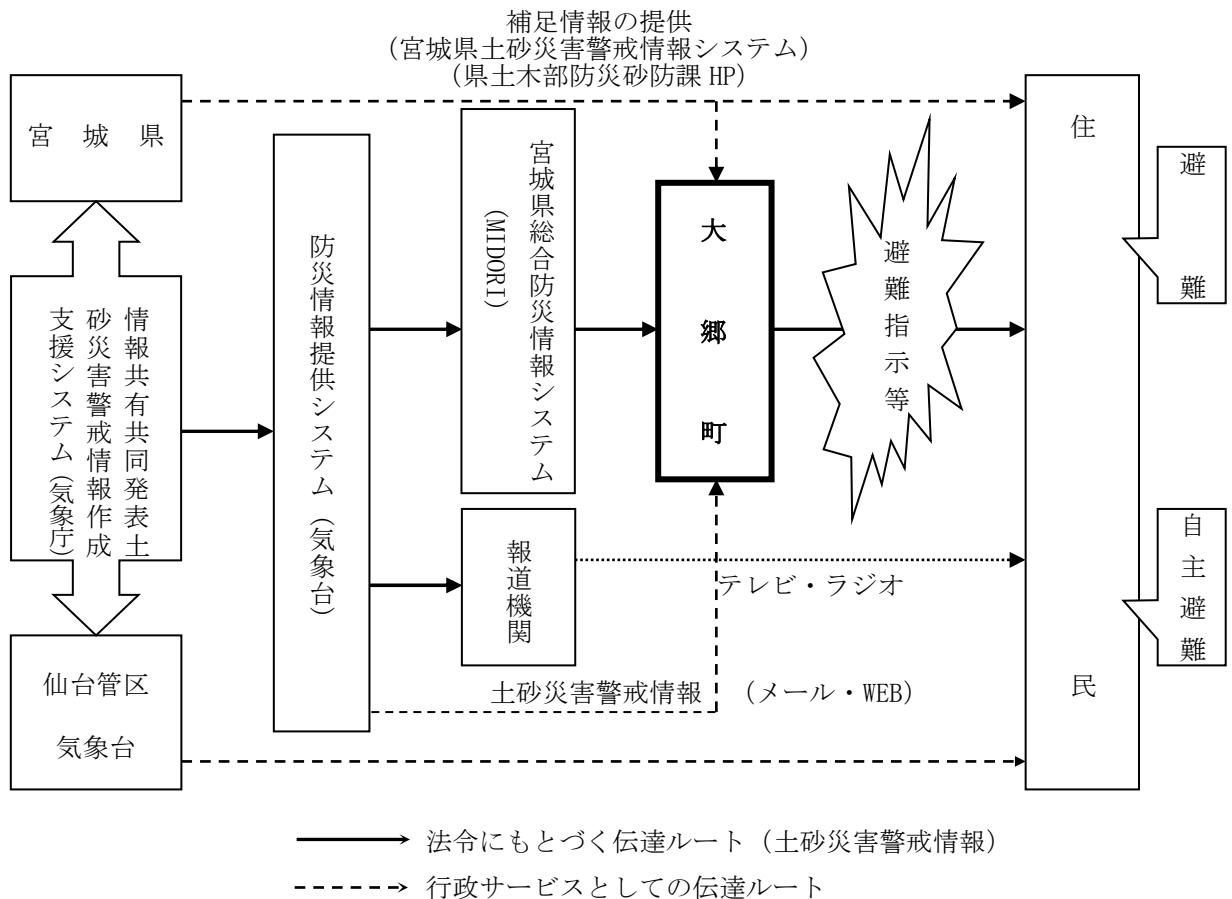
気象台は、発表した土砂災害警戒情報を防災情報提供システムにより県復興・危機管理部

等の防災関係機関及び報道機関へ伝達する。また、テレビ・ラジオを通じて住民へ伝達し、自主避難等にも活用する。

県復興・危機管理部は、防災FAXやメールにより市町村、各消防本部、県関係機関等に対し土砂災害警戒情報を伝達する。

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合には、当該情報を住民に周知するとともに、土砂災害危険箇所等に指定されている地域の住民に対して、避難指示等を発令する。

【 土砂災害警戒情報伝達系統図 】

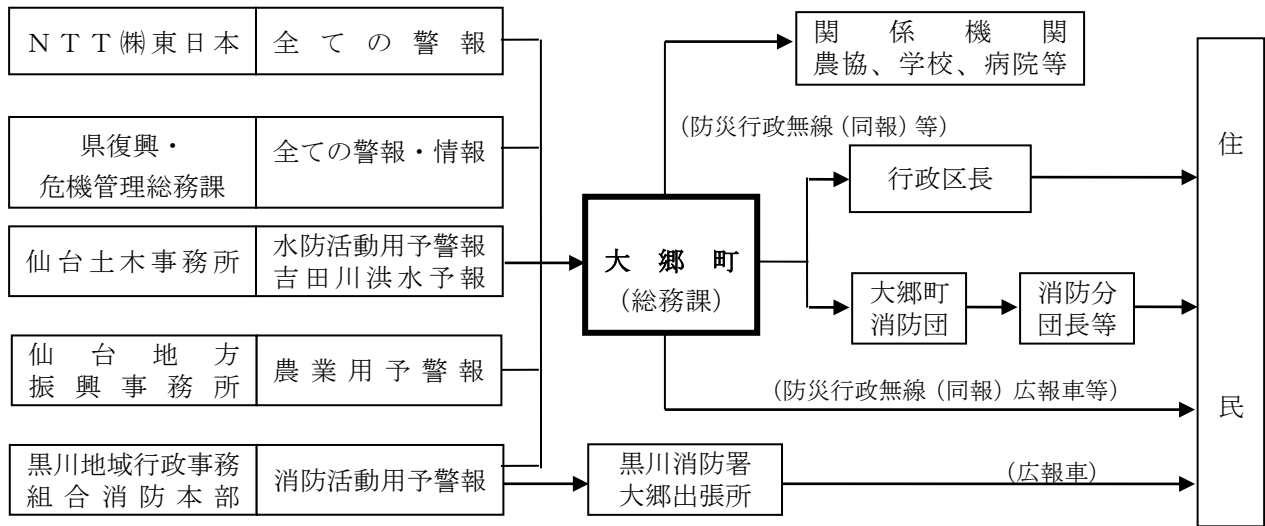


第3 気象予警報等の伝達 (町全課局館)

1 防災気象情報・水防警報等の伝達系統

仙台管区気象台が発表した防災気象情報、知事(仙台土木事務所長)が発令した水防警報等及び土砂災害警戒情報について、町は、次のとおり伝達する。

なお、大雨、暴風の特別警報を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。



2 気象予警報等の受領及び伝達方法

- (1) 関係機関から通報される気象予警報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は庁舎警備員が受領する。
- (2) 庁舎警備員が受領した場合は、直ちに総務課長、関係課長に伝達する。
- (3) 気象予警報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係各課長及び関係機関に通報し、一般住民に周知する。
- (4) 関係機関等に対する通報は、次のとおりとする。

勤務時間外の気象予警報の受領者	伝達責任者	伝達先・伝達方法			伝達内容
		伝達先	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
庁舎警備員	総務課長	庁内各課局館	庁内放送	電話	特に必要と認める警報、注意報。なお、勤務時間外は関係係長へ
		消防団正副団長 消防団各分団長	電話	電話	警報（高潮、波浪、津波を除く） 特に必要と認める注意報
	農政商工課長	新みやぎ農業協同組合 鶴田川沿岸 土地改良区	電話	電話	警報（高潮、波浪、津波を除く） 特に必要と認める注意報
	教育委員会 学校教育課長	大郷小学校 大郷中学校	電話	電話	警報（高潮、波浪、津波を除く） 特に必要と認める注意報
	中央公民館長	中央公民館	電話	電話	警報（高潮、波浪、津波を除く） 特に必要と認める注意報

- (5) 一般住民に対する通報は、次のとおりとする。

通報責任者	周知先	周知方法	周知内容
総務課長	住民全員	防災行政無線（同報）等	特に必要と認める警報
	関係住民		土砂災害警戒情報 地すべり等に関連する注意報 霜・低温注意報

第2節 情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、町及び各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第1 災害情報の収集・伝達（町全課局館）

町は、災害の規模や被害の程度に応じ情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有して、被害規模の早期把握を行う。

1 被害の収集・伝達

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員（情報調査員）、行政区長、消防団員、協定を締結している事業所等をもって状況把握に当たらせる。

なお、町職員の勤務時間外に災害が発生した場合は、配備指令で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報を所属する課単位にまとめ、総務課に報告する。

(1) 収集すべき被害情報等の内容

- ア 災害発生のおそれがある異常な状況
- イ 人的被害（死傷者数、行方不明者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- ウ 住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害の危険判断、高圧ガス漏洩事故等）
- キ 輸送関連施設被害（道路）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況
- コ 町災害対策本部設置等の状況
- サ 水防その他の応急対策の活動状況
- シ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの
- ス 河川の増水、その他の災害発生のおそれがある状況

(2) 町及び消防本部は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、自然災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

(3) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町

は住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

- (4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、町は所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。
- (5) 町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し、情報の共有を図る。

2 被害状況の調査

(1) 町職員による調査

町における被害状況の調査は、次のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名等
一般被害及び応急対策状況の総括	総務課長	
人的、住家等の被害	町民課長 税務課長 会計課長	地区担当員、行政区長、消防団員
農林業関係被害	農政商工課長	地区担当員、行政区長、消防団員 森林組合、土地改良区、農業協同組合、 農業共済組合
商工業関係被害	農政商工課長	商工会(大郷事務所)
社会福祉関係被害	保健福祉課長	各施設の長
保健、病院関係被害	保健福祉課長	各施設の長
衛生関係被害	町民課長	各施設の長
道路、橋りょう、土木、下水道関係被害	地域整備課長	地区担当員、行政区長、消防団員
文教、文化財関係被害	学校教育課長 社会教育課長	各施設の長 地区担当員、行政区長、消防団員
水道施設の被害	地域整備課長	地区担当員、行政区長、消防団員

(2) 自主防災組織による調査

自主防災組織は、地域内の被災状況等を迅速かつ的確に収集し、被害を把握したつど、総務課に連絡する。

その際、可能な限り被災現場の確認に努め、詳細な情報の収集に努める。

(3) 消防団による調査

消防団員は災害情報調査連絡員として、詳細な現場情報の提供に努め、総務課に連絡する。

(4) 協定に基づく各種団体による調査

ア ドローンの飛行に関する知識や操縦技術を有する民間事業者等と連携し、災害時における情報収集や被害状況の把握に努める。

イ 町は、協定を締結している公益社団法人隊友会宮城県隊友会大郷支部、大郷町内郵便局、東北電力ネットワーク株式会社仙台北電力センターと被害状況について、把握した情報を協定に基づき共有し、被災状況の把握に努める。

資料 3-29 災害時における隊友会の協力に関する協定

〔公益社団法人隊友会宮城県隊友会大郷支部〕

資料 3-30 災害時における大郷町内郵便局大郷町間の協力に関する覚書〔町内郵便局〕

資料 3-31 電力設備災害復旧に関する協定書〔東北電力ネットワーク株式会社〕

資料 3-38 災害時及び平時のドローン活用に関する連携協定書

〔有限会社今生農材〕、〔一般社団法人救急医療・災害対応無人機等自動支援システム活用推進協議会〕

(5) 防災会議委員

大郷町防災会議条例第 3 条第 5 項に基づく、国、県及び防災関係機関等で構成する防災会議委員から情報収集・交換を行う。

資料 1-4 大郷町防災会議委員

(6) 調査要領

大郷町災害対策本部運営要領、災害対策本部活動要領の定めにより実施する。

なお、被害写真等の撮影については、各調査担当課ごとに速やかに撮影し、被害写真は総務課に提出する。

3 情報等の伝達

(1) 報告担当及び連絡先

総務課及び各担当課が、県の地方機関その他関係機関に災害情報及び被害状況を通報、報告する場合は、防災行政無線と衛星携帯電話を使用する。

なお、各課の責任者及び連絡先は、次のとおりとする。

また、必要に応じて職員の派遣や受入れを行い、情報の共有に努める。

課 名	連絡責任者	連 絡 先		
		機 関 名	住 所	電 話
総務課	総務課長	宮城県仙台地方振興事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17	022-275-9111
		大和警察署	黒川郡大和町吉田字北谷地 27-1	022-345-0101
		黒川地域行政事務組合 消防本部	黒川郡大和町吉田字北谷地 12	022-345-4161
地域整備課	地域整備課長	宮城県仙台土木事務所	仙台市宮城野区幸町 4-1-2	022-297-4111
農政商工課	農政商工課長	宮城県仙台地方振興事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17	022-275-9111
		宮城県仙台家畜保健衛生所	仙台市宮城野区安養寺 3-11-22	022-257-0921
町民課	町民課長	宮城県仙台保健福祉事務所 (宮城県塩釜保健所)	塩竈市北浜 4-8-15	022-363-5502
保健福祉課	保健福祉課長			

(2) 県への情報の伝達

- ア 町と県の間における情報伝達は、衛星携帯電話を用いる。
- イ 町は、同報無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し情報の伝達を行う。

(3) 消防機関に対する伝達

消防団及び消防署への連絡は総務課長が行う。

消防団長は、配備等の連絡を受けたときは直ちに出勤できる態勢を整えなければならない。効果的な火災防ぎよ等の応急対策を実施するため、現場付近に消防団本部を設置し、消防署及び町、災害対策本部等と密接な関係を保ち、消防活動を実施する。

4 災害情報等の交換

各課長等は収集した災害情報を総務課長に報告し情報を一元化する。また逐次、県及び関係各機関に連絡するとともに、情報交換を行う。

(1) 災害情報の種類

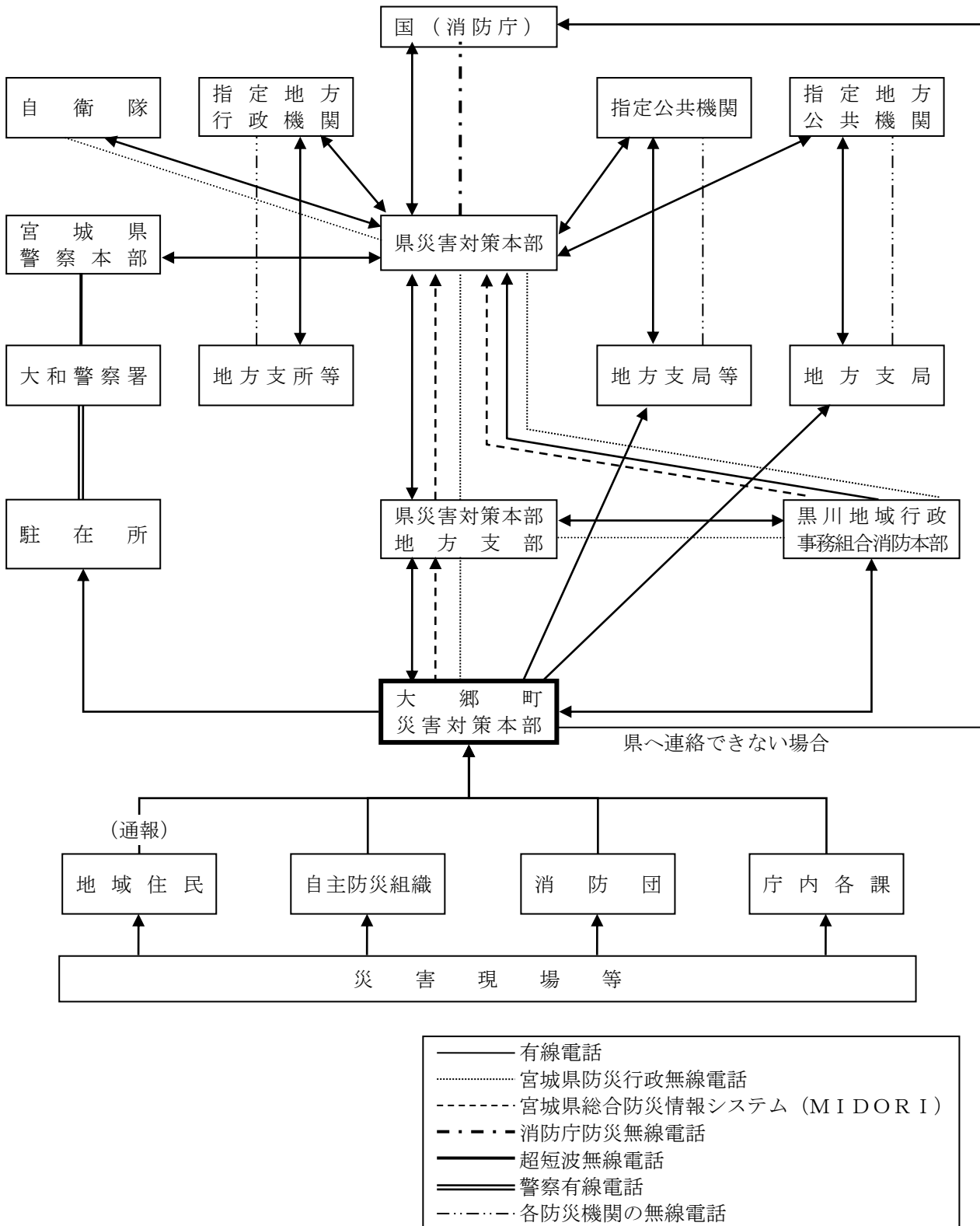
町、県及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- ア 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- イ 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- ウ 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- エ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

(2) 災害情報等の相互交換体制

- ア 町及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、情報共有を図るよう努める。
- イ 町及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- ウ 町は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。
- エ 災害情報等の連絡系統は、次のフローの通りである。

【 災害情報の収集・連絡系統 】



資料3-16 災害時の情報交換に関する協定〔国土交通省東北地方整備局〕

資料3-19 大規模災害時における災害状況調査・応急措置に係る応援協力に関する協定書〔（株）丹勝〕

資料7-1 市町村被害状況報告要領

(3) 被害状況等の報告

ア 報告の区分

町(災害対策本部長)は、市町村被害状況報告要領に基づき速やかに県に報告する。報告すべき情報の区分は、以下のとおりである。

区 分	内 容	様 式
災害概況即報	当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合	第1号
被害状況報告(即報)	被害状況が判明次第、概ね1日1回程度報告	第2号
被害状況報告(確定)	被害後10日以内に報告	第2号

イ 県等に対する報告

町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報の殺到状況についても併せて総務省消防庁及び県に連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

【 報告要領 】

総務課長は早急に被害情報をまとめ、災害報告取扱要領に基づき、概況即報又は第1報(即報)を県(宮城県仙台地方振興事務所を經由して復興・危機管理総務課)に対し報告する。この被害報告は、国・県等による応急対策活動及び応援の必要性の有無等の判断材料になるため、速やかに報告する。

県の定める市町村被害状況報告要領等に基づき、原則として宮城県総合防災情報システム(MIDORI)の端末機により、宮城県仙台地方振興事務所を經由して復興・危機管理総務課に報告する。ただし、被害の状況により県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更し、県との連絡が可能になったら県に報告する。この場合、様式にかかわらず、無線電話、FAX等最も迅速な方法により報告する。

第2 異常現象を発見した場合の通報(総務課)

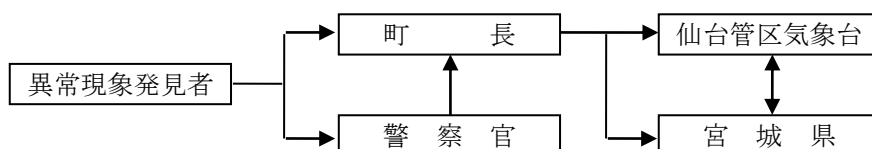
防災関係機関及び防災関係機関以外の者が異常現象を発見した場合等は、速やかに町又は大和警察署に通報しなければならない。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。町長は、通報を受けた場合、その旨を仙台管区气象台その他関係機関に通報しなければならない。

1 異常現象

- (1) 地象に関する事項…異常音響及び地変
- (2) 水象に関する事項…異常潮
- (3) その他、災害が発生するおそれがある現象

2 通報要領



3 異常気象の通報等

- (1) 住民は、災害が発生すると予想される異常な現象を発見した場合、又は災害発生的事实を知った場合には、直ちに次に掲げる関係機関に通報しなければならない。

異常現象等区分	通報先	電話番号	所在地
気象に関する事項 竜巻、降雹等の異常気象現象	大郷町総務課	022-359-5500	大郷町粕川字西長崎 5-8
	大和警察署	110 又は 022-345-0101	黒川郡大和町吉田字北谷地 27-1
地象に関する事項 噴火現象、噴火以外の火山性異常現象、頻発地震、異常音響及び地変	大郷町総務課	022-359-5500	大郷町粕川字西長崎 5-8
	大和警察署	110 又は 022-345-0101	黒川郡大和町吉田字北谷地 27-1
水象に関する事項 異常水位等の異常水象現象	大郷町総務課	022-359-5500	大郷町粕川字西長崎 5-8
	黒川地域行政事務組合 消防本部・黒川消防署	119 又は 022-345-4161	黒川郡大和町吉田字北谷地 12
火災、ガス漏れの発見	黒川地域行政事務組合 消防本部・黒川消防署	119 又は 022-345-4161	黒川郡大和町吉田字北谷地 12
その他災害が発生するおそれがある異常現象又は災害の発生を知った場合	大郷町総務課	022-359-5500	大郷町粕川字西長崎 5-8
	黒川地域行政事務組合 消防本部・黒川消防署	119 又は 022-345-4161	黒川郡大和町吉田字北谷地 12
	大和警察署	110 又は 022-345-0101	黒川郡大和町吉田字北谷地 27-1

- (2) 町は、通報先を確認し、住民に防災行政無線（同報）・広報車等によって周知させる。
- (3) 警察官、消防署員等は異常現象等の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報しなければならない。
- (4) 町は、1 又は 3 により通報を受けた場合、必要と認めるときは次の関係機関に通報しなければならない。

異常現象等区分	通報先	電話番号	所在地
気象、地象、水象に関する異常現象	仙台管区気象台予報課	022-297-8103	仙台市宮城野区五輪 1-3-15
	仙台管区気象台観測課	022-297-8141	仙台市宮城野区五輪 1-3-15
その他の異常現象、災害発生的事实を知った場合	大和警察署	022-345-0101	黒川郡大和町吉田字北谷地 27-1
	黒川地域行政事務組合 消防本部・黒川消防署	119 又は 022-345-4161	黒川郡大和町吉田字北谷地 12
	東北電力ネットワーク(株)	0120-175-366 (コールセンター)	仙台市泉区八乙女 4-5-1
	宮城県仙台地方振興事務所	022-275-9111	仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17
	宮城県仙台土木事務所	022-297-4111	仙台市宮城野区幸町 4-1-2

第3節 通信・放送施設の確保

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や町民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、町は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について、所要の措置を講じる。

第1 町防災行政無線施設（総務課）

- 1 町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、防災行政無線（同報系）及び車載型陸上移動局・携帯無線機（移動系）等の通信手段の確保に努める。
- 2 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
- 3 避難所等となった各施設と町庁舎との通信手段の確保に努める。併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

第2 消防無線通信施設（消防本部）

消防本部、消防団は、災害が発生した場合には、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。

通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。

第3 災害時の通信連絡（総務課）

1 通信連絡手段

災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、町は、各防災関係機関と必要に応じて相互に連携をとり、それぞれの特性を考慮しつつ的確な通信手段の確保を図る。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

種 別	内 容
(1) 一般加入電話	災害時に途絶やふくそうがある。
(2) 災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。
(3) 災害時優先携帯電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
(4) 携帯電話 (スマートフォン)	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうがある。
(5) 衛星携帯電話	衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶がない及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。
(6) 地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
(7) 町防災行政無線 (同報系)	デジタル同報通信システム放送設備で、町内の情報伝達には有効な通信手段となるが、災害時に途絶もある。現在屋外子局6箇所、戸別受信機は95パー

	セントの世帯が受信している。また、子局と役場内基地局は相互通信が可能である。
(8) 町防災行政無線 (移動系)	町内の情報伝達に有効な通信手段となる。現在携帯型無線機23台、車載型2台を配備している。
(9) 消防用回線 (消防無線)	各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
(10) MCA無線システム	(一財)東北移動無線センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムがあり、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。
(11) 非常通信	町は、災害時において、他に手段がない場合等は、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
(12) インターネット	データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
(13) 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(web171)はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。

資料7-3 防災行政無線局一覧

資料7-4 災害用伝言ダイヤル

2 非常時の通信の確保

(1) 県防災行政無線の利用

県防災行政無線は、宮城県が県庁内と県内各市町村との無線通信網を確保するために整備しているものであり、町は県への被害状況報告等及び隣接市町村への通信に利用する。

(2) 公衆電気通信設備の優先的利用

町長は、災害に関する緊急通信が必要な場合、一時的には加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、設備の被害その他により、その利用が制限される場合は、「非常(緊急)通話」又は「非常(緊急)電報」の取り扱いを受け、通信の優先利用を図る。

(3) 災害時優先電話・災害時優先携帯電話の利用

災害時優先電話は、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できる電話であり、災害発生時は、発信用として利用する。

(4) 衛星携帯電話の利用

静止衛星を利用して通信するため災害時に通信の途絶がないので、特に停電時において有効活用を図る。

対策本部1 422-3

対策本部2 080-1663-8121

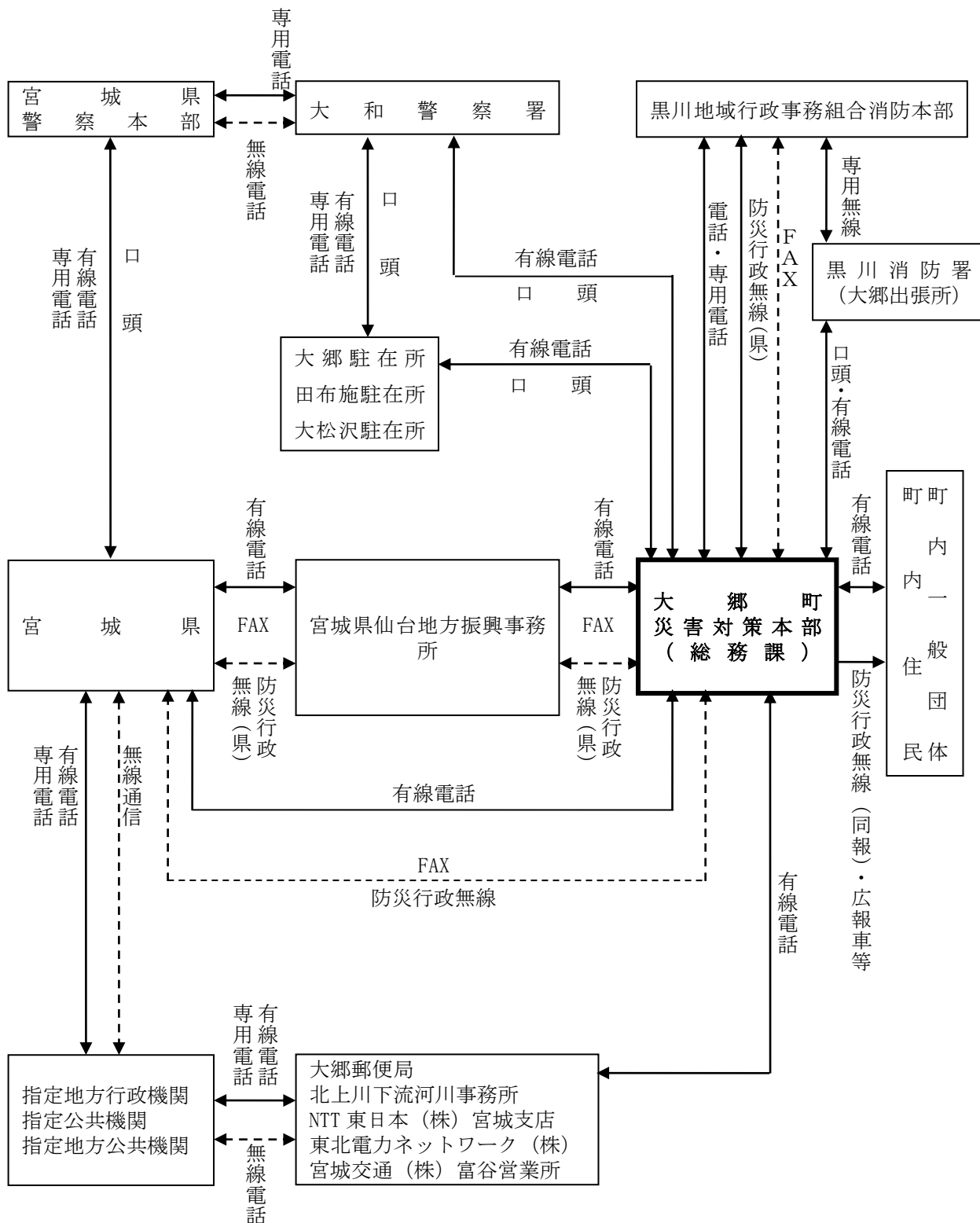
(5) 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、関係団体、事業所と連携を図りながら回線の応急復旧作業を迅速に実施する。

(6) アマチュア無線局

優先通信が困難なときは、必要に応じ、町内のアマチュア無線局に協力を求め、アマチュア無線により通信を行う。

【 災害通信利用系統図 】



第4 放送の依頼（総務課・まちづくり政策課）

本部長は、災害に関して取るべき措置について、関係機関、住民等に対し通知、要請、伝達又は警告等があるときは、放送局に対し情報を提供し放送の依頼を行う。

1 要件

災害のため、電気通信事業用通信施設、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、通信のため特別の必要があるとき。

2 手続き

次の事項を明らかにして、放送局に対し直接依頼を行う。緊急やむを得ない場合は電話等により行う。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望時間、放送範囲
- (4) その他必要事項

第5 急使の派遣（総務課）

災害により通信が途絶した場合、若しくは通信が著しく困難な場合には、被災状況に応じバイク、自転車、徒歩等により急使を派遣して通信を確保する。

第4節 災害広報活動

町は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その他時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第1 社会的混乱の防止（総務課・まちづくり政策課・消防団）

1 情報伝達・広報の実施

町は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

2 町民等への対応

町及びライフライン事業者は、町民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

第2 広報活動（総務課・まちづくり政策課）

1 広報活動の手段及び担当者

町長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

広報担当区分	責任者	連絡方法
住民担当	まちづくり政策課 総務課長	町防災行政無線広報、広報車、有線電話、インターネット、サイレン、口頭、文書
報道関係担当	総務課長	有線電話、FAX、インターネット、口頭、文書
防災関係機関担当	〃	有線電話、無線電話、FAX、インターネット、連絡員の派遣
庁内担当	〃	庁内放送、庁内電話、インターネット、口頭

【 防災関係機関連絡先 】

機関名	電話	連絡先責任者
大和警察署	022-345-0101	警備課長
黒川地域行政事務組合消防本部	022-345-4161	警防課長

2 広報の内容

町内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 安否情報
- (3) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (4) 避難情報・避難場所等に関する情報
- (5) 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- (6) 防疫に関する情報
- (7) 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- (8) ライフラインの被害状況に関する情報
- (9) 生活支援（食料・飲料水等の供給）に関する情報
- (10) 民心安定のための情報
- (11) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (12) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (13) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- (14) 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (15) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (16) 出火防止等災害発生時の注意の呼びかけ
- (17) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (18) 相談窓口の設置に関する情報
- (19) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- (20) 廃棄物処理に関する情報
- (21) ホームページへの掲載による情報

3 広報実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般、高齢者・障がい者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

- (1) 防災行政無線（同報）放送による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じたの広報
- (4) 広報紙による広報
- (5) チラシ・パンフレットによる広報
- (6) 避難所への広報統計班の派遣
- (7) 壁新聞や掲示板等による自主防災組織を通じたの連絡
- (8) 携帯メールや緊急速報メール、SNS
- (9) Lアラート(災害情報共有システム)による広報

なお、要配慮者への広報については、以下の方法により広報活動を行う。

- (10) 行政区長、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、在宅の障がい者や高齢者等に対して口頭で連絡するとともに、広報紙を配布する。
- (11) 外国人に対しては、通訳のできるボランティア等の協力を得て、主要な外国語による広報紙等の翻訳を行い、広報に努める。

第3 広聴活動（総務課・まちづくり政策課）

1 問い合わせ電話への対応

災害発生直後は、特に住民からの問い合わせ電話が多く入ることも予想され、必要により災害対策本部には東日本電信電話株式会社宮城事業部に緊急用の電話の仮設を要請し、問い合わせに対応できる職員の確保と併せて体制の整備を行うものとする。

2 相談窓口の設置

災害発生後速やかに、被災者等からの相談に対応するため、町及び関係機関による総合的な窓口を設置する。

なお、相談の内容に応じて、大郷町行政組織の各担当へ振り分ける。

第4 報道機関への発表（総務課・まちづくり政策課）

- 1 報道機関への発表資料は総務課長が取りまとめ、発表は本部長（町長）が行う。
- 2 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し発表する。
- 3 発表内容は以下のとおりとする。
 - (1) 災害の種別
 - (2) 災害発生の場所及び発生日時
 - (3) 被害状況
 - (4) 応急対策の状況
 - (5) 住民に対する避難指示の状況
 - (6) 住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

第5 安否情報（総務課・保健福祉課・まちづくり政策課・教育委員会）

- 1 町は、災害発生後、安否情報について、速やかに被災者等からの相談、問い合わせ、要望等に対応するための総合的な窓口を設置する。
- 2 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- 3 町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- 4 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。
- 5 「全国避難者情報システム」の活用
全国避難者情報システムの活用を図り、安否確認や避難先への情報提供等を行う。

第5節 防災活動体制

災害等が発生した場合、町内の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

なお、町は、災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1 初動対応の基本的考え方

町及び防災関係機関は、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

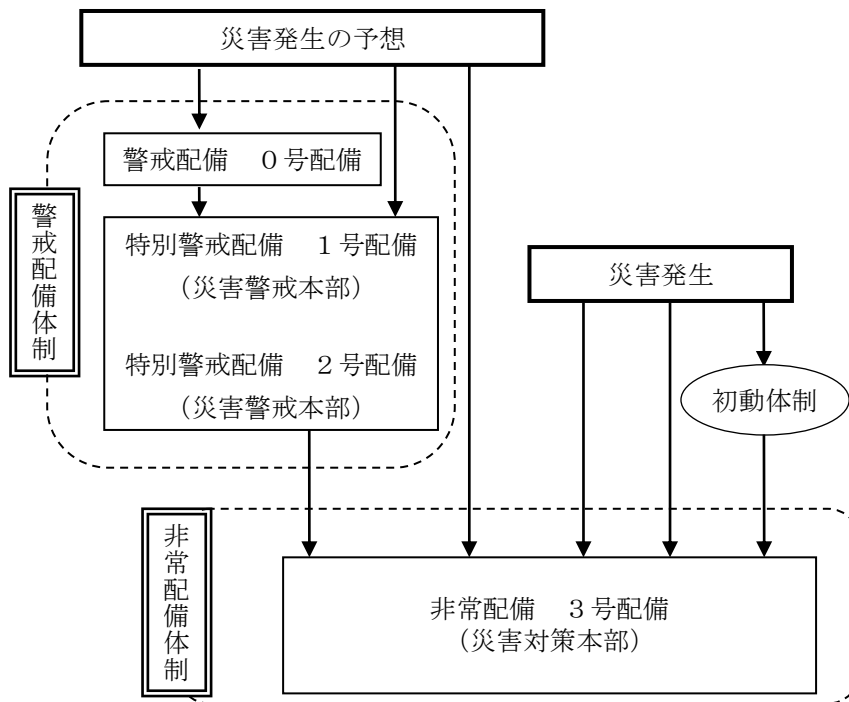
第2 職員の配備体制（総務課）

町は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び町計画の定めるところにより、県、他の市町村、防災関係機関及び住民の協力のもとに、災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。

1 配備体制等

町は、災害が発生した場合、その状況に応じて段階的に「警戒配備」「特別警戒配備」「非常配備」を敷く。この場合、所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、「大郷町災害対策本部条例」に基づき、大郷町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）又は大郷町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。

【 配備体制の流れ 】



2 組織・動員体制

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。

この際、災害発生のおそれが高まっている場合、膨大な量の情報を収集・分析し、それに基づき、避難情報の発令も含めた災害応急対策を速やかに行うため全庁をあげた役割分担の体制等を構築するよう努める。

また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害規模等に応じた登庁者等について定めておく。

3 県計画の配備内容等との整合

町と県が一体となった体制がとれるよう、災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画の配備内容等と十分整合を図る。

なお、風水害等災害と地震災害は発生状況が異なるため、それぞれ異なる配備体制により、災害応急対策に当たる。

4 勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する災害等が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、あらかじめ災害規模等に応じて定めた登庁者に限らず、各々所定の人員は自主的に登庁し、配備につく。

5 現地災害対策本部

本部長が特に必要と認めるときは、局地災害の応急対策を強力に推進するために、当該災害現場等に現地災害対策本部を設置する。

第3 配備指令の伝達及び動員体制（町全課局館）

警戒配備及び特別警戒配備に関する職員の動員については、事前に各課等でそれぞれの場合の動員計画について定めておくほか、下記の伝達職員についても定める。

なお、動員に当たっては町の各課等において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認システムや災害時におけるその他の連絡手段を用いて安否確認を行う。

1 勤務時間内

災害対策本部が設置される場合は災害の状況により配備体制を決め各部長に庁内放送を通じ指令する。

各部長等は直ちに所属職員に連絡し、大郷町災害対策本部活動要領による各部の活動体制をとる。

2 勤務時間外

- (1) 勤務時間外において、庁舎警備員が気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受理したとき、又は非常事態の発生を知ったときは直ちに総務課長に連絡する。
- (2) (1)の通報を受けた総務課長は町長に報告するとともに、その指示に従い関係課長等に伝達する。関係課長等は、必要に応じ所属職員を所定の系統により動員し、警報の伝達、情報収集、その他応急対策実施の体制をとる。
- (3) 各関係課長等による時間外の配備要員に対する連絡方法は次のとおりとする。

ア 勤務時間外における職員への連絡方法

各課長等は、課所属の各係長名、住所、連絡方法を把握しておき、また、各係長は所属職員の住所及び連絡方法を把握し直ちに動員できるよう措置する。

イ 庁舎警備員による非常伝達

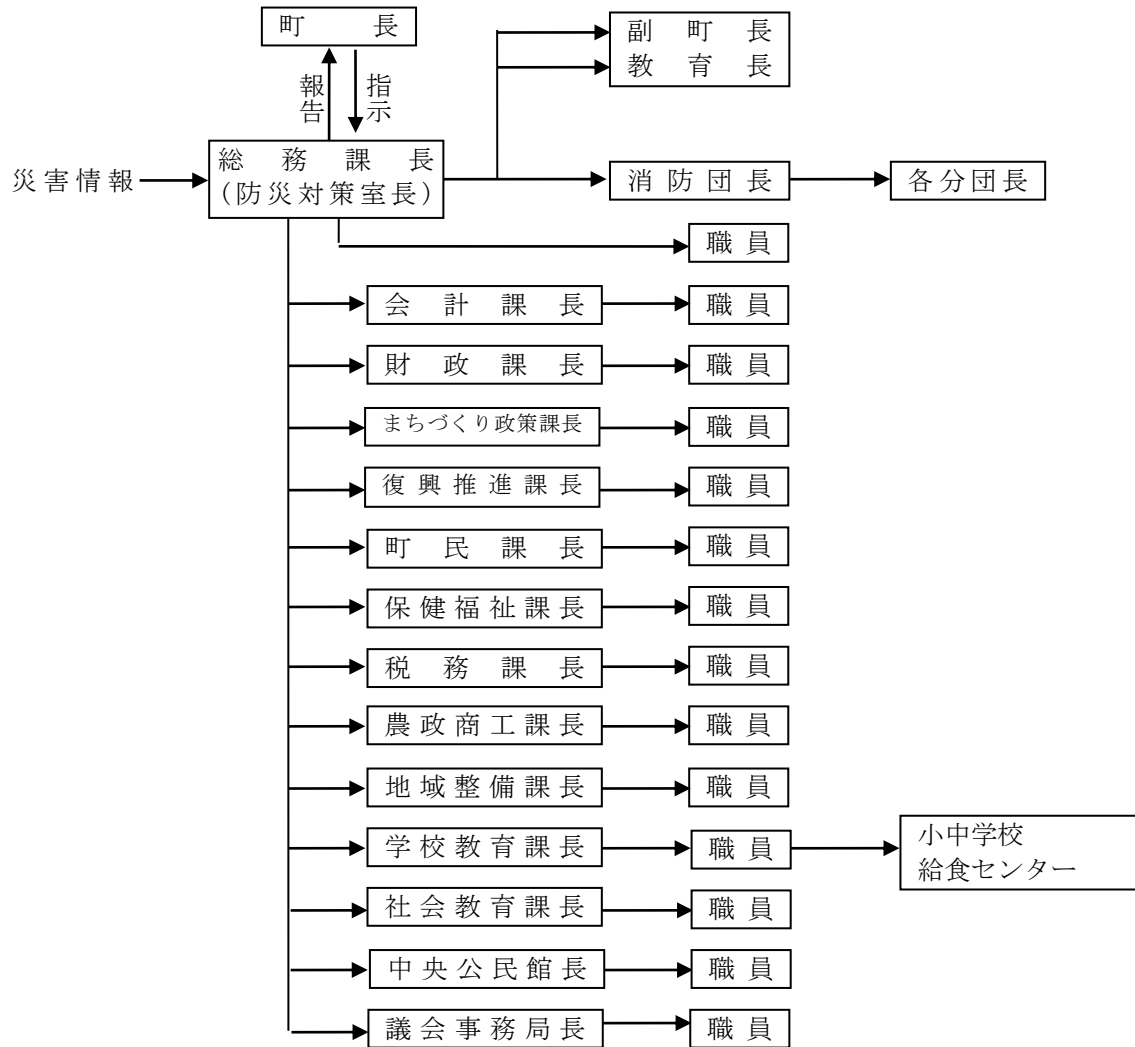
庁舎警備員は異常気象通報又は災害発生情報を覚知したときは、総務課長又は防災担当者に連絡して指示をあおぎ、必要に応じて関係課長等に連絡する。

ウ 各関係者に連絡すべき情報

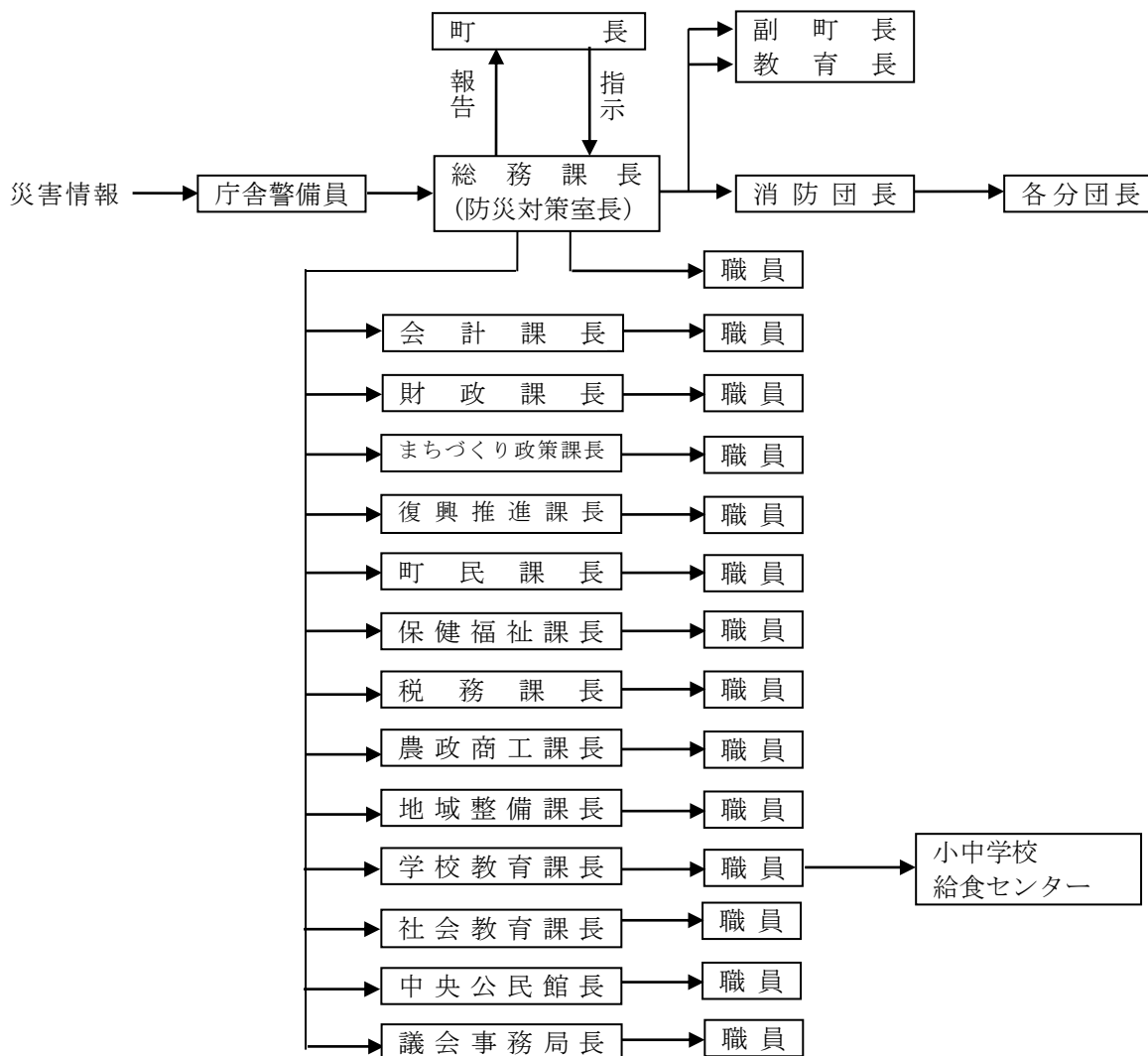
- (ア) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (イ) 災害が発生し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (ウ) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。なお、警備員宿直室には、町長、副町長、教育長、総務課長及び町職員の住所録、電話番号及び連絡方法を表示しておく。

【 配備指令の伝達系統 】

○勤務時間内



○勤務時間外

**第4 災害対策本部等の運用 (町長・総務課)**

町内全域で相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

職員の配備は、災害規模と災害情報を基準として、各自が判断する自動配備とする。

また、非常配備体制に至らない場合であっても特別警戒配備体制、あるいは警戒配備体制を敷くこととし、各配備体制の基準等については次のとおりである。

本部	配備体制	配備の基準（自動配備）	活動内容	配備人員	
警戒本部 (本部長:総務課長)	警戒配備	(1)大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 (2)大雨、洪水等の注意報が発表され、災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき。 (3)その他、特に総務課長が必要と認めたとき。	特に関係のある課の所要人員で情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。	総務課 地域整備課 農政商工課 社会教育課 各課所要人員	
特別警戒本部 (本部長:町長)	特別警戒配備	第1号配備	(1)台風による災害が予想される時。 (2)大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想される時又は被害が発生したとき。 (3)その他、特に町長が必要と認めたとき	関係課、消防団等の所要人員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により第2号配備体制に移行できる体制とする。	全課長等 総務課 地域整備課 農政商工課 各課所要人員 及び社会教育課の指定職員
		第2号配備	(1)その他特に本部長（町長）が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係のある部班の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	全課局館係長以上 総務課 地域整備課 農政商工課 社会教育課 各課所要人員 及び情報調査員
災害対策本部 (本部長:町長)	非常配備	第3号配備	(1)町内に特別警報が発表されたとき。 (2)災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において町長が必要と認めたとき。 ※大雨、暴風、大雪、暴風雪特別警報のほか、緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報に位置づけられており、地震動については実測値に従う。	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力を挙げて活動する体制とする。	全職員

第5 警戒配備体制（町長・総務課）

町は、各種の気象警報等の発表により災害発生が予想される時は、防災関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策等防災対策の確立を図るため、「災害対策本部」設置前の段階として、警戒配備体制をとり、状況に応じて「災害警戒本部」を設置する。

(1) 警戒配備（0号）

大雨、洪水等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想される時、若しくは災害が発生したとき、又は警戒本部設置前において、総務課長が必要と認めた場合、必要な人員をもって警戒配備体制（0号）を敷く。

(2) 特別警戒配備（1号）

大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想される時、若し

くは被害が発生したとき、台風による災害が予想されるとき、その他特に町長が必要と認めたときは、大郷町警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号）体制を敷く。

(3) 特別警戒配備（2号）

特に町長が必要と認めたときは、大郷町特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号）体制を敷く。

1 配備編成

【 警戒配備 】

責任者	課 名
	総 務 課
	地 域 整 備 課
	農 政 商 工 課
総 務 課 長	社 会 教 育 課

【 特別警戒配備 】

本部長 町 長	副本部長 副 町 長	本部員	課 名
		総 務 課 長	総 務 課
	地 域 整 備 課 長	地 域 整 備 課	
	農 政 商 工 課 長	農 政 商 工 課 (農 業 委 員 会)	
	学 校 教 育 課 長	学 校 教 育 課	
	財 政 課 長	財 政 課	
	ま ち づ くり 政 策 課 長	ま ち づ くり 政 策 課	
	復 興 推 進 課 長	復 興 推 進 課	
	町 民 課 長	町 民 課	
	保 健 福 祉 課 長	保 健 福 祉 課	
	税 務 課 長	税 務 課	
	会 計 課 長	会 計 課	
	社 会 教 育 課 長	社 会 教 育 課	
	議 会 事 務 局 長	議 会 事 務 局	
中 央 公 民 館 長	中 央 公 民 館		

2 警戒配備体制の解除

- (1) 総務課長は、災害の危険が解消したと認めたときは、警戒配備を解く。
- (2) 町は、災害の危険が解消し、若しくは災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたとき、又は災害対策本部等を設置したときは、警戒本部を廃止する。

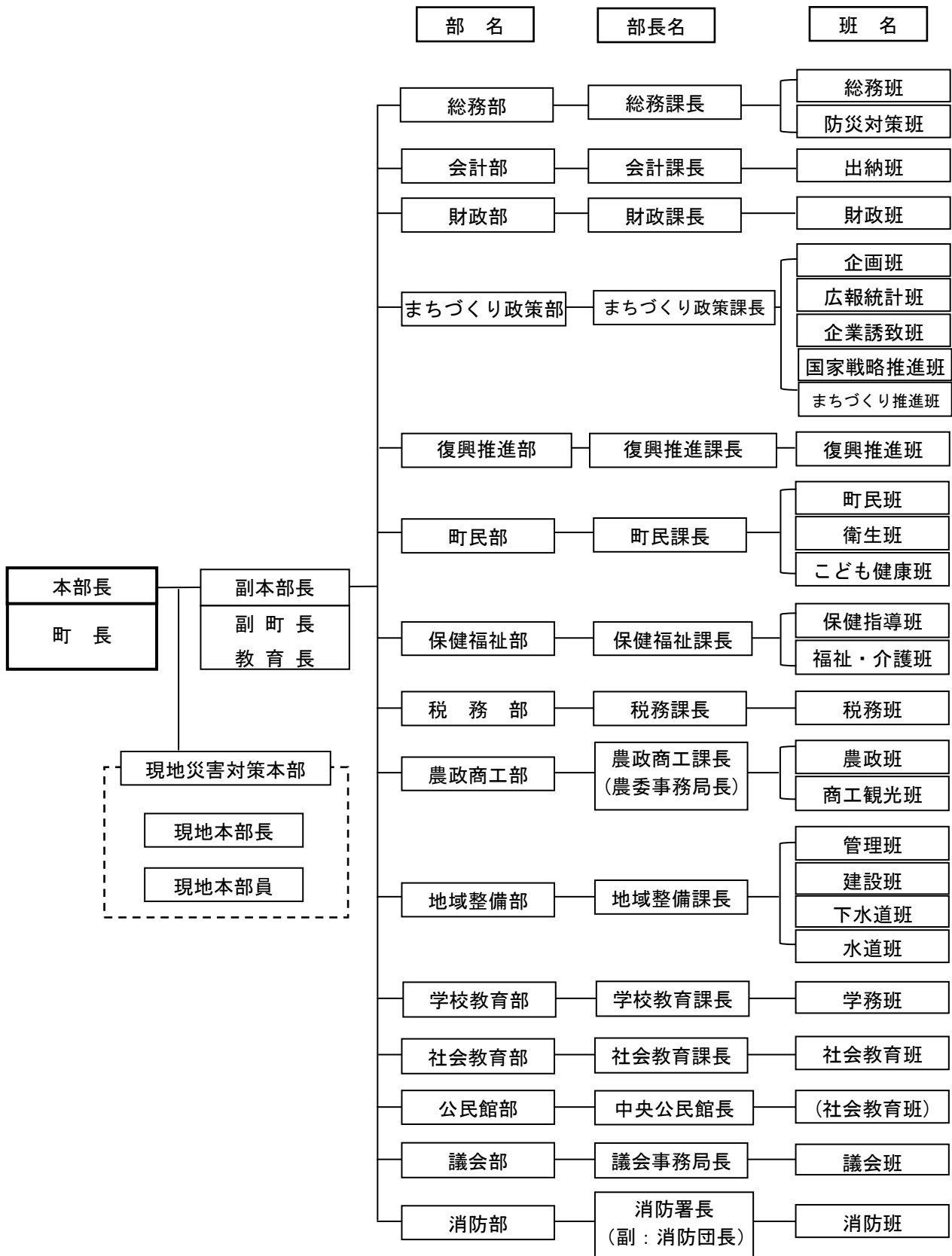
第6 災害対策本部の設置（町長・総務課）

1 非常配備体制（3号）

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において町長が必要と認めたときは、「大郷町災害対策本部活動要領」により大郷町災害対策本部を設置し、非常配備体制（3号）を敷く。ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がる

ことが予想される場合、町長は速やかに災害対策本部を設置する。

【 災害対策本部体制 】



2 災害対策本部の組織

- (1) 本部に本部長、副本部長を置き、本部長は町長を、副本部長は副町長、教育長をもって充てる。
- (2) 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部の職員を指揮監督する。
- (3) 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 本部に部及び部長を置き、各部長は前掲配備編成に掲げる者をもって充てる。
- (5) 本部に本部員会議を置き、本部長、副本部長及び各部長をもって構成する。
- (6) 災害対策本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため、必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置し、本部長が指名する現地本部長及び現地本部員を置く。
- (7) 現地本部長は副本部長又は本部員の中から、現地本部員は本部員の中から指名する。

3 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、所属部と災害対策本部事務局との連絡調整や、所属部の所管する情報の収集伝達等を行う。

4 情報連絡員

各課に情報連絡員を置き、所属課に関する情報等の連絡事務を行う。

5 設置及び廃止基準

(1) 設置基準

- ア 町内に特別警報*が発表されたとき。
- イ 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において町長が必要と認めたととき。

*大雨、暴風、高潮、大雪、暴風雪特別警報のほか、緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報に位置づけられており、地震動については実測値に従う。

(2) 廃止基準

- ア 本部長は、災害の危険がなくなったとき又は災害発生後における応急措置が概ね完了したときは、本部を閉鎖する。
- イ 災害復旧について協議する必要があると認められる場合は、災害復旧対策本部又は災害復旧対策連絡会議に移行する。

(3) 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、電話、文書、防災行政無線（同報）放送、その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

(4) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場庁舎2階応接室とするが、庁舎の被災状況により使用できない場合は、状況に応じて代替場所に設置する。

なお、災害対策本部長の職務は、町長が不在のときは副町長が代行し、副町長が不在のときは教育長が代行する。警戒本部長の代行も同様とする。

6 災害救助法が適用された場合の体制

町長は、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

7 市町村間の応援協定

町長は、災害応急対策上必要があると認めた場合、「災害時における宮城県市町村相互応援協定」等の応援協定を締結している市町村及び防災関係機関等に対し、応援要請等を行う。

資料 1-3.1 大郷町災害対策本部条例

資料 1-3.2 災害対策本部事務分掌

第7 消防機関等の活動（総務課・消防本部・消防団）

消防本部は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員等を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動等所要の活動を行う。

水防管理者（町長）は、非常配備の規定等に基づき水防団員を招集し、水防活動体制を確立する。その後、速やかに、水位や堤防決壊等の通報、応急対策、被害情報の収集等所要の活動を行う。

1 消防本部の活動

消防本部は、災害等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、町災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として黒川地域行政事務組合消防本部消防長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

3 水防団の活動

水防団は、水害が発生した場合、原則として水防管理団体の管理者の指揮下に入り、常備消防と協力して水閘門・陸閘門等の施設の操作、各種通報、避難誘導等の活動を行う。

第8 県、国及び関係機関との連携（総務課）

1 町と県との連携

県は、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報（人命救助・人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る町の現状及び要望等）を収集するため、指定した職員等を派遣する。

町は、これらの派遣員との連携に努める。

また、町は、県現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にし、円滑な応急隊創作の推進を図る。

2 防災関係機関相互の連携

防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、町はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町、県、ライフライン事業者等は、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

第9 複合災害発生時の体制（総務課）

町は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策

体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

第6節 警戒活動

町は、大雨、洪水、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第1 警戒体制

町は雨量、河川等の水位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

第2 水防活動（総務課・地域整備課・消防団）

- 1 洪水等による災害が発生するおそれがある場合は、町及び防災関係機関は設定したタイムラインに沿って水防活動を実施する。
- 2 町長は、水防警報を受報した時は、防災関係機関と連携し、警報段階に応じ、水防活動のため速やかに水防団を出動させ又は出動の準備をさせ、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。
- 3 水防団及び消防本部は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、町、県の河川管理者等と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。
- 4 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を町及び警察署に通知するとともに住民に周知する。
- 5 町長は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。
- 6 町長は、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。なお、水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。

第3 河川災害の警戒体制（総務課・地域整備課・消防団）

1 水防組織

水防に関係のある気象の予報、注意報、警報等により、洪水等のおそれがあり、水防の必要を認めたときから、その危険が解消するまでの間、町は次の組織をもって水防事務を処理する。水防本部は役場庁舎内に置き、水防業務の総括に当たる。

2 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長（消防団長）の指揮を受ける。

3 水防巡視等

- (1) 水防本部長（消防団長）は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受

持区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知するとともに、必要団員を招集し、河川及び池沼等の巡視を行うよう指示する。

- (2) 河川水位がはん濫注意水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係水防分団長（消防分団長）に周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせる。

4 水防措置

水防措置は、次により行う。

措置の段階	発するとき	措置事項
第 1 段階	河川の水位がはん濫注意水位に達したとき。	一般住民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第 2 段階	各分団長より洪水のおそれがある旨の報告があったとき。	各分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第 3 段階	堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したとき。	避難誘導の体制を整える。
第 4 段階	洪水等が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	大和警察署に通報し、一般住民を避難場所に誘導する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合、上記に準じる。		

5 分団の水防受持区域

各分団の水防受持区域を次のとおり定める。

(1) 第 1 分団（第 1～5 部）

番号	河川名	区域	延長 (m)	屯所の所在地	担当部	指導官署
1	吉田川右岸	丸山境～味明川合流点	900	羽生地区公民館分館	1	北上川下流河川事務所 宮城県仙台土木事務所
2	〃	味明川合流点～山崎揚水機場	2,100	山崎地区公民館分館	2	〃
3	〃	山崎揚水機場～宮城郡境	1,800	不来内地区公民館分館	4	〃
4	味明川左岸	羽生堰場～吉田川合流点	1,000	羽生地区公民館分館	1	〃
5	味明川右岸	〃	1,000	山崎地区公民館分館	2	〃

第 3、5 部は予備隊とする。

(2) 第 2 分団（第 6～9 部）

番号	河川名	区域	延長 (m)	屯所の所在地	担当部	指導官署
1	吉田川右岸	町境～袋	1,500	土橋地区公民館分館	9	北上川下流河川事務所 宮城県仙台土木事務所
2	〃	袋～滑川合流点	1,700	鶉崎地区公民館分館	8	〃
3	滑川左岸	中村山崎橋～吉田川合流点	1,300	中村地区公民館分館	7	〃
4	滑川右岸	〃	600	〃	7	〃

第 6 部は予備隊とする。

(3) 第3分団 (第10～15部)

番号	河川名	区域	延長 (m)	屯所の所在地	担当部	指導官署
1	吉田川右岸	滑川合流点～ 粕川大橋	700	長崎地区 公民館分館	10	北上川下流河川事務所 宮城県仙台土木事務所
2	〃	粕川大橋～ 羽生境	800	丸山地区 公民館分館	11	〃
3	吉田川左岸	行井堂～ 粕川大橋	1,700	中粕川地区 公民館分館	12	〃
4	〃	粕川大橋～ 大崎市境	2,900	土手崎地区 公民館分館	15	〃
5	鶴田川右岸	鶴田崎～三十丁	2,000	木ノ崎地区 公民館分館	14	宮城県仙台土木事務所

第13部は予備隊とする。

(4) 第4分団 (第16～22部)

番号	河川名	区域	延長 (m)	屯所の所在地	担当部	指導官署
1	鶴田川左岸	成田橋～鶴田 橋	1,700	上町地区 公民館分館	19	宮城県仙台土木事務所
2	〃	鶴田橋～大崎 市境	1,900	下町地区 公民館分館	20	〃
3	〃	荒井橋～成田 橋	2,800	上郷地区 公民館分館	17	〃
4	鶴田川右岸	成田橋～宮下 橋	1,600	上郷地区 公民館分館	17	〃
5	〃	宮下橋～鶴田 崎	2,900	成田川地区 公民館分館	16	〃
6	鶴田川両岸	泥畑橋～荒井 橋	2,500	上村地区 公民館分館	18	〃
7	新堀川両岸	新堰～大崎市 境	1,500	吉ヶ沢地区及 び貝柄塚地区 公民館分館	21 22	〃

上記以外の河川等は、所在する部の受持区域とする。

団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることがある。

第4 土砂災害警戒活動 (総務課・地域整備課・消防団)

1 警戒体制

- (1) 国又は県は、土砂災害防止法に基づく土石流、地滑り又は河道閉塞による土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報を市町村長に通知し、住民及び関係機関へ周知する。
- (2) 町は、宮城県及び仙台管区气象台から土砂災害警戒情報が発表された場合、若しくは土

砂災害の発生のおそれがある場合には、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。

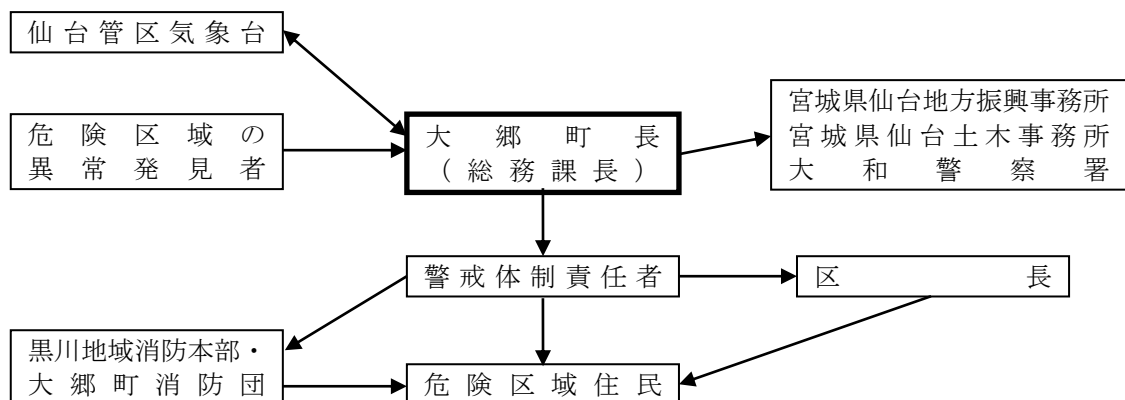
また、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難情報の必要な措置を講じる。

(3) 町は、避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令する事を基本とする。

また、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「非常に危険（薄い紫）」（「予想又は実況で土砂災害警戒情報の基準に到達した）のメッシュが予め避難指示の発令範囲として設定した地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等と重なった場合は、当該地域に存在する土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等全てに避難指示を発令する。

(4) 町は、発令した土砂災害に係る避難情報については、それらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(5) 仙台管区気象台の発表する気象予警報等の収集・伝達は、本章第1節「防災気象情報の伝達」により行う。



第5 ライフライン、交通等警戒活動（総務課・地域整備課）

町及び関係機関等は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第6 流木防止活動

町及び関係機関は、河川において洪水等によって生じる係留木材の流出事故に備えるため、相互に連携を図りながら材木の流出防止に努める。

第7節 相互応援活動

大規模な災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町は、他の市町村や防災関係機関等と相互に応援協力し、連携を図りながら、防災活動に万全を期す。

第1 市町村間の相互応援活動（総務課）

1 他の市町村長に対する応援の要請

町長が応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。

町は、応援要請を受けた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施に当たっては、応援に従事する者は被災市町村の指揮の下に行動する。

(1) 個別相互応援協定

町は、災害時に係る相互応援協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

(2) 県内全市町村間相互応援協定（災害時における宮城県市町村相互応援協定）

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。ただし、県と調整するいとまがないと応援市町村長が認められる場合は、活動実施後に県に報告する。

2 県への情報伝達

町が、応急対策を実施する際に他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨を連絡する。

3 応援体制の確保

町は、県内で大規模な災害が発生した場合、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

第2 消防機関の相互応援活動（総務課・消防本部・消防団）

大規模災害等が発生した場合の県内における広域消防応援については、宮城県広域消防相互応援協定及び「宮城県広域消防応援基本計画」に基づき消防相互応援活動を行う。

消防本部は、大規模災害により、町（管内）の消防機関の消防力のみでは災害の防ぎよが困難な場合には、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して応援要請を速やかに行う。

第3 緊急消防援助隊の応援活動（総務課・消防本部・消防団）

1 応援要請

消防本部は、大規模災害時に県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の定めにより、緊急消防援助隊の応援を知事（消防課）に要請し、知事は消防庁長官に要請する。

この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。

2 緊急消防援助隊の活動円滑化

緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて調整し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように努める。

資料3-1 大和町、大衡村、富谷市、大郷町消防相互応援協定書

資料3-2 宮城「館」防災に関する相互応援協定

資料3-3 消防相互応援協定書〔色麻町、黒川地域行政事務組合〕

資料3-4 消防相互応援協定書〔大崎地域行政事務組合、黒川地域行政事務組合〕

資料3-5 消防相互応援協定書〔旧三本木町、黒川地域行政事務組合〕

資料3-6 消防相互応援協定書〔陸上自衛隊大和駐とん地、黒川地域行政事務組合〕

資料3-7 災害時における宮城県市町村相互応援協定書

資料3-9 災害時相互援助に関する協定書〔北海道清水町〕

資料3-10 災害時相互援助に関する協定書〔山形県舟形町〕

資料3-11 災害時相互援助に関する協定〔東京都青梅市〕

資料3-12 宮城県広域消防相互応援協定書

資料3-13 宮城県広域航空消防応援協定書

資料3-17 災害時相互応援計画〔(公社)日本水道協会宮城県支部〕

第4 地域内の防災関係機関の応援協力（総務課）

地域内における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、次の連絡責任者を定めておく。

また、防災関係の県の機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、一部事務組合、公共的団体等の役割を明確にし、相互に協力して、防災活動を実施する。

機関名	担当者	電話番号	連絡責任者
大和警察署	警備課	022-345-0101	警備課長
黒川消防署	警防課	022-345-4161	警防課長
仙台市消防局	警防部指令課	022-234-1111	指令課長
大和町消防団	総務課危機対策室	022-345-1112	危機対策室長
大衡村消防団	総務課	022-345-5111	総務課長
富谷市消防団	総務部防災安全課	022-358-3180	防災安全課長
大和駐屯地	業務隊	022-345-2191	業務隊長

第5 広域的な応援体制（総務課）

町は、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。また、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行う。

第6 受入体制の確保（総務課）

町は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。

また、県は、広域応援部隊に対し、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を提供する。

第7 他県等への応援体制（総務課・宮城県）

町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

なお、町は、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理やマスク着用を徹底する。

第8節 災害救助法の適用

町は、大規模災害による被害が大きい場合は、住民の生命・財産を守り、応急対策を行うため、知事に対し災害救助法の適用を要請し、応急的に食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 実施主体（町長・総務課）

災害救助法に基づく「救助」とは、知事が政令で定める程度の災害が発生した町の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行う。

- 1 災害による被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みであるときは、災害対策本部長（町長・担当保健福祉部）は、直ちにその旨を知事（県保健福祉部保健福祉総務課）に報告する。知事は厚生労働省と協議を行い、該当した場合には町長に対して連絡を行い、必要があると認めるときは、救助の事務の一部を町長に委任することができる。この場合において町長は、当該事務を行わなければならない。
- 2 知事から町長が委任されている救助、また災害の事態が急迫しているため知事による救助の実施を待つことが出来ないときは、町長が救助を実施し、直ちにその内容等について知事に報告する。

第2 災害救助法の適用（総務課・保健福祉課）

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1～4の規定による。災害救助法は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため応急的・一時的なもので、本町における災害救助法の適用基準は次のとおり。

【災害救助法の適用基準】

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 町内の住家が滅失した世帯の数	町 40 世帯以上	施行令第1条第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	県 2,000 世帯以上 かつ町 20 世帯以上	施行令第1条第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	県 9,000 世帯以上 かつ町多数(町の被害状況が特に救助を要する状態にあること。)	施行令第1条第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難とする特別の事情がある場合、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき	多数 ※	施行令第1条第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	— ※	施行令第1条第1項第4号

(注1) ※印の場合は、県知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

(注2) 上記(4)に係る事例

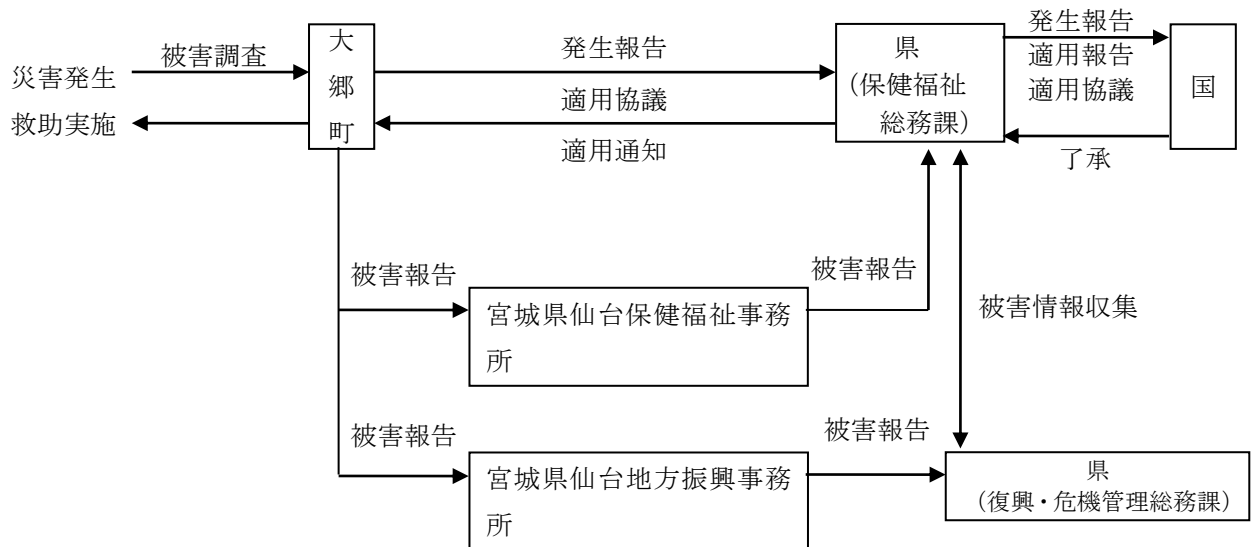
ア 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

イ 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

(注3) 上記(5)に係る事例

ア 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。

イ 食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。



2 災害救助法の適用手続

法による救助は、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第4条に規定する救助を実施するときを開始される。

(1) 原則 災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日

(2) 例外①

長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合

災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日

(3) 例外②

被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合

公示日 = 被害等が判明した日

町は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

3 災害救助法の適用要請

町長は、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、知事に対し、災害救助法の適用を要請する。

その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに町に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、必要な場合は、救助の実施を町長に委任する。

第3 救助の実施の委任（総務課・保健福祉課）

災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定に基づき知事から委任を受けた場合、町長は当該事務を行わなければならない。

救助の種類は次のとおりである。（昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」最終改正 平成26年3月31日）

1 救助の種類

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (3) 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急処理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 障害物の除去
- (11) 応急救助のための輸送
- (12) 応急救助のための賃金職員雇上費

2 救助の実施状況及び費用の報告

各部（班）及び災害対策本部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、保健福祉部（福祉・介護班）に報告し、保健福祉部は本町の救助実施状況等を取りまとめ、知事に報告する。

資料7-2 救助の実施要領の基準

第9節 自衛隊の災害派遣

町は、大規模災害に際して、人命又は財産保護のため、特に必要があると認められる場合は、知事（復興・危機管理総務課）等に対し自衛隊法第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第1 災害派遣要請の手続き（町長・総務課）

1 要請による派遣

(1) 本部長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事等に対して災害派遣要請を依頼する。自衛隊の派遣要請を行うときは、原則として知事に対し文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって行い、その後速やかに文書を提出する。

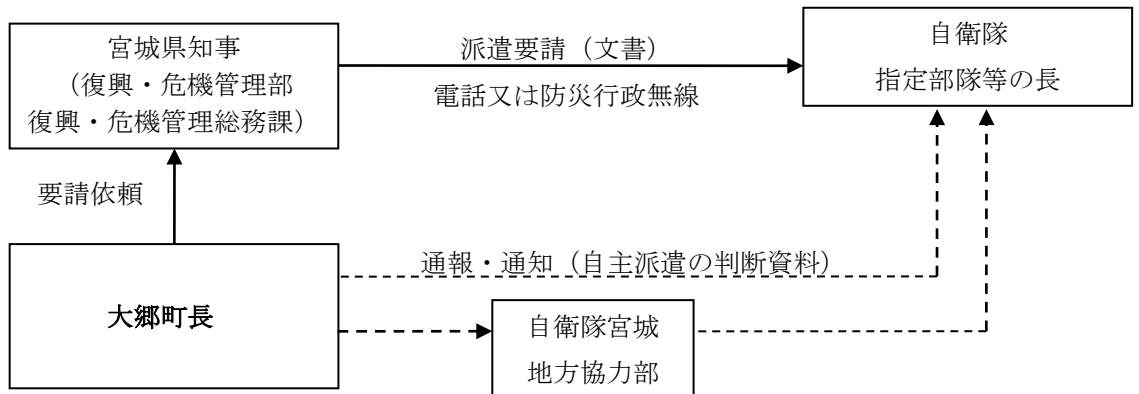
なお、通信の途絶等により知事への依頼が出来ない場合で緊急を要する場合には、直接最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第22普通科連隊）等の長に通知することができるものとし、この場合、本部長は速やかに知事等にその旨を通知する。

(2) 災害派遣要請できる範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。

2 要請の手続き

(1) 派遣要請系統図



(2) 要請（連絡）先

区分	部隊名	指定部隊の長	連絡方法等		担任地域等
			平日 8:00~17:00 (各部隊防災担当)	時間外の担当	
宮城隊区 担当部隊	第22普通科連隊 第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市円山 2-1-1 防災無線：7-641-1 TEL：022-365-2121 内 235~237 FAX：022-363-0491	駐屯地当直 TEL： 022-365-2121 (内) 301・302	宮城北隊区 (白石市、角田市、柴田郡、亶理郡、刈田郡、伊具郡を除く県内)

近傍派遣部隊	第6戦車大隊 第3係 (大和駐屯地)	大隊長	黒川郡大和町吉岡字西原 21-9 TEL: 022-345-2191 内 230~233	駐屯地当直 TEL: 022-345-2191 (内) 301・302	大和近傍状況 により宮城北 隊区
大規模 災害対処 部隊	第6師団第3部 (神町駐屯地)	師団長	山形県東根市神町南 3-1-1 TEL: 0237-48-1151 内 5075・5076	当直長 TEL: 0237-48-1151 (内) 5019	南東北3県 (宮城・山形・ 福島)
	東北方面総監部 防衛部 (仙台駐屯地)	方面 総監	仙台市宮城野区南目館 1-1 TEL: 022-231-1111 内 2255・2256	防衛課運用室 TEL: 022-231-1111 (内) 2723・2737	東北全域
連絡機関	宮城地方協力本部	部長	仙台市宮城野区五輪 1-3-15 TEL: 022-295-2611 内 3630・3632	同左	県全域

(3) 要請方法

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書を知事に提出しなければならない。

要請先	宮城県知事(復興・危機管理部復興・危機管理総務課) TEL:022-211-2375
要請伝達方法	文書 派遣要請書
要請内容	ア 災害の状況及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項(宿泊、給食の可能性、道路橋りょうの決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等)

3 自衛隊の自主派遣

大規模災害において、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は以下のとおり。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 大規模災害に際し、知事等が通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合で、自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

第2 自衛隊との連絡調整 (総務課)

1 自衛隊の連絡幹部の派遣受入れ

大規模災害が発生し、災害対策本部を設置した場合には、自衛隊から派遣される連絡幹部等を災害対策本部に受入れ、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保し、災害対処に

必要となる情報交換等を行う。

また、自衛隊の連絡幹部等は、町及び防災関係機関(警察、消防等)との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整を行う。

第3 派遣部隊の活動内容 (総務課)

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による情報収集活動
(2) 避難の援助	避難者の誘導、輸送等
(3) 要救助者等の搜索救助活動	要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動
(4) 水防活動	土のう作成・運搬・積込み等の水防活動
(5) 消防活動の支援	消防機関との協力による消火活動(空中消火を含む)
(6) 道路の啓開	道路等の交通路上の障害物の排除
(7) 応急医療・救護及び防疫	被災者に対する応急医療・救護・防疫の活動
(8) 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
(9) 炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水の実施
(10) 援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施
(11) 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類・爆発物等危険物の保安及び除去
(12) その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長の職務を行うことができる者(委任を受けた町の吏員及び警察官)がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。

この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。
なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- (1) 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること
- (2) 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること
- (3) 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること
- (4) 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること
- (5) 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること

第4 派遣部隊の受入体制（総務課）

本部長は、災害派遣が決定・実行された場合、速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

1 連絡調整者の指定

本部長は、自衛隊の災害派遣の間、職員から連絡調整者を指定し、派遣部隊との連絡調整の任に当たらせ、派遣部隊の業務遂行に協力する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

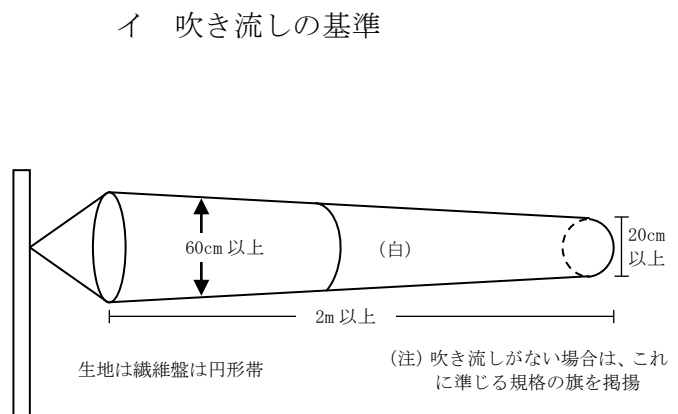
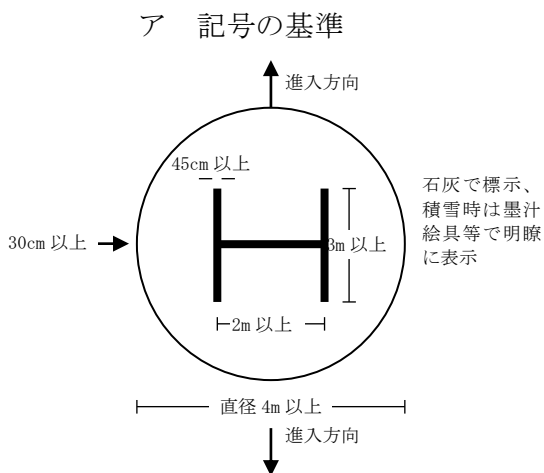
4 作業内容の調整

本部長、知事及び黒川消防署長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、本部長は、状況に応じた的確な分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

5 臨時ヘリポートの設定

- (1) 臨時ヘリポートの設定基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。
- (2) 着陸地点には、臨時ヘリポート設置基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判断できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。



(3) 危険予防の処置

ア 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

イ 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

※臨時ヘリポートについては、本章第12節「交通・輸送活動」を参照。

6 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

第5 派遣部隊の撤収（町長・総務課）

- 1 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、町長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。
- 2 撤収要請は、電話等により報告した後、速やかに文書（様式第2号）をもって要請（提出）する。
- 3 災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整のうえ、派遣部隊を撤収する。

第6 経費の負担（総務課）

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として町が負担し、細部については、その都度町長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

- 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通信料
- 2 派遣部隊の宿泊による必要な土地、建物等の借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- 4 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- 5 無作為による損害の補償
- 6 その他協議により決定したもの

資料8-3 自衛隊災害派遣要請（依頼、撤収）様式資料編

第10節 救急・救助活動

大規模な災害が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、火災等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であることから、町は県並びに防災関係機関と連絡を密にしながら速やかに応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、地域住民についても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

第1 町の活動（総務課・保健福祉課・消防団・自主防災組織）

- 1 本部長は、消防団と連携して、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防本部及び大和警察署の協力を得ながら、速やかに捜索・救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。
- 2 本部長は、住民からの情報についても適宜関係機関に連絡するとともに、関係機関、団体等に情報提供を行い、救出について協力を要請する。
- 3 本部長は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。
- 4 本部長は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を要請された場合は、迅速かつ円滑に実施する。
- 5 救出隊は、町職員、警察官、消防職員、消防団員及び地区住民等により編成し、災害の規模、救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ要員を確保する。
- 6 救出に際しては負傷者の救護等が円滑に行われるよう、公立黒川病院、黒川郡医師会等医療機関及び宮城県仙台保健福祉事務所と緊密な連携、調整を行う。
- 7 救出活動に必要な資機材は、本部長が必要に応じ各関係機関（大郷地区建設災害防止協議会等）に要請し、調達する。
- 8 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに連絡する。

機関名	所在地	電話
大郷町総務課	大郷町粕川字西長崎 5-8	022-359-3111
大和警察署	大和町吉田字北谷地 27-1	110 又は 022-345-0101
〃 大郷駐在所	大郷町中村字谷地際 1-1	110 又は 022-359-2009
〃 田布施駐在所	大郷町味明字樋場上 69-1	110 又は 022-359-3130
〃 大松沢駐在所	大郷町大松沢字堤下 43	110 又は 022-359-2165
黒川地域行政事務組合消防本部 (黒川消防署)	大和町吉田字北谷地 12	119 又は 022-345-4161

第2 消防機関の活動（消防本部・総務課・消防団）

1 消防本部（署）の活動

救急・救助活動を行うにあたって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。このため、関係機関と情報

交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。

また、負傷者も軽症者から救命措置を必要とする者まで様々であり、緊急度に応じ迅速かつ適切な判断と応急措置が要求されることから、救急救命士は高度救命処置用資機材を有効活用し、効率的な活動を行う。

消防本部は、救出・救助活動を要する者を発見した場合及び同様の通報があった場合は、大和警察署等と連携協力し、救出、救助を行う。被害の状況により必要と認めるときは、広域消防応援協定に基づく応援要請を行う。

2 消防団の活動

消防団は、消防本部による活動を補助し、救出・救助及び応急措置の協力をを行い、安全な場所へ搬送する。また、町等関係救助隊の到着が遅れる場合には、付近住民の協力を得て、自らの危険が及ばない範囲で救急・救助活動を行い、速やかに町等関係機関に連絡する。

第3 大和警察署の活動（大和警察署）

- 1 大和警察署は、救出・救助活動を必要とする者を発見した場合及び同様の通報があった場合は、救助関係機関と連携協力して救出・救助活動を行う。
- 2 大和警察署は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等災害警備部隊を被災警察署に出動させる。
- 3 大和警察署は、警察署員及び応援機動隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動を行う。

第4 住民及び自主防災組織等の活動（総務課）

1 緊急救助活動の実施

住民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において、建物の倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認したときは、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

2 人材、機材等の確保

住民及び自主防災組織等は、人員・機材等の面で対応が不十分と思えるときは町に連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

3 救急・救助活動への協力

住民及び自主防災組織等は、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動についても現地の警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第5 惨事ストレス対策（総務課・消防本部）

町は、捜索、救急・救助活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、惨事ストレス対策を講じる。

第6 感染症対策（総務課）

捜索、救助・救助活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第11節 医療救護活動

大規模災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、町は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第1 初動医療体制の確立（保健福祉課）

1 医療救護担当部門の設置

町は、必要に応じて、災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設ける。通信手段の状況を把握し、可能な手段で関係機関との連絡に努める。

(1) 医療救護班の編成

ア 保健指導班は、黒川郡医師会・公立黒川病院及び日本赤十字社宮城県支部等に対して、医師、看護師、薬剤師、その他医療関係者の協力等を要請し、医療救護班を編成する。

医療救護班は、原則として次のとおり編成するものとし、緊急を要する場合は、町内病院等医療機関に移送する。

医療救護班の編成基準	要請時の医師会等への伝達事項
医師 1名	被害の集中地区・被害の状況
薬剤師 1名	救護所の設置場所
看護師 2名	医薬品、医療用資機材等の携行要請
事務担当者 1名	救護所のライフライン機能等

黒川郡医師会	022-345-3378
公立黒川病院	022-345-3101
日本赤十字社宮城県支部	022-271-2253

イ 医療救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。

ウ 県への要請

町の医療救護班だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと本部長が判断した場合には、知事に対して次の事項を明らかにして協力要請を行う。

(ア) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）

(イ) 必要とする医療救護班数

(ウ) 救護期間

(エ) 派遣場所

(オ) 災害の種類・原因等その他の事項

(2) 救護所の設置

ア 保健指導班は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合などには、医師会等の協力を得て救護所を設置・運営する。

- (ア) 町内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、町内医療機関だけでは対応しきれない場合。
- (イ) 傷病者が多数で、町内の医療機関だけでは対応しきれない場合。
- (ウ) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者数と搬送能力との問題から被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合。

【町内の医療機関一覧】

施設名	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者		病床数
				医師	看護師	
杉山医院	大郷町羽生字中ノ町11-1	022-359-4123	内科、胃腸内科、腫瘍内科	1	4	19

イ 保健指導班は、黒川郡医師会、薬剤師会等の協力を得て、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設又は公民館等に救護所を設置し、救護所に必要とする医療用資機材の設置等を行う。

ウ 救護所の設置予定地は次のとおりである。

【救護所の設置予定場所】

設置予定施設名	所在地	収容能力	電話番号	備考
大郷町保健センター	大郷町粕川字東長崎 31-7	70 人	022-359-3030	和室有り
大郷小学校	大郷町中村字屋敷前 98	80 人	022-359-2003	保健室有り
すくすくゆめの郷こども園	大郷町粕川字新 30	40 人	022-359-5655	保健室有り

※災害の状況により、指定避難所の設置と併せて指定することができる。

エ 町は、救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を広報車及び防災行政無線（同報）放送より、住民への周知を行う。

オ 救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

第2 医療救護活動・助産活動（保健福祉課）

1 救護所での活動

重傷者を優先的に治療することを原則とし、トリアージ（負傷者選別）を実施する。災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

- (1) 負傷者の傷害等の程度の判別
- (2) 重傷者に対する応急措置
- (3) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な患者に対する医療
- (5) 軽傷者に対する医療

(6) 死亡の確認

※ 後方医療施設への緊急連絡事項を簡単に記したメモ（トリアージタック）を負傷者に装着する。

2 災害派遣医療チーム（DMAT）等の要請

- (1) 町は、多数の重症、中等症の傷病者が発生すると予想される状況の場合は、速やかに県に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣の要請を行い、受入体制の整備を推進する。
- (2) 宮城DMATは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとし、活動を終了するときは、医療救護班に必要な引継を行う。

3 災害拠点病院

- (1) 町は、必要に応じて、災害拠点病院に医療救護班の派遣及び、医療救護活動の要請を行う。
- (2) 医療救護班の業務内容
 - ア 傷病者のトリアージ、応急処置
 - イ 重傷者の後方病院への搬送手続き
 - ウ 救護所等における診療
 - エ 被災地の病院支援
 - オ その他必要な事項
- (3) 医療救護班は、派遣された救護所、病院等であらかじめ定められたルールに従って、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎを行う。
- (4) 災害拠点病院は、他のDMAT及び医療救護班の受入れを行う。

【災害拠点病院】（仙台医療圏）

基幹災害医療センター

名称	所在位置	電話番号	一般病床数
独立行政法人 国立病院機構仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野 2-11-12	022-293-1111	628

地域災害医療センター

名称	所在位置	電話番号	一般病床数
独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院	仙台市青葉区台原 4-3-21	022-275-1111	485
東北大学病院	仙台市青葉区星陵町 1-1	022-717-7000	1,160
東北薬科大学病院	仙台市宮城野区福室 1-12-1	022-259-1221	554
仙台市立病院	仙台市太白区あすと長町 1-1-1	022-308-7111	467
仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町 2-43-3	022-243-1111	389
財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町 16-5	022-365-5175	357

4 公的病院等

- (1) 公的病院等は、町から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 公的病院等は、他のDMAT及び医療救護班の受入れを行う。

5 町外医療機関への要請

保健指導班は、重傷者の治療が町内の医療施設で対応できない場合は、県又は日本赤十字社宮城県支部を通じて町外医療機関への転送を要請する。

6 報告

保健指導班は、開設した救護所の状況を救護所開設状況報告にまとめ、本部に報告する。

7 経費の負担

町が開設した救護所における医療費は無料とする。後方医療施設における医療費は、原則として、患者の負担とする。

第3 災害時後方医療体制（保健福祉課・消防本部）

- 1 医療機関又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院に搬送し、治療を行う。
- 2 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し等を行う。
- 3 町及び消防本部は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、航空搬送拠点を確保するとともに、医療機関から航空搬送拠点までの重病者等の輸送を実施する。

第4 救急患者等の搬送体制（総務課・保健福祉課・消防本部）

1 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状況等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

2 救護所への搬送

被災現場から救護所までの搬送は次のいずれかの方法により行う。

- (1) 救出にあたった消防本部が救急車その他の車両で搬送する。
- (2) 消防団又は町職員が搬送する。
- (3) 車両が不足する場合は町民に要請する。

3 後方医療施設への搬送

救護所から後方医療施設への搬送は次のいずれかの方法により行う。

- (1) 医療救護班が消防本部に配車・搬送を要請し、救急車等で搬送する。
- (2) 町有車両により町職員が搬送する。
- (3) 救急車等が不足し、緊急を要する場合は、消防団又は町民に要請する。

4 町外医療機関への搬送

町内の後方医療機関では治療できない場合は、原則として救急車両で搬送する。これが不可能な場合は、本部が県知事に対して防災ヘリコプターの要請あるいは自衛隊の派遣要請を行う。

第5 医薬品・資器材の確保（保健福祉課）

医薬品・医療用資器材等の使用・調達確保は、原則として次のとおり行う。

- 1 各医療機関及び医療救護班の携帯した医薬品を使用する。

- 2 宮城県仙台保健福祉事務所に災害用医薬品の供給の要請を行う。
- 3 保健指導班は、被害の程度に応じて、町内の薬局及び医薬品販売業者から調達する。

第6 入院者・通院者への対応（保健福祉課）

1 入院者への対応

医療機関の機能低下によって入院者が避難する場合は、医療救護班が最寄りの避難所又は救護所へ搬送する。避難所においては医師会等を通じて医師、看護師、介添え者の動員を要請する。

入院者の治療が必要な場合は、日本赤十字社宮城県支部及び県下の医療機関への転送を要請する。

2 通院者への対応

医療救護班は、通院する医療機関が被災したために、治療を受けられない人工透析者等のために、県へ受入れ可能な病院の紹介を要請する。

これらの情報は、防災行政無線（同報）放送、広報車を使用して町民に伝達する。

第7 在宅要医療患者の医療救護体制（保健福祉課）

- 1 保健福祉課は、在宅の要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。また、住民、自主防災組織は在宅医療患者の安否確認についての協力を行う。
- 2 本部長は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは県災害医療本部へ調整を依頼する。
- 3 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて災害対策本部に提供する。

第12節 交通・輸送活動

大規模災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持のうえからも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

第1 町の活動（総務課・地域整備課）

町は、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、協定締結先の(公社)宮城県トラック協会等に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

1 輸送の優先順位

輸送活動にあたっては以下の項目を優先して実施するなど、被害の状況・緊急度・重要度によって判断する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止(二次災害の発生防止を含む)
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次のとおりとする。

- (1) 第1段階
 - ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
 - イ 消防、水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員及び物資
 - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等
 - エ 医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
 - ア 上記(1)の続行
 - イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ア 上記(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

3 輸送力の確保

緊急輸送に必要な車両について、次のとおり確保する。

(1) 町所有車両の確保

車両の掌握、管理は総務班が各班管理の車両も含め調整を行う。町所有の車両は次のとおり。

(令和3年10月1日現在)

車種等	普通乗用車	普通小型貨物車	ワゴン車	バス	軽乗用車	軽貨物車	特殊車両	合計
台数	14	5	2	6	7	4	7	45

(2) 町所有車両以外の輸送力の確保

町所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないとき、総務班は次により町所有以外の輸送力確保に努める。

ア 自動車の確保

町所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、町内事業所及び陸上輸送業者、宮城県バス協会等に依頼する。

イ 航空機輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急に航空機による輸送が必要となった場合は、県防災ヘリコプター又は自衛隊航空機の確保について、知事に要請する。

航空機輸送の要請を行うときは、本章第7節「相互応援活動」及び第9節「自衛隊の災害派遣」に基づき要請を依頼する。

臨時ヘリポートは次のとおり。

発着地点	所在地	面積
大郷町総合運動場 (大郷町野球場)	大郷町中村字東浦 21	100m×100m

4 県等に対する輸送要請

町は、町内において輸送力を確保できないとき、又は不足するときは、県又は隣接市町村に対し、次の事項を明らかにして輸送の要請を行い、輸送力を確保する。また、輸送要請をした場合は、要請した人員、物資の受入体制を整備する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時及び集結場所
- (4) その他必要な事項

第2 陸上交通の確保対策（総務課・地域整備課）

1 実施責任者

- (1) 交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な対策は、総務課が行う。
- (2) 交通の危険を防止し円滑な運営を図るための交通規制等の措置は、道路管理者（町道：地域整備課、県道：宮城県仙台土木事務所）と大和警察署長が連携し行う。

2 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行わ

れている区域又は道路の区間をいう。以下に同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

- (1) 交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に車両を移動させること。
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することがある。

3 交通情報の収集

地域整備課は、大和警察署又は道路管理者に連絡し、次の情報を入手する。

- (1) 主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
- (2) 交通規制の実施状況
- (3) 特に危険と認められた道路及び橋りょうの位置
- (4) その他必要な事項

4 交通規制

道路管理者（町道等：地域整備課、県道：宮城県仙台土木事務所）は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

また、大和警察署は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

(1) 基本方針

交通規制を実施する場合の基本方針は次のとおりとする。

ア 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

(ア) 被災区域内への流入を原則的に禁止し、区域内における一般車両の走行を極力規制する。

(イ) 被災区域内から被災地区域外へ流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

イ 避難区域への流入抑制と緊急交通路への流入禁止

避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。

ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通行確保のため、交通規制又は回誘導を実施するとともに一般車両の走行は極力抑制する。

エ 道路管理者との緊密な連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

(2) 緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員はイ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等に協力を依頼し、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生時における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、関係機関に対し連絡するとともに、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

5 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、以下の要領で行う。

(1) 確認対象車両の処理区分

確認事務は、大和警察署、県警本部（交通規制課）のほか交通検問所等の検問箇所で行う。

(2) 緊急通行車両の申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける（緊急通行車両等確認申請書の提出）。

ア 車両番号票に標示されている番号

イ 輸送人員又は品名

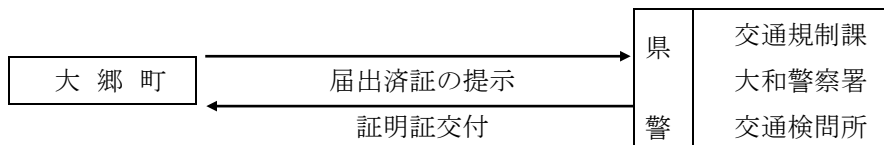
ウ 使用者の住所、氏名

- エ 輸送日時
- オ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- カ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提示する。）

(3) 標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章（様式第1号）及び緊急通行車両確認証明書（様式第2号）を交付する。
 なお、事前届出を行っている車両は、緊急通行車両等事前届出済証の提出で足りる。

【 確認手続きフロー 】



資料8-4 緊急車両等事前届出書類等様式、標章

6 障害物の除去等

- (1) 道路管理者等は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去（火雪害における除雪を含む。）及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。
- (2) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。
- (3) 道路に堆積された障害物の除去
 管理班は、町が管理する道路の障害物について、町内の関係業者等に委託し、除去する。
 また状況に応じ、住民及びボランティア等の協力を得て、速やかに除去を行う。
 県道の障害物の除去は、宮城県仙台土木事務所が行う。
- (4) 除去した障害物等の処理
 除去した障害物は、通行の支障にならない場所に集積することとし、災害の状況によりその都度町長が決定する。
 なお、除去した工作物等で、所有者に返還する必要があると認められるものは、必要な手続きを行い、保管を行う。
- (5) 機械器具等の調達
 障害物の除去に必要な機械器具等は、町所有のもののほか、町内の関係業者等から借り上げて調達する。不足する場合には、県又は隣接市町村にあつせんを依頼し、調達する。
- (6) 通報連絡
 電力、通信、水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、速やかに応急措置を行い、交通を確保する。

関係機関連絡先	電話番号
東北電力ネットワーク（株）	0120-175-366（コールセンター）
東日本電信電話（株）宮城事業部	022-269-3033
大郷町地域整備課 水道事業部門	022-359-5509（直通）
地域整備課 下水道部門	022-359-5508（直通）

13 節 ヘリコプターの活動

大規模な災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱等の道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

第1 活動体制（総務課・消防本部）

1 活動体制

本部長は、消防本部消防長に対し宮城県広域航空消防応援協定書及び宮城県内航空消防応援協定書の定めるところにより、県防災ヘリコプター及び仙台市消防ヘリコプターの応援要請を行い、応援機等が迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。

防災関係機関の所有するヘリコプターは次のとおりである。

- (1) 県防災ヘリコプター
- (2) 仙台市消防ヘリコプター
- (3) 県警察ヘリコプター
- (4) 国土交通省ヘリコプター
- (5) 自衛隊ヘリコプター
- (6) 海上保安庁ヘリコプター
- (7) 他都道府県からの応援ヘリコプター

2 活動内容

ヘリコプターを有する防災関係機関は、その性能・機能・職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、大規模災害時においては、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) 救出救助活動
- (3) 救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 消防部隊の搬送・投入
- (6) 被災地への救援物資の搬送
- (7) 応急復旧用資機材等の搬送
- (8) 住民に対する避難指示等の広報活動
- (9) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

3 活動拠点の確保

- (1) 町は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。また、場外離着陸場や病院、防災関係機関等が図上に明記された「宮城県航空防災マップ」を活用する。

ア 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び場外離着

陸場を早急に確保する。

イ 場外離着陸場においては、あらかじめ指定してある避難所と重複しないよう調整しながら確保する。

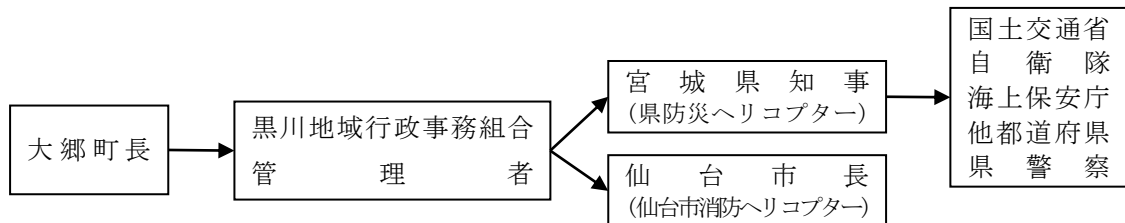
(2) ヘリポート及び活動拠点が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。

第2 派遣要請（総務課）

町長は、下記の事項を明らかにし黒川地域行政事務組合管理者に対し、口頭又は電話等により要請する。

黒川地域行政事務組合管理者は、宮城県知事又は仙台市長に各協定書に定められた文書により要請する。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話により要請し、事後速やかに文書を提出する。

<要請の流れ>



1 要請事項

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

2 応援の要請先

宮城県防災ヘリコプター	宮城県防災ヘリコプター管理事務所 宮城県岩沼市空港西一丁目15番地 TEL 0223-24-0741 FAX 0223-24-0872
-------------	---

仙台市消防ヘリコプター	仙台市消防局警防部指令課 仙台市青葉区堤通雨宮町2番15号 TEL 022-234-1111 FAX 022-234-2364
-------------	---

3 受入態勢

防災対策班は、ヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携し、臨時ヘリポート開設に必要な資機材を用意し、臨時ヘリポートを確保する。なお、臨時ヘリポートの開設

の方法は次のとおりである。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策

- ア 回転翼の影響で砂塵等が巻き上がらない舗装された場所が最も望ましい。
- イ グラウンド等の未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。また、地表面が乾燥している場合は、十分に散水する。
- ウ 草地の場合は、硬質で丈の低いものであることが望ましい。
- エ 着陸点（直径 30m）の中央に、石灰等を用いて直径 10mの円を書き中央にHと記す。
- オ 着陸帯付近に上空から確認できる吹き流し又は旗をたてる。
- カ 着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。

(2) 傷病者等の輸送の場合は、搬送先の離着陸場所及び医療機関等への搬送手配

(3) その他必要な事項

- ア 救急車、輸送車両の出入に便利なこと。
- イ 電話その他の通信手段の利用が可能であること。

【 臨時ヘリポート 】

施設名	所在地	電話番号	面積
大郷町総合運動場 (大郷町野球場)	大郷町中村字東浦 44 -1	022-359-2982 (B & G 海洋センター)	100m × 100m
大松沢社会教育センター (旧大松沢小学校グラウンド)	大郷町大松沢字旅籠 屋 9	022-359-2982	100m × 50m

第14節 避難活動

大規模な災害の発生時において、地区住民等を速やかに避難させるため、町は、適切に避難指示等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

＜住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害・高潮等）＞

(1) リードタイムを確保できる場合にとる避難行動

警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示の発令時等、避難のリードタイム（指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間）が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のいずれかの避難行動をとる。

ア 立退き避難

災害リスクのある区域等の住民等が、指定緊急避難場所等又は安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館）への移動等、対象とする災害から安全な場所に移動する。

イ 屋内安全確保

災害のリスクのある区域等においても、住民等がハザードマップ等で浸水想定区域、浸水等を確認し、自宅・施設等の浸水しない上階への移動又は上層階に留まる等自らの判断で計画的に身の安全を確保する。

(2) 緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動）

警戒レベル5 緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。

※町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。

第1 高齢者等避難（総務課・保健福祉課）

1 高齢者等避難（警戒レベル3）発令

町は、避難指示のほか、住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせることや、自主的な避難を呼びかける必要がある。

高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならぬわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。

2 土砂災害

町は、土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階か

ら自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に周知する。

3 夜に備えた対応

町は、前線や、台風等により立ち退き避難が困難となる夜間・未明において高齢者等避難を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に 高齢者等避難を発令することを検討する。

第2 避難指示等（町長・総務課）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は、町長は、住民に対して速やかに避難のための立退きの指示を行う。

「避難指示（警戒レベル4）」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

なお、町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「緊急安全確保（警戒レベル5）」等の安全確保措置を指示する。

1 避難の指示等を行う者

避難の指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められており、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第 63 条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

避難の「指示」及び「緊急安全確保」は、原則として町長が行う。町長は、町の区域内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、速やかに避難指示を行い、必要に応じて大和警察署長及び黒川消防署長に住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、町長が避難指示を行うことができないとき、又は町長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに町長に通知しなければならない。

<避難指示等を行う者及びその要件>

区分	実施者	根拠法令
高齢者等避難 (警戒レベル3)	町長	災害対策基本法第 56 条第 2 項
避難指示 (警戒レベル4)	町長	災害対策基本法第 60 条 1 項
	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条（警察官のみ）
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る）	自衛隊法第 94 条
	知事	災害対策基本法第 60 条(市町村長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行) →直ちにその旨を公表しなければならない。
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条→水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長

		にその旨を通知しなければならない。
		地すべり等防止法第 25 条→直ちに当該区域を管轄する警察署長に通知しなければならない。
緊急安全確保 (警戒レベル 5)	町長	災害対策基本法第 60 条第 3 項

2 町長、知事の役割

町長は、大規模災害に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難指示を行う。また、避難情報の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく。

なお、町長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りをおそれず早期に避難指示を発令する。

特に土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く正確な事前予測が困難であることが多いため、町長は指定緊急避難場所の開設を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

また、前線や、台風等により立ち退き避難が困難となる夜間・未明において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難指示を発令することを検討する。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代わって避難の指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

3 洪水等に係る知事の指示

洪水のはん濫による著しい危険が切迫しているときは、知事又はその命じた職員は、速やかに当該区域の町長に状況を伝え、町長は、区域内の居住者に対し避難するよう指示する。

4 警察官

- (1) 警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。
- (2) 大和警察署長は、町長が行う避難の指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。
- (3) 大和警察署は、指定された避難場所及び避難路等を掌握し、避難の指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

5 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第3 避難指示の内容及び周知（町長・総務課）

町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた避難計画を検討し、町民及び関係機関へ周知する。

1 避難指示内容

町長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施する。なお、指示の際には、危

険の切迫性が住民に伝わるよう伝達方法を工夫し、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

- (1) 避難対象地区
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由、及び発令日時
- (5) その他必要な事項

2 避難指示の時期

町長及び水防管理者が実施する避難指示の実施時期は、次のとおりとする。

なお、必要に応じて、避難指示の対象地域、判断時期について、県に助言を求める。

種別	発令基準
高齢者等避難 (警戒レベル3) (要配慮者に対する避難情報)	<p><災害が発生するおそれがある状況> 災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長は必要な地域の居住者等に対し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）危険度分布：赤 ・はん濫警戒情報危険度分布：赤（避難判断水位超過相当） <p>などを参考に、発令する。 なお、町は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に高齢者等避難の発令を判断する。</p>
避難指示 (警戒レベル4)	<p><災害が発生するおそれが高い状況> 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（危険度分布：うす紫（非常に危険）） ・はん濫危険情報（危険度分布：紫（はん濫危険水位超過相当）） <p>などを参考に、発令する。 なお、町は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示の発令を判断する。</p>
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p><災害が発生又は切迫している状況> 居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害）（危険度分布：黒） ・はん濫発生情報危険度分布：黒（はん濫している可能性） <p>などを参考に、発令する。 ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。</p>

3 関係機関相互の通知及び連絡

- (1) 避難指示を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



ア 町長が避難を指示したとき又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事及び大和警察署長に報告する。

イ 警察官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。

ウ 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を大和警察署長に通知する。

(2) 避難指示を行ったときは、(1)のほか他の関係機関と相互に連絡をし、協力する。

4 避難の措置と周知

町長は、避難の指示を発令したときは、対象地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。なお、これらを解除したときも同様とする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の情報等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

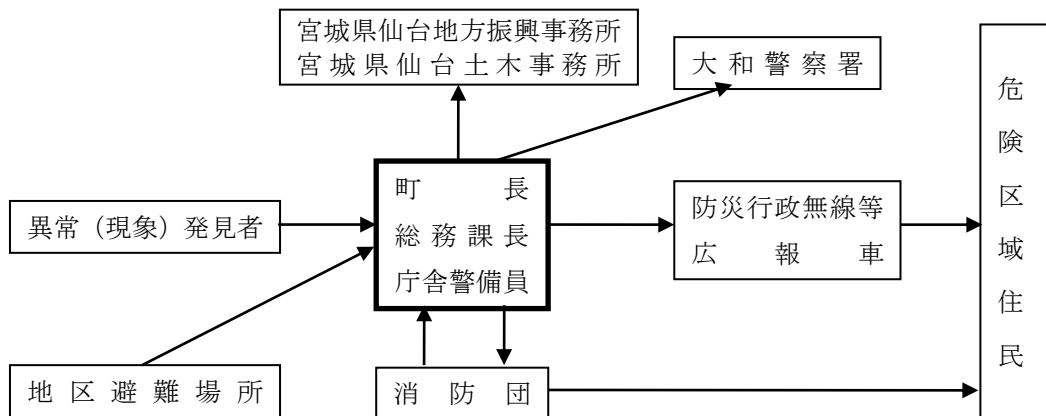
(1) 住民等への周知

避難の指示をした場合は、おおむね次の方法により対象地域の住民に伝達広報を行い、周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難指示等の周知に当たっては、聴覚障がい者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

ア 危険区域内の住民に対する避難情報の伝達系統は下図のとおりとする。



イ 危険区域内の住民に対する避難情報の伝達は、おおむね次の方法により周知徹底を図る。

- (ア) 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達
- (イ) 防災行政無線(同報)及び広報車の呼びかけによる伝達
- (ウ) 携帯メールや緊急速報メール、SNSによる伝達
- (エ) 電話、伝達職員等による伝達
- (オ) サイレン、鐘による伝達
- (カ) 洪水による避難指示は次の信号による。

警鐘信号	サイレン信号		
乱打	約1分	約5秒	約1分
	○—	休止	○—

(2) 周知内容

避難情報の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。

(3) 関係機関相互の通知及び連絡

町は、避難の措置をとった場合においては、その内容について、県の災害対策本部に連絡するほか、関係機関相互に連絡通報する。

第4 警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域外への退去命令（町長・総務課・大和警察署・消防本部・消防団）

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 発令者 | 4 警戒区域設定の地域 |
| 2 警戒区域設定の日時 | 5 その他必要な事項 |
| 3 警戒区域設定の理由 | |

1 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により町長等が行う。

区分		実施者	備考
災害対策基本法	第63条第1項	町長	災害時の一般的な警戒区域設定権
	第63条第2項	警察官又は海上保安官（町長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）	住民等の生命・身体の保護を目的とする。
	第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（町長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る。）	
水防法	第21条第1項	水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定
	第21条第2項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき）	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。
消防法	第28条第1項	消防吏員又は消防団員	火災の現場における警戒区域の設定権
	第28条第2項	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）	

2 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

警察官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

第5 避難の誘導（総務課・保健福祉課・消防団・自主防災組織）

1 避難の誘導

- (1) 町は、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び行政区等と連携し、地区単位（行政区内の班）ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難所等）への円滑な誘導に努める。
- (2) 地区ごとの避難誘導は、当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は、当該地区の行政区長又は消防団部長とする。
- (3) 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (4) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立ち退き避難から行動を変容し「緊急安全確保」の措置を講ずべきことにも留意する。
- (5) 町は、消防団員、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。
- (6) 必要に応じ大和警察署等に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。

2 避難の順位等

- (1) 地区ごとの避難の順位は、避難行動要支援者の避難を優先する。
- (2) 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、緊急避難を実施すべき地区内居住者の避難を優先する。
- (3) 自力で避難できない場合、又は避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者、福祉施設の高齢者、子供の避難については、車両等により移送する。

3 誘導時の留意事項

- (1) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (2) 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- (3) 浸水地にあっては、船艇又はロープ等を利用し、安全を期する。
- (4) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

4 移送の方法

- (1) 小規模の移送
避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、町は車両等により移送する。
- (2) 大規模の移送
災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、町において対応できないときは、近隣市町村の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は、宮城県仙台地方振興事務所を經由して県に要請する。

5 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底する。

- (1) 戸締まり、火気及び電気ブレーカー等の始末を完全にする。

- (2) 携帯品は、必要最小限のものにする。
(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、現金等)
- (3) 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。
- (4) 原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力避けるよう指導する。
- (5) 家族全員の氏名、年齢、血液型、連絡先等を記載した名札等を各自着用又は携行する。

6 学校・福祉施設等の避難

学校、保育園、こども園、児童クラブ、要配慮者利用施設等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項等について計画をしておく。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領措置、注意事項
- (5) 避難者の確認方法
- (6) 家族等への引渡し方法

第6 指定緊急避難場所の開放及び周知（総務課・社会教育課・保健福祉課）

町は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

第7 避難所の開設及び運営（総務課・社会教育課・保健福祉課・自主防災組織）

町長は、避難場所に避難した被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所等を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。なお、災害の規模にかんがみ必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努める。

1 指定避難所の開設

- (1) 町は、避難所運営マニュアルに基づき、地区の公民館分館やあらかじめ指定した場所の中から災害の状況を考慮し、速やかに開設し、住民等に周知する。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (2) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- (3) 町は、必要に応じ、指定避難所等だけでは施設が量的に不足する場合には、宿泊施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知をするよう努める。
- (4) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- (6) 町（災害対策本部）は、避難所を開設した場合に関係機関などによる支援が円滑に講じられるよう、次の事項について県（災害対策本部 宮城県仙台地方振興事務所経由）をは

じめ県警察本部、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員（避難所ごと）

ウ 開設期間の見込み

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県（災害対策本部）に依頼する。

資料6-2 指定避難所一覧

2 避難所の運営

(1) 避難所の管理

ア 適切な運営管理の実施

避難所の運営は、関係機関の協力のもと地域の行政区又は自主防災組織が行い、町は運営を支援する。

避難所の運営者は、避難所における正確な情報の伝達、食料や飲料水、生活物資等の配布、清掃等について、役割を分担し、運営に努めるとともに、避難所に配置された町職員（管理者）との連携に努める。

また、避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。ボランティア団体等は、避難所の運営に関して避難所運営組織や町に協力し、秩序ある避難生活の運営に努める。

イ 管理者の設置

町は、避難所を設置した場合には管理者を置き、避難が長期化するときは必要に応じてプライバシーの確保、多様な生活者のニーズへの対応、要配慮者の処遇等に配慮する。

(ア) 管理責任者

社会教育部長又は社会教育課職員とする。

(イ) 担当業務

- a 避難人員の実態把握に関すること。
- b 大郷町災害対策本部との連絡調整に関すること。
- c 避難所開設の記録に関すること。

(ウ) 管理責任者等は、消防団員等と協力して、避難所の管理と受入れ者の保護に当たる。

ウ 相談窓口の設置

町は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティアとの協力

町は、避難所内における住民の自主防災組織やボランティアと協力の上、避難所の効率的な管理運営がなされるよう努め、避難者はそれに協力する。

オ 自治的な組織運営への移行

町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

カ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

a) 町は、それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、県や国等への報告に必要な支援を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するとともに、個々の状態に応じて、避難所、又は、福祉避難所への避難の推奨、場所、避難経路の提示等を行う。

b) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保険関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。

(2) 避難所の環境維持

ア 良好な生活環境の維持

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

イ 健康状態・衛生状態の把握

町は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 家庭動物への対応

町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

エ 感染症対策

町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制などの必要な措置を講じるよう努める。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(3) 男女共同参画

ア 避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つ等、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

イ 男女のニーズの違いへの配慮

町は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等多様な生活者の視点等に配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳の物

資提供や、多様な生活者に配慮した物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備、トイレの確保、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保等、多様な生活者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ 女性・子供等への配慮

町は、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

エ 運営参加者への配慮

町は、避難所運営に際して、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が避難所となった場合、校長等の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう町に協力する。この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

(5) 外国人への配慮

町は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

(6) 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所（避難所、自宅、車中等）や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(7) ホームレスの受入

町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるよう努める。

第8 避難情報の発令等による広域避難（総務課）

- 1 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内他市町村への受入れは当該市町村に直接協議し、他都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他都道府県との協議を求める。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する
- 2 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて、広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第9 避難長期化への対処（総務課・社会教育課・保健福祉課）

- 1 町は、住民の避難が長期化した場合には高齢者、障がい者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。
- 2 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促す。
また、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。
- 3 町は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、町外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内市町村への受入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 4 町は、広域一時滞在の要請に備えて、指定避難所のうちから、町外からの避難者を受入れる施設をあらかじめ定める。

第10 帰宅困難者対策（総務課・まちづくり政策課）

公共交通機関が運行を停止した場合（火山災害における降灰の影響を含む）、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、町は、以下の帰宅困難者対策を行う。

1 一斉帰宅抑制に関する対応

(1) 一斉帰宅抑制の広報

町は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校等など関係機関に対し、むやみに移動を開始せず、職場や学校等などの施設内に留まるよう広報を行う。

また、必要に応じて、携帯電話、緊急速報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の広報についても検討・実施する。

(2) 企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、町等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

2 帰宅困難者への情報提供

町は、防災気象情報に関する情報、交通機関の状況などについて、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

3 避難行動要支援者への対応

町は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第11 孤立集落の安否確認対策（総務課）

1 通信手段の確保

町は、居住地又は避難場所が道路の寸断や土地の水没等により孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話等の通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

2 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障等により通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。

第12 広域避難者への支援（総務課）

1 円滑な手続きの実施

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請、又は受入れに係る手続・調整を円滑に行うよう県本部長に依頼する。

2 市町村との調整

町は、県内広域一時滞在の必要があると認める場合は、広域避難に関する支援を県に要請する。

3 他都道府県との協議

町は、県外広域一時滞在の必要があると認める場合は、県に他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行う。

4 避難者情報の提供

町は、「全国避難者情報システム」に基づき、避難者から登録された避難先等に関する情報の入手に努め、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

5 滞在施設の提供

町は、被災市町村からの広域避難の要請を受けた場合、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

6 広域避難者への支援体制の整備

町は、広域避難者が発生した場合、広域避難者に対しても物資等の供給のほか必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

第13 在宅避難者への支援（総務課・保健福祉課・社会福祉法人大郷町社会福祉協議会）

1 生活支援の実施

町及び県は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給等生活支援を行う。

それらの支援は行政区や町社会福祉協議会等共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2 避難所等での物資の供給

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、避難所、集落等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

町は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第 15 節 応急仮設住宅等の確保

大規模な災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。

被災直後は避難所等で生活をするようになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、町は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をはじめ、空き家になっている町営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第 1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理（地域整備課・総務課）

1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備

災害救助法が適用された場合においては県が、適用されない場合においては町が、住宅が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅が必要と認めるときは、速やかに建設する。

町は、仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に当たり、二次災害に十分配慮し、安全な用地の確保に努め、県が直接整備することが困難な場合は、県からの委任を受け、町が自ら整備する。

(1) 設置予定数量及び単位等

1戸当たりの規模は、29.7㎡（9坪）を基準とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(2) 建物の構造は、県が協定を締結した建築関係団体が定める応急仮設住宅標準仕様書による。ただし、被災者に係る世帯人数や高齢者・障がい者等の要配慮者に十分配慮した仕様及び設計に努める。

(3) 建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工する。

イ 供与期間は、2年以内の期間とする。

(4) 設置予定場所

応急仮設住宅の建設地は、その都度町長が定めた場所とするが、被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、被災住宅地等とする。

応急仮設住宅の設置予定場所は次のとおりである。

所在地 現施設名称	団地名	敷地面積	建設可能戸数	所有者	その他
中村字北浦 29 町ソフトボール場	中村字北浦 仮設住宅	4,362㎡	40戸 (駐車場有り)	大郷町	水道管径 50mm
大松沢字旅籠屋 9 大松沢社会教育センター	大松沢字旅籠屋 仮設住宅	8,508㎡	85戸 (駐車場有り)	大郷町	水道管径 40mm

2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営

(1) 管理体制

応急仮設住宅（建設型応急住宅）の管理運営は、県が行うが、状況に応じて町に管理を委任する。委任に際して、町長と知事の間で、管理委託契約を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

町及び県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(3) 運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

- ア 安心・安全の確保に配慮した対応
 - (ア) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
 - (イ) 街灯や夜間照明等の工夫
 - (ウ) 夜間の見回り（巡回）
- イ ストレス軽減、心のケア等のための対応
 - (ア) 交流の場づくり
 - (イ) 生きがいの創出
 - (ウ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
 - (エ) 保健師等による巡回相談
 - (オ) 女性専用相談窓口の整備、男性に対する相談体制の整備
- ウ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
 - (ア) 集会所の設置
 - (イ) 仮設スーパー等の開業支援
 - (ウ) 相互情報交換の支援
 - (エ) 窓口の一元化
- エ 女性の参画の推進と生活者の意見反映
 - (ア) 運営における女性の参画推進
 - (イ) 生活者の意見集約と反映

第2 公営住宅の活用等（地域整備課）

町は、被災者の生活維持のため、町営住宅の空き家の活用を行う。また、災害の規模に応じて県内外の公営住宅の管理者に対して、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。

町営住宅が被害を受けたときは、早急に応急修理等を実施する。また、必要に応じ、災害町営住宅を建設する。

第3 民間賃貸住宅の活用等（総務課・まちづくり政策課）

災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となることから、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、町に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

町は、県が協定を締結している不動産関係団体等と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間

賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。

第4 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備（保健福祉課）

町は、県等の支援により、被害者の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるため活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築等の支援体制を整備する。

支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化等、関係機関・団体と連携して取り組む。

第5 応急仮設住宅の入居者及び応急修理対象者の選定（保健福祉課・地域整備課）

入居者及び応急修理対象者の選定は、町長が行うものとし、その基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 生活保護法の被保護者及び要保護者
- 2 特定の資産がない失業者
- 3 特定の資産がない母子・父子世帯、老人世帯、身体障がい者世帯及び病弱者等
- 4 特定の資産がない勤労者、中小企業者
- 5 前各号に準ずる経済的弱者

第6 住宅の応急修理（地域整備課）

町は、災害救助法が適用された災害により、住宅が半焼又は半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

1 対象

災害のため住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住宅で、自らの資力をもってしては修理することができない者。

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理に限られる。

3 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了する。

第7 建築資材及び建築技術者の確保（地域整備課）

1 業者の選定

応急仮設住宅の建設は、県が協定を締結した建築関係団体を窓口として進める。住宅の応急修理等は、建設班が担当し、適切な執行方法による請負とする。

2 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、県が協定を締結した建築関係団体の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。

3 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、県が協定を締結した建築関係団体

の建設業者、組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、確保に努める。
町内で建築技術者が確保できない場合は、県にあつせんを要請する。

第8 支援制度に関する情報提供（総務課・地域整備課）

町は、国や県が応急仮設住宅等への入居者に対する支援制度を実施した場合、入居者又は入居希望者に対して、速やかに情報提供を行う。

第 16 節 相談活動

大規模災害時において、住民からの身近な相談や要望に対応するため、町の相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第 1 町の相談活動（総務課）

1 総合相談窓口の役割

- (1) 総合相談窓口における相談は、被災した町民等からの相談に的確に対応する。
なお、専門性を要する相談等にあつては、各担当窓口に取り次ぐ（担当班が災害復旧で対応できない場合は、後日連絡）等、町民の要請に対応する。
- (2) 担当者は、相談内容を取りまとめ災害対策本部へ報告し、関係機関と連携し即時対応に努める。

2 総合相談窓口の設置

- (1) 町は、災害発生後、速やかに役場庁舎 1 階ロビーに総合相談窓口を設置し、総務班が担当する。なお、役場庁舎が被災し、利用が困難なときは、代替施設を確保し、窓口を開設するとともに、その旨を住民に周知する。
- (2) 町民からの相談は、関係機関と連携し、即時及び効果的な対応に努める。

3 相談窓口設置の周知

総合相談窓口を設置したときは、町ホームページ、防災行政無線（同報）放送等を活用し町民に周知する。

4 関係機関との連携

町民からの相談等で十分な情報がないものについては、県及び関係機関と連絡を取り、速やかに情報を収集し即時対応に努める。

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

大規模な災害の発生時には、特に要配慮者や旅行客に対する様々な応急対策が必要となる。また、情報の提供についても、要配慮者に十分配慮する必要がある。

このため、町は、必要な諸施策について速やかに実施する。

第1 高齢者・障がい者等への支援活動（保健福祉課）

災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じた的確に行うことが必要である。

このため町は、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

1 安全確保

(1) 社会福祉施設等在所者

町は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、関係機関の協力のもとに施設の危険箇所等の応急修理を行う。

(2) 社会福祉施設等以外の要配慮者

町は、災害時要援護者登録台帳に登録されている要配慮者の在宅情報により、民生委員・児童委員、自主防災組織等地域住民の協力を得て、在宅の要配慮者の安否確認、所在確認を迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。

また、登録されていない要配慮者に対しても、行政区や自主防災組織等との連携により把握に努める。

資料7-5 大郷町避難行動要支援者個別避難計画

2 支援体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

町は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。

次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

(2) 緊急支援

ア 受入れ可能施設の把握

町は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。

イ 福祉ニーズの把握と支援の実施

町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と調整及び社会福祉法人との協定により、適切な施設への入所等に係る調整を行う。

また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー

等（ボランティアを含む）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、NPO・ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

ウ 福祉避難所の開設

町は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

福祉避難所は町有施設を利用することを基本とするが、必要に応じて、町内の社会福祉施設に対して協力を要請する。

エ 多様な避難所の確保

町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

オ 相互協力体制

町は、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

(3) 避難所での支援

ア 支援体制の確立

町は、要配慮者が一般避難所若しくは要配慮者専用の避難施設に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じホームヘルパーや手話通訳者等による支援体制を確立する。特に、障がい者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品等の福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請する等速やかに対処する。

イ 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧等の食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

ウ 専門職による相談対応

町は、被災地及び避難所における要配慮者等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

その際、必要に応じて県と連携し、町で不足する専門職の派遣やあつせんを要請する。

エ 福祉避難所への移送

町は、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。

県は、福祉避難所の状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

(4) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障がい者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障がい者に配慮

した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

資料3-33 災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書

〔医療法人社団 眞友会ほか5法人〕

資料3-34 災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書〔社会福祉法人 桜樹会〕

資料3-35 災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書〔社会福祉法人 永楽会〕

資料3-36 災害時における要援護者の受入れ等の協力に関する協定書

〔社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会〕

資料3-37 災害時における避難所等の施設利用等に関する協定書〔社会福祉法人 みらい〕

第2 外国人支援活動（まちづくり政策課）

町は、関係団体等と連携し災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、必要な情報を収集し、提供を行う。

なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

- 1 町は、把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講じる。
- 2 町は、地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。また、県から安否確認の連絡を受けた場合は、迅速に対応する。
- 3 町は、状況に応じて広報車や防災行政無線（同報）放送等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。
- 4 町は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による外国語での掲示も行い、外国人の不安の解消に努める。
- 5 庁内に「相談窓口」等を開設し、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決に努める。
- 6 町は、通訳を必要とする外国人のために、通訳ボランティアを大郷町災害ボランティアセンターを通じ町内外の一般から募集するとともに、県又は財団法人宮城県国際交流協会に派遣を要請する。

第3 旅行者への対応（農政商工課）

町は、災害時の旅行者の被災状況について、町内の各施設及び旅行業協会等と連携して情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

第18節 愛玩動物の収容対策

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、宮城県塩釜保健所等関係機関や（公社）宮城県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

第1 被災地域における動物の保護（町民課）

1 所有者の確認

飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、宮城県塩釜保健所、（公社）宮城県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

2 負傷動物への対応所有者の確認

負傷動物を発見したときは、保護収容し、（公社）宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第2 避難所における動物の適正な飼育（町民課）

町は、避難所を設置した場合、宮城県塩釜保健所及び関係機関、動物愛護団体等と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。

- 1 各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。町内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。
- 2 動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭のあっせん、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。
- 3 （公社）宮城県獣医師会と協力し、動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。
- 4 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。

第3 仮設住宅における動物の適正な飼育（町民課・総務課）

町は、県と協力して、動物とともに仮設住宅に入居する被災者に対して、周囲への配慮や適正な飼育の指導を行う等、動物の愛護、環境衛生の維持、コミュニティの維持に努める。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

町は、大規模災害時における町民の基本的な生活を確保するため、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具など、被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第1 食料・物資供給体制の整備（町民課・財政課）

1 物資供給総括担当の設置

町は、必要に応じて、町内での食料の調達状況や被災地での需要等の情報の共有、関連業務（調達、輸送依頼）の調整、将来の調達計画の策定、県への供給依頼・報告、食料や物資調達に関わる業務を一括して担当する物資供給総括担当を災害対策本部に配置する。

2 調達計画の立案

町は、食料・物資の不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握し、不要な物資の調達の抑制や、倉庫の空き状況等に基づく将来に不足すると予想される物資（冬にむかう前の暖房機等）の早期の調達計画の立案に努める。

なお、計画策定の際には、町内での調達能力、協定を締結している各種団体からの調達、県からの調達を勘案しながら策定する。

3 多様な避難者への対応

町は、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

第2 食料（町民課・学校教育課）

1 食料の調達・供給

- (1) 町は、必要があると認めるときは、調達した食料、及び国、県等によって調達され引き渡された食料を、被災者及び応急対策従事者等に供給する。
- (2) 食料の調達は町民班が担当する。
- (3) 日持ちしない等備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等については、協定を締結している関係事業者等から調達を図る等して、確保する。

2 米穀の調達・供給

町は、応急食料を供給するときは、速やかに必要量を把握し、町内の小売販売業者から米穀を調達する。

町内から米穀等を調達することが困難な場合は、知事に対し応急用米穀（給食に必要な米穀）の申請を行い、知事が指定する小売業者等から供給を受ける。（フロー図参照）

緊急を要し、これらの調達が間に合わない場合には、町内の各農家へ広く呼びかけ、自宅に保存している自家消費米の提供を受け調達する。

(1) 調達数量等の連絡

応急用米穀及び災害救助用米穀の申請は文書によって行い、必要数量及びこれの基礎となる罹災者数、応急対策従事者数等の所要事項を連絡する。

(2) 受領要領

(ア) 応急用米穀の供給は、知事が指定した届出事業者から受け取る。

(イ) 災害救助法が適用された場合においては、町は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀(以下「災害救助用米穀」という。)を調達する。

なお、通信、交通等の途絶により、知事に災害救助用米穀の応急配給申請ができない場合は、農林水産省に対し直接申請し、現物の交付を受け取る。

(3) 県への報告

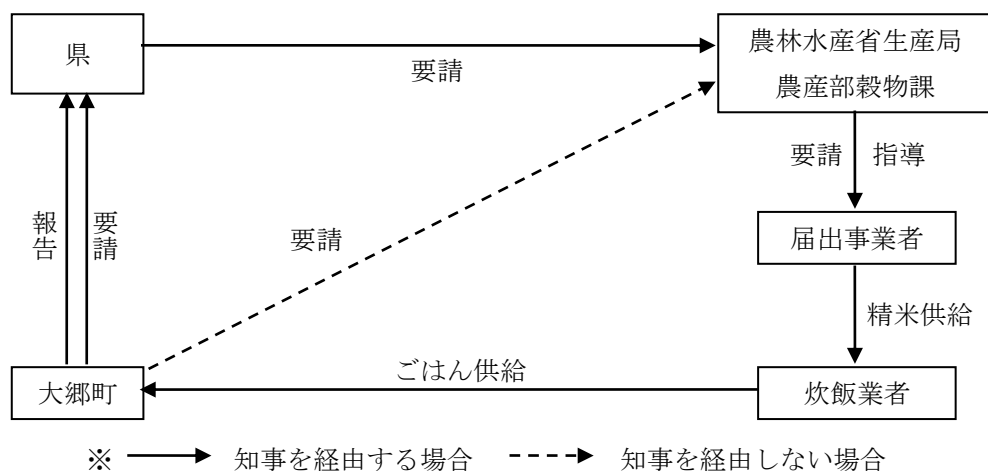
応急用米穀の供給を受けたときは、全体の数量、また災害救助用米穀の引き渡しを受けたときは、当該引き渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を県に報告する。

(4) 主食の調達先

主食の調達先は、次のとおりである。

調達先	所在地	電話番号
新みやぎ農業協同組合大郷支店	大郷町中村字東要害 1 - 1	022-359-5553

【 緊急時における食料（精米）の供給体制 】



3 副食、調味料等の調達

町長は、副食、調味料等を調達するときは、必要数量を次の調達先から調達する。ただし、次の調達先が被害を受けたとき、あるいは必要数量を確保できない場合は、知事又は隣接市町村長に対し、調達のあつせんを要請する。

【 副食、調味料の調達先 】

調達先	所在地	電話番号
新みやぎ農業協同組合 あさひな 地区本部	大和町吉岡南 3-6-2	022-345-0111
くろかわ商工会 大郷事務所	大郷町粕川字東長崎 34	022-359-2142

4 調達、救援食料の集積場所

調達した食料及び救援食料等の集積場所は、次の場所とし、町長が決定した避難所等へ配送する。

施設名	所在地	電話番号	配当対象区域
大郷町B&G海洋センター	大郷町中村字屋舗 65-2	022-359-2982	町内全域

5 供給

町民部長は、調達食料等の配分について供給計画を立て、行政区の住民及び自主防災組織、ボランティア等の協力を得て公平に配分する。

(1) 供給対象及び供給基準量

食料の供給対象者及び供給基準量は、次のとおりとする。

供給対象	基準量
ア 炊き出しによる給食を行う必要があると認められる被災者	1人1食当たり 200グラム
イ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者	1人1食当たり 300グラム

(2) 供給品目

原則として米穀とするが、応援協定等により、食パン等の供給も行う。

(3) 供給期間及び費用負担

供給対象	供給期間	費用負担
(1)表のア	災害発生の日から7日以内	町負担
(1)表のイ	実情に応じ、町長がその都度決定する	町負担

(4) 調達食料及び救援食料の配分方法

ア 配分担当等

(ア) 食料品配分担当は町民班とし、教育部及び議会部がこれに協力する。

(イ) 食料品の配分を適正に行うため、必要により自主防災組織（又は行政区）やボランティアの協力を得て配分班を編成して行う。配分班は、班長を定め、活動を総括する。

イ 配分要領

(ア) 被災者に対する配分

配分班長（町民班）は、行政区長又は避難所管理責任者等から提供を受けた受給者名簿及び供給数量から把握し、一括配分を行う。炊き出しの現場責任者は、数量等を把握し配分班長から供給を受ける。被災者に供給する際は、受給者名を記録し適切に

配分する。

(イ) 供給機関を通じ通常の供給を受けられない者に対する配分

配分班長（町民班）は、受給者名を記録するとともに、行政区長等を通じ配分する。

(ウ) 応急対策従事者に対する配分

配分班長（町民班）は、各応急対策従事者の責任者に対し、所要数量を配分する。

(5) 炊き出しの実施

町は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難する等炊事のできないものに対し、炊出しその他による食料の供給を行う。

炊き出し等の実施にあたって、町職員による対応では要員が不足する場合には、県、日本赤十字社宮城県支部等の協力を得て作業を実施する。

ア 炊き出し担当等

(ア) 炊き出しの担当は町民部とし、教育部が協力する。

(イ) 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

イ 受給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の受給対象者は、次のとおりとする。

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家の被害が全半壊（焼）、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者

(ウ) その他、食料品を喪失し、炊き出しの必要が認められる者

(エ) 水道、電気、ガスの障害により対応ができない者

ウ 炊き出しの協力団体及び場所

炊き出しの協力団体及び場所は次のとおりとする。

【 炊き出しの協力団体 】

協力団体名	連絡担当
婦人防火クラブ連合会	総務課
日赤奉仕団	保健福祉課

【 炊き出しの実施場所 】

実施場所	対象区域	電話番号
給食センター	全域	022-359-2552
開発センター	〃	022-359-3967
各地区公民館分館	近隣地区	

エ 費用及び期間

炊き出しに必要な費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。また炊き出し、その他による食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

資料3-25 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

〔みやぎ生活協同組合〕

資料3-26 災害時における物資の供給協力に関する協定書

〔黒川地区内1市2町1村、新みやぎ農業協同組合〕

資料3-27 災害時における支援協力に関する協定書

〔黒川地区内1市2町1村、白石食品工業（株）仙台工場〕

6 その他食料の調達・供給

その他食料の、野菜及び果実、乳製品、水産加工品、副食品等は、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」締結業者等に対し協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。

第3 飲料水（地域整備課）

水道施設の破損又は汚染等により飲料水が得られない被災者に対し、備蓄水等必要最小限の飲料水を供給する。飲料水の供給は水道班が担当する。

水道班は、応急給水に必要な量を把握し、被害を受けない浄水場等から取水し、避難場所等で町長が指定する場所に運搬して被災者等に供給する。また、飲料水の確保が困難又は不足するときは、県及び隣接市町村、（公社）日本水道協会宮城県支部に対し飲料水の給水要請を行い確保する。

1 飲料水の供給方法等

(1) 給水

水道班は、速やかに飲料水を確保・供給するため、応急給水に必要な水量の把握を行う。また、大郷町指定給水装置工事事業者及び消防団等の関係団体に対し協力要請を行い、応急給水に必要な人員を確保する。

応急給水等を実施するため、次の班を編成する。

ア 給水班－1班3名編成（班長1名、運転者1名、作業員1名）

イ 浄水班－1班4名編成（班長1名、技術者1名、作業員2名）

(2) 飲料水の確保

上水道からの確保が困難な場合の飲料水の確保先は次のとおりとする。

水源名	所在地	管理者
東成田上水道	東成田字三堂沢7	上水道

また、必要に応じて、協定に基づき締結団体から飲料水の提供を受ける。

資料3-26 災害時における物資の供給協力に関する協定書

〔黒川地区内1市2町1村、新みやぎ農業協同組合〕

資料3-28 災害時における清涼飲料水供給に関する協定書〔コカ・コーラボトラーズジャパン（株）〕

(3) 給水対象者

給水の対象は、被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者のほか、医療機関、社会福祉施設等に対する供給を確保し、医療業務等に支障のないよう配慮する。

(4) 給水量

給水量は次のとおりとする。

災害発生からの日数	目標数量	主な給水方法
災害発生～3日まで	3リットル/人・日	配水池、貯水槽、給水車
4日～10日まで	20リットル/人・日	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日まで	100リットル/人・日	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日まで	被災前給水量	仮配管からの各個給水、共用栓

(5) 給水期間

災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。ただし、長期にわたる場合は、その都度実情に応じて対処する。

(6) 費用

給水に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(7) 給水方法

給水が不能になった場合は、町が指定した応急給水場所での拠点給水方式で行うものとし、緊急度合いに応じて、医療機関、避難所、社会福祉施設等を優先して実施する。給水方法は、給水車、給水タンク等の給水資機材により行う。

2 給水資機材の調達等

町が保有する給水資機材は次のとおりで、必要な資機材は町内の関係業者等から調達する。不足する場合は、県に調達の斡旋を要請し、(公社)日本水道協会宮城県支部等から調達する。

種類 所有者	給水タンク 能力水量	給水車能力水量	浄水薬品	連絡先電話番号
大郷町	2.0 m ³ 1基	2.0 m ³ 1台 (車載型加圧式)	次亜塩素	地域整備課 022-359-5509

3 給水施設の応急措置

水道班は、災害により給水施設等に被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 応急復旧資機材等の調達

応急復旧資機材等は、町の水道関係業者から調達するが、不足する場合は、県に対し資機材及び技術者の斡旋を要請し、(公社)日本水道協会宮城県支部等から調達する。

(2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

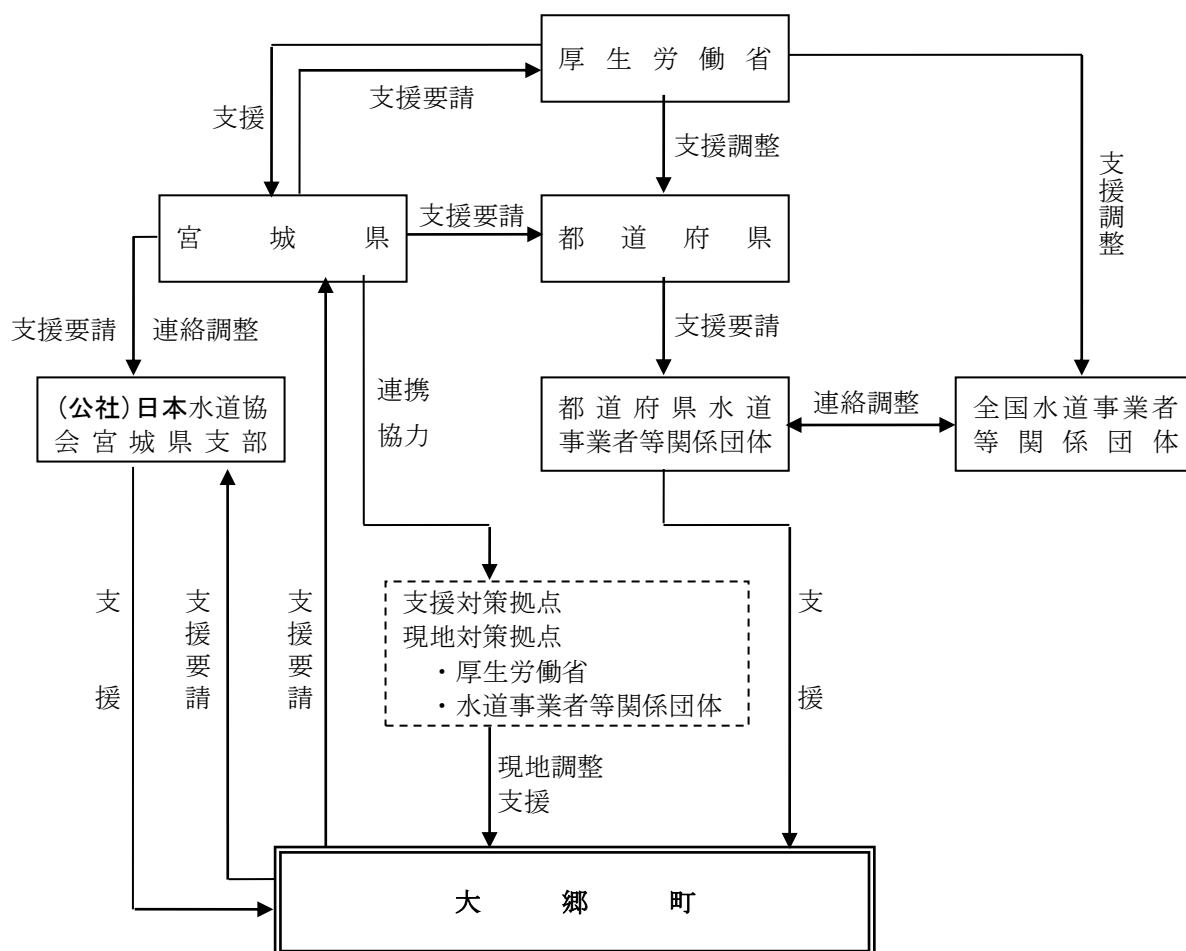
- ア 取水、導水及び浄水施設等の保守点検
- イ 給水可能箇所等の広報
- ウ 有害物質等の混入防止及び汚染が認められた場合の緊急停止措置
- エ その他、井戸水等の消毒、浄水による飲料水の確保

4 住民に対する広報

断水した場合には、応急給水の実施状況（給水方法、給水場所、時間帯、その他必要事項）及び復旧の見通し等について防災行政無線（同報）放送、広報車等により周知する。

5 応援要請

応急給水対策の応援要請は、県及び隣接市町村、(公社)日本水道協会宮城県支部に対し次により行う。



資料3-17 災害時相互応援計画〔(公社)日本水道協会宮城県支部〕

資料8-1 大郷町指定給水装置工事事業者一覧

第4 生活関連物資の調達（保健福祉課）

被害により衣料、生活必需品等の生活関連物資を喪失した被災者に対し、必要があるときは、次により生活関連物資を供給する。物資の調達及び供給は、福祉・介護班が担当する。

1 衣料、生活必需品等の給与又は貸与

(1) 対象者

住家の全半壊（焼）、流失又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等をそう失し、又はき損し、日常生活に困難をきたしている者とする。

(2) 品目

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事道具及び食器
- エ 光熱材料
- オ 緊急用燃料
- カ その他

(3) 費用

衣料、生活必需品等の給与又は貸与に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(4) 期間

災害発生の日から、原則として10日以内とする。

2 衣料、生活必需品等の調達

(1) 調達担当

調達担当は、福祉・介護班とする。

(2) 調達方法

あらかじめ町内関係業者と協議し、必要に応じ調達する。ただし、町内関係業者が被害を受けた場合は、知事又は近隣市町村長に対しあつせんを依頼する。

調達先は、おおむね次のとおりとする。

調達先	所在地	電話番号
新みやぎ農業協同組合 あさひ な地区本部	大和町吉岡南 3-6-2	022-345-0111
くろかわ商工会 大郷事務所	粕川字東長崎 34	022-359-2142

(3) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおり定める。

施設名	所在地	電話番号	配当対象区域
大郷町B&G海洋センター	大郷町中村字屋舗 65-2	022-359-2982	町内全域

3 救助物資の配分

(1) 配分担当等

ア 配分担当は福祉・介護班とする。

イ 救助物資の配分を適切に行うため次の班を編成する。

管理者 1名

協力員 22名（各行政区長）

(2) 配分方法

ア 保健福祉部長は、衣料、生活必需品等を給与又は貸与する必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を作成する。

イ 保健福祉部長は、救助物資配分計画により、各地区協力員の協力を得て、被災者に配分し、受領書を徴する。

ウ 救助物資配分計画は、次の事項を明確にする。

(ア) 救助物資を必要とする被災者数（世帯人員ごととする。）

(イ) 救助物資の品名、数量

(ウ) 救助物資の受払い数量

(3) 配分の際の留意事項

供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第5 物資の輸送体制（町民課・保健福祉課）

1 町は、あらかじめ締結した協定に基づき、トラック協会等民間輸送事業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。

- 2 輸送事業者等は、指定した物資等の受け取り場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡しを行う。

第6 義援物資の受入れ及び配分（町民課・保健福祉課）

1 義援物資の受入れ

- (1) 町は、災害の状況により義援物資の募集が必要と認められる場合は、県及び町社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部等関係機関と連携しながら、義援物資受入窓口を設置し、義援物資の募集及び受入れを行う。
- (2) 募集は、町のホームページ、又は県及び報道関係機関等の協力を得て、必要な義援物資の品目及び数量を事前に限定し、送付先及び送付方法等について広報・周知して行う。
- (3) 町は、関係機関と調整の上、事前に義援物資の（一時）保管先等を確保（指定）し、分配作業が円滑にできるよう努める。

2 義援物資の配分

- (1) 義援物資の配分に当たっては、県及び町社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部等関係機関と調整し、速やかにかつ適切に配分する。
- (2) 義援物資の仕分け、配分場所への搬入、被災者への配分作業等は、被災地区の行政区役員及びボランティア等の協力も得て迅速に行うこととし、必要に応じ、各避難所管理責任者等避難所関係者の協力も得る。
配分にあたっては、行政区長等と連携し、在宅の避難者及び要配慮者への配分について留意する。
- (3) 義援物資の配送・管理においては、（一社）宮城県トラック協会等組織的なネットワークを有する企業・団体等に協力要請を行う。

第7 燃料の調達・供給（財政課）

町は、必要に応じて、宮城県石油商業協同組合塩釜支部及び同黒川支部と締結している「災害時における応急用燃料の供給に関する覚書」に基づき石油燃料の供給を要請するとともに、町内の給油所に対しても供給の要請を行い、石油燃料の調達を図る。

なお、調達した石油燃料は、機能の維持・継続が必要な役場庁舎や医療機関、避難所等に優先的に供給する。

また、災害応急対策車両への給油も優先的に行うとともに、町外からの応援車両や応急復旧に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう調整に努める。

資料3-24 災害時における応急用燃料の供給に関する覚書
〔宮城県石油商業協同組合塩釜支部、黒川支部〕

第20節 防疫・保健衛生活動

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となるため、町は関係機関と連携し、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア関係団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第1 防疫（町民課・保健福祉課）

町は県と連携し、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

1 感染症の予防

- (1) 保健福祉課は、感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 保健福祉課は、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 町民課は、必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行い、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (4) 町は、疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- (5) 町は、必要に応じ、県を通じて自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

2 感染症発生時の対応

- (1) 宮城県塩釜保健所は、町の協力のもと、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- (2) 県は、感染症指定医療機関等の受入れ先を確保し、搬送する。

(3) 防疫活動班の編成

町は、防疫業務を実施するため、次の班を編成する。

班名	人員	防疫業務	処理能力	備考
防疫消毒班	3人	浸水家屋及び便所等の消毒並びに指導	30戸/日	噴霧器

(4) 連絡通知等

町は、感染症の発生又は発生するおそれがある事実を知った場合及び防疫を実施する場合は、知事に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

(5) 避難所の防疫措置

避難所を開設したとき、町は、宮城県塩釜保健所の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

ア 防疫に関する協力組織

避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図る。

イ 防疫活動の重点事項

- (ア) 健康診断
- (イ) 防疫消毒の実施
- (ウ) 集団給食の衛生管理
- (エ) 飲料水の管理
- (オ) その他施設内の衛生管理

3 防疫用資機材等の確保

町は、防疫用薬剤、機材等は町内の関係業者から調達するが、不足する場合は県又は隣接市町村に対し調達のあっせんを要請する。

第2 保健対策（保健福祉課・学校教育課）

1 健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

町は、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者等に配慮をしながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 避難所や仮設住宅での配慮

町は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制等対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

(3) 避難所サーベイランスシステムの導入

町は、「避難所サーベイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

(4) 医療体制の確保

町は、高血圧や糖尿病等慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞等の患者の、医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事等栄養指導を実施する。

2 心のケア（精神保健相談）

(1) 心のケアの実施

被災地、特に避難所においては、大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動、災害対応業務等に従事している者が、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、町は、精神科医等の協力を得て、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。

(2) 心のケアの継続

町は、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、心のケアを長期的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談

町は、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調

査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供等、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 子どもたちへの健康支援活動

町、教育委員会、県教育委員会及び学校等の校長等は、被災児童・生徒、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、宮城県塩釜保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

第3 食品衛生対策（保健福祉課）

1 食中毒の未然防止

保健福祉課は、必要に応じ県食品衛生監視員等を避難所に派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導を依頼する。

2 食中毒発生時の対応

保健福祉課は、食品衛生監視員の派遣を要請し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

町は、宮城県塩釜保健所と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

第 21 節 遺体等の搜索・処理・埋葬

大規模な災害により死者、行方不明者が生じた場合は、町は、防災関係機関の協力を得て、これらの搜索・処理を速やかに行い、民心の安定を図る。

第 1 遺体等の搜索（町民課・総務課・消防団）

- 1 町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。
- 2 町、警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、身元確認（歯牙の調査）、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。

3 遺体の搜索要領

遺体の搜索は、搜索班を編成して行う。

(1) 搜索班の編成

遺体の搜索については、町職員、消防職員、消防団員等により搜索班を編成し、状況に応じ遺体の処理、収容、埋葬を併せて実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係の医療機関と緊密な連絡をとっておく。

(2) 検視活動

警察は、警察官が発見した遺体及び警察に届出があった遺体又は変死体について検視を行う。

町は、警察官と緊密な連絡をとり、検視・検案又は、検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者数を逐次把握する。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の搜索を実施した場合は次の事項を明らかにし、台帳を整備しておく。

- ア 実施責任者
- イ 遺体発見者
- ウ 搜索年月日
- エ 搜索地域
- オ 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む）
- カ 費用

4 行方不明者に関する受付窓口の設置

家族等からの行方不明の届出については、総務班に受付窓口を設置し、大和警察署と連携を図りながら、受付等に対処する。なお、受け付ける際には、行方不明者の氏名、住所、年齢、性別、身長、着衣、特徴等を詳細に確認する。

第2 遺体の処理・収容（町民課）

- 1 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。
- 2 町は被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、町は、周辺市町村へ協力要請を行い、設置、運営を行う。
- 3 警察は、警察官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体調査）を行う。
- 4 町及び県は、警察官と緊密な連絡をとり、検視（死体調査）又は検案を経ずに死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者を逐次把握する。

5 実施方法

- (1) 遺体を発見した場合は、その場所又は一時保存場所において、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等を実施し、遺族が明らかである場合は、その旨連絡し、必要な措置をとる。遺族が明らかでない場合は、一時保存場所に収容する。
- (2) 一時保存場所の設置予定場所を次のとおり定めておく。

施設名	所在地	電話番号	収容能力	面積
大松沢社会教育センター体育館	大郷町大松沢字旅籠屋9	-	110体	649 m ²
町民体育館	大郷町中村字東浦21	022-359-3129	200体	1,661 m ²

- (3) 一時保存の際には、必要な棺やドライアイス等を確保し、適切な保存に努める。特に、一時保存場所が避難所と同一の敷地内に設置された場合、避難者の生活に支障をきたさないよう、十分に配慮する。

6 事務処理

災害時において、遺体の処理、収容を実施した場合は、次の事項を明らかにし、台帳を整備しておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 死亡年月日
- (3) 死亡原因
- (4) 遺体発見場所及び日時
- (5) 死亡者及び遺族の住所氏名
- (6) 洗浄等の処理状況
- (7) 一時収容場所及び収容期間
- (8) 費用

第3 遺体の火葬、埋葬（町民課・総務課）

- 1 町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

- 2 町は、被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。
- 3 町は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。
- (1) 被災状況の報告
町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。
 - (2) 広域火葬の要請
町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。
 - (3) 火葬場との調整
町は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。
 - (4) 遺族への説明
町は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。
 - (5) 広域火葬の終了
ア 町は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。
イ 町は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。
 - (6) 一時的な埋葬について
町は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」第 10 条の規定に基づき、事務を行う。
- 4 町は、身元の判明しない遺骨について、公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。
- 5 町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

6 実施方法

- (1) 遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合とは、おおむね次の場合に実施する。
 - ア 緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であると認められるとき。
 - イ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であると認められるとき。
 - ウ 埋葬を行うべき遺族がないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であると認められるとき。
 - エ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等の入手ができないと認められるとき。
- (2) 埋葬の程度は応急仮葬であり、埋葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施する。
- (3) 火葬場及び埋葬予定場所は次のとおり定めておく。

【 火 葬 場 】

名称	所在地	管理者	電話番号	1日処理能力
黒川地域行政事務組合 黒川浄斎場	大和町吉田字西風 105	黒川地域 行政事務組合	022-345-5530	8体

【 埋葬予定場所 】

施設名	所在地	電話番号
珠光寺	大郷町山崎字畑中 49-2	022-359-2778
泉永寺	大郷町不来内字泉田 28	022-359-3612
桂蔵寺	大郷町川内字下堰場 13	022-359-2940
東光寺	大郷町中村字原町 30	022-359-3105
糟川寺	-	022-359-2263
真観寺	大郷町大松沢字論山 78	-
観音寺	大郷町大松沢字森 2	022-359-2439

7 事務処理

災害時において、遺体の埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにし、台帳を整備しておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 埋葬年月日
- (3) 死亡者の住所、氏名
- (4) 埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- (5) 埋葬品等の支給状況
- (6) 費用

第4 費用

遺体の検索、収容及び埋葬に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

第22節 災害廃棄物処理活動

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第1 災害廃棄物の処理（町民課）

- 1 本町が大規模な災害を受けた場合、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分等迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- 2 町、黒川地域行政事務組合及び解体業者等は、災害廃棄物処理に当たって適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- 3 町、黒川地域行政事務組合及び解体業者等は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第2 処理体制（町民課）

- 1 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。
- 2 町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

第3 処理方法（町民課・地域整備課）

町民課は、地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理を適正に行う。

町民課は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

町民は、廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。また、町は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状況を保持するため、以下の措置を講じる。

1 ごみの収集処理

大規模災害時には、ごみ処理施設の損壊による処理機能の低下又はごみの大量発生による処理施設への短期間大量投入が困難な場合が予想される。

このため、町民課は、被災地区ごとに数箇所の仮集積所を定め、ごみの一時的な置場を確保し収集処理する。

- (1) 住民への広報

速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(2) 生活ごみの収集

生活ごみの収集は、町民班が収集計画をたて通常の収集と同様に分別収集する。避難所では、避難所自治組織管理のもとごみを分別し集積する。

(3) 災害廃棄物の収集

町民班は、黒川地域行政事務組合と連携し、被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域からごみの収集・運搬を行う。被害が甚大な場合は、近隣市町村の応援を求めて実施する。

また、石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

(4) 第 1 次処理対策の実施

ア ごみの一時集積

大規模災害により、ごみ処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定し、そこへの運搬を行う。一時集積場では、次の措置を実施する。

(ア) 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、家電 4 品目、ガレキ等に分別

(イ) 定期的な消毒

イ ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、原則として、以下のとおり行う。

(ア) 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、町民に対し、一時集積場への直接搬送の協力を要請する。

(イ) 災害廃棄物は、町民班が一時集積場から処理施設までじん芥車両により、搬送する。

(ウ) 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に運搬・処理する。

(エ) 分別した廃棄物の中からリサイクルの可能なものを選別し、可能な限りリサイクルを行う。

(5) 第 2 次処理対策の実施

一時集積場に集積されたごみは、衛生班がごみ処理施設へ運搬し、焼却処理する。第 2 次処理対策は速やかに完了する。

【ごみ処理施設】

名 称	所在地	電話番号	処理能力
黒川地域行政事務組合 環境管理センター	大和町吉田字根古北50	022-342-2218	50 t / 日

(6) 近隣自治体への要請

町は、町及び黒川地域行政事務組合環境管理センターにおいて、ごみの処理が困難な場合は、近隣の市町村及び処分場に処理を依頼する。

2 災害廃棄物の除去処理

(1) 町は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 応急活動後は、処理の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンク

リート等のリサイクルを図る。また、石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第13号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

(3) がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

(4) 住宅関係の障害物の除去

ア 除去すべき対象

町は、住家及びその周辺に運びこまれた土砂、竹木等の障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物の除去は、災害救助法に準じて実施する。なお、次の条件に該当するものが災害救助法に定める対象である。

(ア) 障害物のため、当面の日常生活が営めない状態にあるもの

(イ) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの

(ウ) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの

(エ) 住家が半壊又は床上浸水したものであること

(オ) 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

イ 除去の実施

(ア) 災害救助法適用前

災害救助法の適用前は、建設班が周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、建設業者、自衛隊等の協力を得て作業班を編成して実施する。

(イ) 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

a 町は、除去対象戸数及び所在を調査し、県知事に報告する。なお、除去を実施する戸数は、半壊及び床上浸水した世帯の15%以内とする。

ただし、障害物除去の対象数は、県知事を経由して厚生労働大臣による承認を求め引き上げることができる。

b 除去作業は町が保有する器具・機械を使用して、町が行う。

c 労力、機械等が不足する場合は、県に要請し隣接市町村からの派遣を求める。また、建設業者に協力を求める。

d 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費とし、災害救助法の定めによる。

e 実施期間は、災害発生の日から10日以内を原則とする。

ウ 除去作業上の留意事項

除去作業を実施するにあたっては、以下の点について、十分留意して行う。

(ア) 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り、管理者、所有者の同意を得る。

(イ) 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障の生じないように配慮して行う。

(ウ) 障害物の集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものと明確に区分し、また、収集作業のしやすいよう関係各部各班と協議して、除去作業実施者が決める。

(5) 河川関係障害物の除去

建設班及び河川管理者は、災害時における管内河川、排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる障害物を除去する。

(6) 下水道障害物の除去

下水道班は、被災した下水道の調査を行い障害物を除去する。

(7) 主要道路上の障害物の除去

建設班及び道路管理者は、災害時における町道及び県道の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている障害物を除去する。

障害物の集積場所は、災害発生箇所に近く、交通に支障のない国有地、県有地、町有地を優先的に選定し、使用にあたっては所有者と協議する。やむを得ず民有地を使用する場合は、所有者の承諾を得る。

(8) 県への要請

町は、町において障害物の除去が困難な場合は、県へ応援を要請する。

3 し尿処理

(1) 町は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレ等の設置をできる限り早期に完了する。

(2) 住民への広報

町は、下水道及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用制限について広報を行う。

(3) 仮設トイレの設置

下水道班は、大規模な災害により、多数の収容避難者を抱える等の状況となった場合は、リース業者等から調達する。必要量が調達できない場合は、県に要請する。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、男女別等多様な生活者や要配慮者への配慮した設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

ア 仮設トイレ設置箇所数：5 箇所／1,000 世帯

イ 仮設トイレ設置台数：1 台／100 人

資料 3-22 災害時（非常時）における応急対策活動に係る協力に関する協定書
〔コマツレンタル(株)〕

(4) 仮設トイレの管理

下水道班は、関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

仮設トイレが設置された避難所では、下水道班が使用方法を指導する。仮設トイレの清掃・管理は避難所自治組織が行う。

なお、上下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレを早期に撤去し、避難所の衛生向上を図る。

(5) 収集・処理の実施

仮設トイレのし尿の収集・処理は、衛生班が収集計画を立案し、業者に委託し、黒川地域行政事務組合環境衛生センターにて処理を行う。

【し尿処理施設】

名 称	所在地	電話番号	処理能力
黒川地域行政事務組合 環境衛生センター	大和町鶴巣大平字勝負沢5-1	022-343-2149	60kℓ/日

(6) 近隣自治体への応援要請

町は、町においてし尿の収集処理が困難な場合は、近隣の処分場での処理を依頼する。

第4 死亡動物及び放浪動物対策（町民課・農政商工課）

1 動物とは、犬、猫等及び牛、豚等の家畜をさす。

2 死亡動物の処理

災害によって死亡した所有者不明の犬猫等は、衛生班が収集・処理を行う。

衛生班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、農政班と協議し処理を行う。収集された死亡獣畜は、定められた方法に基づき処理する。

3 放浪動物の対策

飼育されていた犬等の放浪による町民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策について、宮城県塩釜保健所又は宮城県家畜保健衛生所と協議する。

(1) 放浪動物の保護収容

(2) 負傷している動物の収容・治療

(3) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し

(4) その他動物に関する相談の受付

第5 環境保全対策の推進（町民課）

町及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第 23 節 社会秩序の維持活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模な災害発生においては、市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買い占め等が起こるおそれがある。

このため、町は県や関係機関と連携して、被災者の生活再建へ向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第 1 生活必需品の物価監視（農政商工課）

- 1 町は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を阻止するため、県と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに住民への情報提供を行う。
- 2 町は、近隣市町村及び県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じて近隣市町村を含む地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

第 2 警察の活動（総務課・大和警察署）

- 1 大和警察署は独自に、又は町と連携し、治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行うとともに、被災地及び避難所等の警戒活動を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。
- 2 大和警察署は、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努め、住民に対する適切な情報提供を行う等、社会的混乱の抑制に努める。
- 3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第24節 教育活動

教育委員会は、大規模災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことが出来ない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を講じる。

第1 事前体制（学校長等）

- 1 学校等の校長等は学校の立地条件等を考慮し、災害時の応急計画を樹立するとともに常に指導の方法等につき明確な計画を立てておく。
- 2 教職員は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校等の校長等と協力し応急教育体制に備えて次の事項を守らなければならない。
 - (1) 学校行事、会議、出張等を中止するとともに状況に応じて教育委員会と連絡のうえ臨時休業等適切な措置をとる。
 - (2) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
 - (3) 教育委員会、大和警察署、黒川地域行政事務組合消防本部及び保護者への連絡網を確認する。
 - (4) 勤務時間以外においては、学校等の校長等は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め職員に周知させておく。

第2 避難措置（学校教育課・学校長等・教育委員会）

学校等の校長等は、災害が発生した場合又は町長が避難の指示を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 在校園時

- (1) 災害発生直後の対応
災害発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒等の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。
- (2) 安全の確認
災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講じる。
- (3) 校園外活動時の対応
遠足等校園外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。

2 登下校園時及び休日等の措置

- (1) 学校等の校長等は、登下校園時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努める。
- (2) 学校等の校長等又は教育委員会は、児童生徒等の登校前に休校の措置をした場合は、広報車・防災行政無線（同報）放送等により、保護者又は児童生徒等に連絡する。

3 保護者への引渡し

- (1) 校園内の児童生徒等への対応
警報発令中等、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。
その際、迎えに来た保護者も同様に保護する。
- (2) 帰宅路の安全確認
被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内に保護し、安全が確実なものとは判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。
- (3) 保護者と連絡がつかない場合の対応
保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡が不可能な場合についても同様に校園内保護を行う。

第3 教育施設等の応急措置（学校教育課・社会教育課・教育委員会）

当該施設を所管する教育委員会及び町は、相互に協力し教育施設等を確保して教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

なお、学校施設の点検に当たっては、事前に点検マニュアルを作成し、対応する。

1 公立学校等

- (1) 学校等の校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する町教育委員会及び町に被害の状況を報告する。
- (2) 当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で、必要な場合には応急復旧を行う。
- (3) 応急修理が可能な被害の場合は、学校運営及び安全管理上応急修理又は補強を行い、学校施設を確保する。
- (4) 施設の全部又は一部がその用途に供し得ない場合は、被害の程度又はその状況に応じて次の措置を講ずる。
 - ア 体育館等教室以外の施設を転用する。
 - イ 被災学校周辺の余裕のある学校に応急収容する。
 - ウ 町民体育館、公民館、社会教育センター等社会教育施設等に応急収容する。
 - エ 仮校舎を建設する。

(5) 学校施設の代替施設

町長は、各学校の代替施設について各施設の被災状況を確認し、必要に応じ、町と教育委員会及び学校等の校長等と協議し決定する。また、適切な代替施設の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建設する。

2 社会教育施設・社会体育施設の対策

- (1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じ、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し応急復旧を行う。

資料6-6 文教施設一覧

第4 教育の実施（学校教育課・教育委員会）

学校等の校長等は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休

業の措置をとる。また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

なお、応急教育の実施にあたっては、事前に運営マニュアルを作成し、対応する。

1 教育の実施場所の確保

(1) 教育委員会は、校内での授業が困難な場合、場所及び受入れ人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用等、次の措置を講じる。

ア 体育館等、被災した教室以外の安全な施設を転用する。

イ 被災学校周辺の余裕のある学校に応急収容する。

ウ 公民館等社会教育施設等に応急収容する。

オ 仮校舎を建設する。

(2) 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

2 教職員の確保

学校内調整及び町内の学校間調整により対応できない場合は、県教育委員会と協議して必要な教職員の確保に努める。

3 教育の方法

学校施設又は教職員が不足する場合は、応急的に短縮授業、分散授業又は二部授業等を行い授業時間数の確保に努める。

4 休業措置

(1) 学校等の校長等は大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合で児童生徒等の安全確保が困難なときは、必要に応じ臨時休業又は授業打ち切り若しくは避難等の措置を講ずる。

(2) 学校等の校長等は、臨時休業措置を登校前に決定したときは、児童生徒等にその旨周知し、授業打ち切り又は避難等を行う場合は、児童生徒等を安全に帰宅させる等必要な措置を講ずる。

第5 心身の健康管理（学校教育課・教育委員会）

教育委員会は、県にスクールカウンセラーの派遣要請や、職員及び教職員を心のケアに関する研修会に参加させる等により、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。

また、教育委員会及び学校等の校長等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施する等して、被災した児童生徒等の健康管理に努める。

第6 学用品等の給与と調達（学校教育課・教育委員会）

1 給与

町は、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある学校等の児童生徒等に対し、災害救助法に基づき学用品を給与する。

(1) 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失、又は毀損し、就学に支障をきたした小・中学校の児童・生徒とする。

(2) 学用品の種類等

ア 教科書及び教科書以外の教材で必要と認める物

イ 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認める物

(3) 給与の方法

ア 教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校等の校長等を通じ対象者に配付する。

イ 教科書及び教科書以外の教材については災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給完了する。

ウ 学校等の校長等は、配付計画を作成し、配付後、保護者の受領書を徴する。

2 調達

教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(1) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

(2) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、くろかわ商工会に調達を依頼する。

第7 学校給食対策（学校教育課・学校長等・教育委員会）

1 学校等の校長等及び教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、町長と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。

2 学校給食用物資は、財団法人宮城県学校給食会（電話 022-257-2324）及び関係業者の協力を得て確保するとともにその他必要な措置を依頼する。

3 伝染病等の発生予防等、衛生管理の徹底を図る。

第8 通学手段の確保（学校教育課・教育委員会）

教育委員会は、災害により通学が困難となった児童生徒等の通学の手段の確保に努める。

第9 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置（学校教育課・教育委員会）

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに町は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

1 町は、避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。

2 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、町、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

第10 災害応急対策への生徒の協力（学校教育課・学校長等・教育委員会）

学校等の校長等は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるように検討する。

第11 社会教育施設等の応急対策（社会教育課・教育委員会）

1 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

教育委員会は、被災社会教育施設及び社会体育施設を応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

2 文化財対策

- (1) 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存できるよう努めるとともに、速やかに被害の状況を所管の教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- (2) 教育委員会は町指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

第 25 節 防災資機材及び労働力の確保

大規模な災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため町は、他の市町村や県及び防災関係機関と相互に連携し、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

第 1 緊急使用のための調達（地域整備課・総務課・財政課）

- 1 町は、町で保有している資機材のほか、必要に応じて不足する資機材等を町内の業者及び隣接市町村の業者、応援協定を締結している市町村から緊急調達し、応急対策を実施する行政区等に提供する。
- 2 町は、防災関係機関と、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じ民間業者等に対し協力要請を行い調達する。
- 3 自主防災組織は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、町へ要請する。

資料 3-18 災害時における応急措置の協力に関する協定

〔大郷地区建設災害防止協議会〕

資料 3-19 大規模災害時における災害状況調査・応急措置に係る応援協力に関する協定書〔（株）丹勝〕

資料 3-20 大規模災害時における協力に関する協定書

〔三井住建道路（株）東北支店 宮城営業所〕

第 2 労働者の確保（総務課・保健福祉課・農政商工課・

社会福祉法人大郷町社会福祉協議会）

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの対策班において行い、その手段として次の措置を講じる。

- (1) 関係機関の常備労働者及び関係業者等労働者の動員
- (2) 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- (3) 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- (4) 従事命令等による労働者等の強制動員

1 常備労働者及び関係業者等労働者の動員

- (1) 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、婦人会、婦人防火クラブ、ボランティア友の会等民間団体の協力を得て編成する。

- (2) 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は、次のとおりとし、労働の種別により適宜協力を求める。

ア 避難誘導の補助及び避難所の奉仕に関すること。

イ 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。

ウ 救援物資支給の奉仕に関すること。

- エ 清掃及び防疫の奉仕に関すること。
- オ その他災害応急措置の応援に関すること。

2 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員

(1) 労働者の雇用の範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療救護における移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救済用物資の整理、輸送及び配分
- カ 遺体の捜索及び処理

(2) 労働者の雇用は、原則として塩釜公共職業安定所を通じて行う。

地域内において、労働者の雇用ができない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町村長に対し、奉仕団の派遣あっせんを依頼する。

(3) 労働者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

- ア 労働者の雇用を要する目的
- イ 作業内容
- ウ 所要人員
- エ 雇用を要する期間
- オ 従事する地域
- カ 輸送、宿泊等の方法

(4) 労働者の賃金

用による労働者の賃金は、町内の通常の実費とする。

3 応援要請による技術者等の動員

町は、自ら技術者等の確保が困難なときは次により、他機関等に対し、必要な技術者等の応援派遣を要請し、確保する。

(1) 指定公共機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請

指定公共機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣要請をする場合は、次の事項を記載した文書で要請を行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 知事に対する職員のあっせん要求

知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書で要求する。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

4 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また災害対策基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部が町長に委任された場合は、町長は、従事命令等による応急業務を行う。

(1) 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- ア 医師、歯科医師又は薬剤師
- イ 保健師、助産師又は看護師
- ウ 土木技術者又は建築技術者
- エ 大工、左官又はとび職
- オ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- カ 自動車運送業者及びその従事者

(2) 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

(3) 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- ア 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で、知事が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。
- イ 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

(4) 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

第3 労働力の配分（総務課）

- 1 各応急対策の実施担当責任者（災害対策部長）は、労働力を確保する必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、総務部長に労働力の供給要請を行う。
- 2 総務部長は、労働力供給の円滑な運営を図るため、災害発生後早期に民間団体等に対し労働力の確保依頼を行う。各災害対策部長等から要請があったときは、直ちに確保措置をとり、迅速かつ的確な配分に努める。

第26節 公共土木施設等の応急対策

道路、河川、その他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、町及び関係機関は、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第1 道路施設（地域整備課・財政課）

1 土木部管理道路

(1) 緊急点検

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

さらに、避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

(2) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去(雪害における除雪を含む)、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

(3) 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(4) 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等には、県との情報の共有化に努める。

2 農政部管理道路

(1) 道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

(2) 幹線農道は避難路、延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

(3) 各施設管理者は、円滑な救援活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設の整備に努めるとともに、相互に連携を図る。

第2 河川管理施設（地域整備課）

1 緊急点検

河川管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた

箇所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

第3 砂防・地すべり・治山関係施設（地域整備課・農政商工課）

町及び県は、災害発生後に協定を締結している事業所等の協力を得て、砂防施設等の点検を実施し、破壊・損傷等の被災箇所の発見に努め、早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

資料3-19 大規模災害時における災害状況調査・応急措置に係る応援協力に関する協定書
〔（株）丹勝〕

第4 農地、農業用施設（農政商工課）

町は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- 2 災害により農地・農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。

特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- 4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第5 廃棄物処理施設（町民課）

- 1 町は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 3 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 4 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第6 被災宅地に関する危険度判定等の実施（地域整備課・税務課）

- 1 町は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、県、事前に登録した被災宅地危険度判定士の協力を得て、次により被災宅地の危険度判定を行う。

2 本部長の措置

本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。なお、判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被

災地の宅地について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

- (1) 本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。
- (2) 実施本部は以下の業務にあたる。
 - ア 宅地に係る被害情報の収集
 - イ 判定実施計画の作成
 - ウ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編制
 - エ 判定結果の調整及び集計並びに本部長への報告
 - オ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
 - カ その他判定資機材の配布
- (3) 被災宅地危険度判定士の要請
町は、必要と認めた場合、県を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、被災宅地危険度判定を行う。
- (4) 被災宅地危険度判定士の業務
 - ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。
 - イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
 - ウ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面など）に判定ステッカーを表示する。
 - エ 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。
- (5) 判定後の措置
町は、判定の結果、「危険」とされた宅地等については、立ち入り禁止の措置をとる。
また、地域整備課は、判定結果を地域ごと、結果ごとにまとめた被災情報データベースを作成する。

第 27 節 ライフライン施設等の応急復旧

大規模災害により上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、町民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、町及びライフライン事業者は、災害時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保する。また、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

また、町は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。

第 1 水道施設（地域整備課）

- 1 水道班は、災害発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、被害があれば直ちに被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧活動を迅速に行う。復旧に当たっては、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関、避難所等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧する。
- 2 水道班は、被災により水道施設から給水を受けられない住民に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。
また仮設給水場の周辺住民は水道事業者等の給水活動の支援に努める。
- 3 水道班は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報車、放送媒体等を通じて住民に周知する。
- 4 応急復旧活動に必要な資機材、技術者等が不足する場合は県に要請する。また必要に応じ(公社)日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援要請を行う。

資料 3-17 災害時相互応援計画〔(公社)日本水道協会宮城県支部〕

第 2 下水道施設（地域整備課）

下水道班は、災害発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。なお、町は、必要に応じて、流域下水道管理者が実施する対策等に協力する。

1 情報の収集、被害規模の把握

下水道班は、被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

2 応急対策

(1) 管渠

ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、配水機能の回復を図る。

イ 工事施行中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

(2) 処理場

ア 停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。

イ 処理場への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

ウ 処理場での下水処理機能が麻痺した場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

(3) 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

資料3-22 災害時（非常時）における応急対策活動に係る協力に関する協定書
〔コマツレンタル(株)〕

3 被害箇所の応急復旧

町内排水設備等工事指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

4 資材等の調達

応急資材等は、次の排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

資料8-2 排水設備等指定工事店一覧

5 広報活動

終末処理場が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。

このため、下水道班は、広報車等を通じて利用者に節水による下水使用の抑制を呼びかけ、処理場周辺の環境汚染を防止する。

第3 電力施設（総務課・財政課）**1 停電時における連絡**

(1) 町は、災害時において停電又は電力施設の被害を知った場合は、直ちに東北電力ネットワーク株式会社仙台北電力センターに連絡し、対策を協議する。

(2) 停電又は電力施設に被害があることを知った者は、速やかに東北電力ネットワーク株式会社又は役場に連絡する。

2 東北電力ネットワーク株式会社仙台北電力センターの活動

電力施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他電力供給を確保するため必要な応急措置については東北電力ネットワーク株式会社の実施計画の定めによる。

町は、必要に応じて、東北電力ネットワーク株式会社が実施する対策等に協力をする。

第4 液化石油ガス施設（総務課・財政課）

液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

町は、必要に応じて、事業者が実施する対策等に協力をする。

1 応急措置と応援要請

直ちに緊急資機材の完備を確認し、次いで情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を把握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとり、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、（一社）宮城県エルピーガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

2 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備（特に埋設管や地下ピット）の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況（配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等）の把握に努める。結果は（一社）宮城県エルピーガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

3 応援体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者について情報を（一社）宮城県エルピーガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

4 情報提供

被災の概況、復旧の現況と見通し等（水害時は、流出容器の搜索状況と発見についての報告）について、災害対策本部等に適宜、情報の提供を行うとともに、付近住民に周知する。

第5 電信・電話施設（総務課）

東日本電信電話株式会社宮城事業部は、通信設備が被災した場合は、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図ると共に、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

町は、必要に応じて、東日本電信電話株式会社宮城事業部が実施する対策等に協力をする。

1 応急対策の内容

通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

- (1) 非常用可搬型交換装置の出動
- (2) 衛星通信装置、可搬型無線装置等の出動
- (3) 移動電源車の出動
- (4) 応急ケーブルによる措置

2 応急措置

通信設備の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については、東日本電信電話株式会社宮城事業部の実施計画の定めによる。

第28節 農林業の応急対策

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設等の施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜等の被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため町は、県及び関係機関等と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

第1 農業用水利施設（地域整備課・農政商工課）

町は、農地、農業用水利施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

災害が発生した場合は、町は、災害による農業用水利施設の被害について関係機関・団体の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、宮城県仙台地方振興事務所に報告する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 風水害等により農地・農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。

特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第2 林道、治山施設（農政商工課）

町は、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。

災害が発生した場合は、町は、災害による林道、治山施設の被害について関係機関・団体、協定を締結している事業所の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、宮城県仙台地方振興事務所に報告する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

資料3-19 大規模災害時における災害状況調査・

応急措置に係る応援協力に関する協定書〔（株）丹勝〕

第3 農産物（農政商工課）

町は、病虫害防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

1 活動体制

農業に関する災害対策の総合的かつ一元的体制を確立し、農業等生産の安定を期するため、必要に応じ、町に「農林業災害対策本部」を設置し、関係機関と緊密に連携しながら災害対策を講じる。

災害が発生した場合は、町は、災害による農業被害について関係機関・団体の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、宮城県仙台地方振興事務所に報告する。

2 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 営農用資機材の確保

(1) 営農機材

町は、必要に応じ、新みやぎ農業協同組合及び生産集団等が保有する農業機械について相互調整し、確保又は購入あっせんを行う。

(2) 営農等資材

ア 町は、稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう必要量の確保・供給に関し、安定供給のための対策を講じる。

イ 町は、肥料農薬、野菜種子、飼料等について、必要に応じ確保、あっせん等の対策を講じる。

4 応急技術対策

町は、宮城県仙台地方振興事務所の指導を得て、新みやぎ農業協同組合等関係団体を通じ、次の技術指導及び援助を行う。

(1) 農作物

ア 共通事項

(ア) 再播種等の実施

播種等可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに再播種か再定植を行う。

(イ) 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転作をする。

イ 水稻

(ア) 水害

a 大雨に備え、排水路の整備（ごみの除去や草刈り）や排水機場の稼働体制を整える。

b 冠水田では早期排水により、できるだけ早く葉の一部を水面から出すようにする。

c 台風通過後には、用水路や排水路にごみがつまり水の流れが悪くなっているところがあるので、巡回を徹底し排水改善に努める。

(イ) 干ばつ

用水不足時は、地域ごとに用水計画をたて、栽培管理にあたっては、生育に応じた節水栽培を行う。

(ウ) 凍霜害

育苗期間の降霜情報に注意し、保温のための対策を行う。

ウ 畑作物

(ア) 水害

- a 速やかに排水を図る。冠水した場合は、乾かないうちに動噴等を利用して、清水で茎葉の泥を洗い流す。また、軽く中耕して、土壤への通気を図り、生育回復を図るため速効性肥料を追肥する。
- b 退水後、病虫害防除のため、薬剤散布を行う。
- c 回復不可能な場合は、速やかに転作する。

(イ) 干ばつ

- a 根をいためないように浅く中耕して水分の蒸発を防ぐ。
- b マルチ、敷ワラ等を行う。灌水できるところは畦間に灌水する。

(ウ) 凍霜害

- a 不織布、ビニール、保温マット等の資材で被覆又は保温する。
- b 強い降霜があった場合は、すぐに日光に当てずに、遮光して徐々に融凍する。また、露地では散水してとがす。
- c 果菜類等で側枝発生を図ることで、回復が見込まれる場合は、速効性肥料を施用する。
- d 回復する見込みのない場合は、再播種や転作する。

(エ) 雨害

麦類は適期刈り取りと乾燥法の改善、早期収穫に努める。

(オ) 雪害（麦類）

融雪の促進を図り、融雪水の排水、速効性肥料の施用及び薬剤散布を行う。

エ 果樹

(ア) 水害

- a 倒れた樹は、速やかに起し、支柱で支え回復を促進する。
- b 浸水、灌水している果樹園では、排水に努め薬剤散布を行う。

(イ) 干ばつ

- a 草生園は草刈りを行い、敷草による水分の蒸散防止及び灌水に努める。清耕園は除草をかね浅い中耕を行い敷草をする。
- b 晴天が続くときは薬害がでやすくなるので、農薬の種類、濃度に注意する。

(ウ) 霜害

- a 自園における気温観測を降霜通報時に実行する。
- b 燃料器具資材である燃焼器、重油等を十分準備する。
- c 被害後は、人工授粉を励行する。種類によっては着果量が少ないと徒長枝が出やすくなるから、早期の芽かき、整枝に注意する。

(2) 園芸等施設

- ア 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。
- イ 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。
- ウ 暖房機を稼働させるための電源を確保する。
- エ 給水源等を確保する。
- オ 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講ずる。

第4 畜産（農政商工課）

町は、必要な営農資機材の確保を図るとともに、宮城県仙台家畜保健衛生所の指導を得て、新みやぎ農業協同組合等関係団体を通じ、次の技術指導及び援助を行う。

災害が発生した場合は、町は、災害による畜産被害について関係機関・団体の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、宮城県仙台家畜保健衛生所に報告する。

1 応急技術対策

(1) 水害

- ア 家畜の退避と飼料の確保を指導する。
- イ 被害家畜の健康検査を実施する。
- ウ 状況に応じた飼料作物の管理を指導する。

(2) 干害

- ア 給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。
- イ 徒長した牧草類の早期刈りを指導する。

(3) 凍霜害

- ア 被害作物は直ちに収穫し、サイレージに調製するか、乾燥して貯蔵する。
- イ 発芽間もない牧草に関しては、てん圧を励行するよう指導する。

(4) 冷害

- ア 牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。
- イ 家畜の日光浴の励行を指導する。

(5) 雪害

- ア 融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。
- イ 畜舎等施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

(6) 火災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

(7) 病虫害

飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

2 家畜伝染病の防止

(1) 町は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認められるときは、宮城県仙台家畜保健衛生所に速やかに報告し、県と協力し家畜の検査、注射又は投薬を実施する。

(2) 防災措置

家畜の所有者に対し、必要により次の防災措置を講じさせる。

- ア 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置
- イ 殺処分又は死体の焼却、埋却
- ウ 汚物物品の焼却等又は畜舎等の消毒

3 死亡獣畜の処理

(1) 死亡獣畜の処理は、塩釜保健所及び宮城県仙台家畜保健衛生所の指導により行う。

(2) 家畜伝染病の発生やまん延を防止するため、必要と認められたときは、宮城県仙台家畜保健衛生所に対し死亡獣畜の検査を要請する。

(3) 死亡獣畜が伝染病でない場合、家畜の所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送させ、適正に処理させる。

- (4) 死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、家畜の所有者は、塩釜保健所から死亡獣畜取扱場外埋却の許可及び指導等を受け、適正に処理する。
- (5) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については、町が行うが、町で処理が困難な場合は、塩釜保健所及び宮城県仙台家畜保健衛生所に対し必要な指導・助言、その他の支援を要請する。

第5 林業（農政商工課）

1 活動体制

林業に関する災害対策の総合的かつ一元的体制を確立し、林業等生産の安定を期すため、必要に応じ、町に「農林業災害対策本部」を設置し、関係機関と緊密に連携しながら災害対策を行い、被害の軽減に努める。

2 応急対策

- (1) 町は、災害による林業被害について関係機関・団体の協力を得て速やかに調査し、応急復旧を行うとともに、宮城県仙台地方振興事務所に報告する。
- (2) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。
- (3) 町は、地域における応急対策を実施するとともに、林産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

第 29 節 二次災害・複合災害防止対策

二次災害とは、自然災害が生じた後、災害調査・人命救助等に伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害等二次的に生ずる災害を指す。

特に、広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講ずる。

第 1 二次災害の防止活動（町全課局館）

1 町及び県又は事業者の対応

町及び県又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。

- (1) 町は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止及びライフライン復旧時における火災警戒等について、必要に応じて、県から助言及び指導等を受ける。
- (2) 町職員、消防職員、消防団員、警察官や自衛隊員等、救難・救助・パトロールや支援活動においては、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (3) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、あわせて被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- (4) 水道班は、水道の漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- (5) 下水道班は、下水道の漏水による汚染水の拡散防止、終末処理場被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制等を広報し、あわせて被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- (6) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意等報道機関等の協力を得て周知する。
- (7) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- (8) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

降雨等による浸水個所の拡大等水害災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下があった地域では、破堤箇所からの浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

町は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計等の観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行う。

また、町は災害の発生のおそれのある場合は、速やかに地域住民に対して避難情報の広報を行う。

町は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、県に土砂災害に関する情報の提供を求め、入手した情報を基に避難指示の判断を行う。

3 土砂災害警戒情報

仙台管区气象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

4 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

5 有害物質等

町及び県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

6 余震・誘発地震

町及び県又は事業者は、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中等の場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

7 空き家等

町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第2 風評被害等の軽減対策（農政商工課・総務課）

- 1 町及び県は、風水害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- 2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第30節 応急公用負担等の実施

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、町長等は、施設、土地、家屋又は物資を管理、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させる等により、必要な措置を図る。

第1 応急公用負担の権限（総務課）

1 町長

- (1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長は次の措置をとることができる。
 - ア 町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
 - イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置を講ずること。
 - ウ 町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させること。
- (2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官

町長若しくはその職権の委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は町長の職権を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

3 消防職・消防団員

- (1) 消防職員・消防団員
 - ア 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。
 - イ 火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助、その他の消防作業に従事させること。
- (2) 消防長、消防署長
 - ア 延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。
 - イ (1)のイ及び(2)のアに規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物並びに土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

4 知事

- (1) 町の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令、又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。
 - ア 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
 - イ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

- ウ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
 - エ 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
 - オ 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
 - カ 緊急輸送の確保に関する事項
 - キ その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項
- (2) 災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、第1・1・(1)に定める町長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

第2 公用令書の交付（総務課）

- 1 町長は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- 2 公用令書に次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所所在地）
 - (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
 - ア 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間
 - イ 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
 - ウ 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- 3 町長は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。
- 4 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則に定めるとおりとする。

第3 手続き（総務課）

- 1 町長は人的公用負担を、相手方に口頭で指示する。
- 2 町長は物的公用負担を、次により行う。
 - (1) 工作物等の使用、収用
 - ア 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者、所有者その他の土地建物等について権限を有する者に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知する。
 - イ 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、町又は土地建物等の所在した場所を管轄する警察署のいずれかに掲示し、通知に代える。
 - (2) 工作物等の障害物の撤去
 - ア 町長又は警察署長が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、町長又は警察署長は適正な方法で保管する。
 - イ 保管した場合、当該工作物等の占有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示する。
 - ウ 保管した工作物等が滅失又は破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する

場合は、売却しその代金を保管する。

エ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担する。

オ 工作物の保管に関する公示の日から起算して、6か月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、町長が保管する工作物等は町に、警察署長が保管する工作物は県に帰属する。

第4 損失補償及び損害補償等（総務課）

- 1 町は、従事命令により応急措置の業務に従事した者に対し、別に定めるところによりその実費を弁償する。
- 2 町は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。
- 3 町は、従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、別に定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第31節 ボランティア活動

大規模災害発生時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、社会福祉法人大郷町社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、町が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第1 一般ボランティア（保健福祉課・社会福祉法人大郷町社会福祉協議会）

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアのコーディネート調整組織としては、町社会福祉協議会及びNPO等関係機関が中心となって、災害ボランティアセンターを設置するものとし、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

この際、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けやごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

なお、ボランティアのコーディネートに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

2 日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア関係団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

3 町の支援

町は、ボランティアのコーディネートに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、町は災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

(1) 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供

本町では文化会館を災害ボランティアセンターとして場所を提供する。ただし、建物が被災した場合又は町内の被災状況等を勘案し、適切な施設等を提供するものとし、町長がその都度定める。

また、活動に必要な資機材は、町の応急対策活動に影響のない範囲で提供する。

(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成

町（福祉・介護班）は災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費を、町社会福祉協議会等関係機関、団体等と協議のうえ、必要に応じ助成をする。

なお、県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(3) 職員の支援及び情報提供等

町と災害ボランティアセンターの連絡調整役として、福祉・介護班が支援を行い、必要に応じ、派遣することもできる。

福祉・介護班は、ボランティア活動に必要な情報の収集伝達を担当する各班より報告を受け、災害ボランティアセンターに提供を行う。ボランティア活動に必要な情報の収集伝達を担当する班は、それぞれ次のとおりとする。

主な情報伝達項目	担当班
①避難所の運営	社会教育班
②炊き出し、食料等の配布	町民班
③救援物資等の仕分け、輸送	町民班
④高齢者、障がい者等の介護補助	福祉・介護班
⑤清掃活動	衛生班
⑥その他被災地での軽作業	各対策班

県は町災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。

(4) 被災状況についての情報提供

町（災害対策本部）は、ボランティア活動が円滑に行えるよう、被災状況やライフラインの状況等、関連する情報を災害ボランティアセンターに提供する。

(5) その他必要な事項

(1)から(4)以外に必要な事項があった場合、福祉・介護班は必要に応じ関係機関と協議し、ボランティア活動を支援する。

4 大郷町災害ボランティアセンター

町災害ボランティアセンターは、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所の提供、必要な環境整備（活動形態・宿泊等）
- (2) ボランティアの受入れ・受付、活動情報の集約・管理
- (3) 職員の派遣、町の対策支援、地域住民・自主防災組織との連携
- (4) 被災状況についての情報提供、被災者のニーズの把握、業務量・必要人員の調整
- (5) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- (6) その他必要な事項

資料3-32.1 大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書

〔社会福祉法人 大郷町社会福祉協議会〕

資料3-32.2 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書

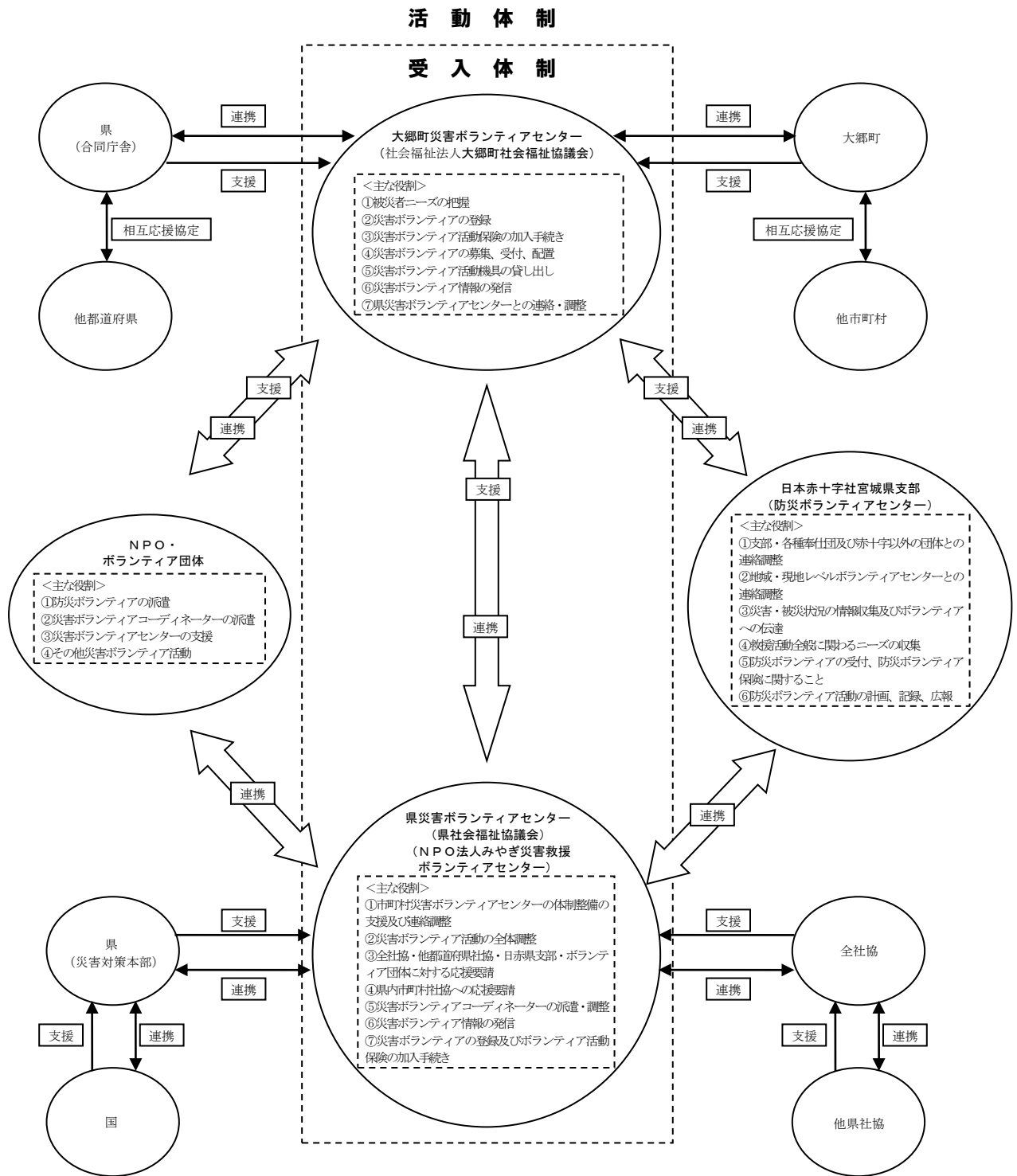
〔社会福祉法人大郷町社会福祉協議会〕

第2 専門ボランティア（保健福祉課・関連各課・社会福祉法人大郷町社会福祉協議会）

特に、専門的知識を必要とする専門ボランティアの申込の受け付けについては、福祉・介護班で対応し、必要担当班ごとに区分け・調整を行うものとする。主な種類は次のとおりである。

主な受入項目	担当班
①救護所等での医療、看護、保健予防	福祉・介護班
②被災宅地の危険度判定	建設班、税務班
③砂防関係施設診断	建設班
④外国人のための通訳	町民班
⑤被災者への心のケア	保健指導班
⑥高齢者、障がい者等への介護	福祉・介護班
⑦アマチュア無線等を利用した情報通信事務	防災対策班
⑧その他専門的知識が必要な事務	各班

【 災害時の災害ボランティアセンター体制整備イメージ図 】



※NPO法人災害救援ボランティアセンターの主な構成員

- 宮城県社会福祉協議会 ○仙台市社会福祉協議会 ○みやぎ生活協同組合 ○(財) 仙台YMCA ○(財) 宮城県国際交流協会 ○学校法人東北福祉大学
- 宮城県社会福祉施設経営者協議会 ○宮城県民生委員・児童委員協議会 ○NPO法人宮城県ボランティア協会 ○宮城県地震前兆現象観測ネットワーク
- その他 一般企業・個人等

第3 NPO・NGOとの連携 (保健福祉課・社会福祉法人大郷町社会福祉協議会)

町は、一般ボランティアの受入体制づくりを、町社会福祉協議会、NPO・NGO等関係機関と連携しながら行い、その他のNPOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第32節 海外からの支援の受入れ

町は、大規模災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。

第1 海外からの救援活動の受入れ（総務課）

町は、海外からの救援活動等の支援について、以下の事項について、具体的な被害の情報を収集して県へ報告し、受入れ等を行う。

- 1 救援を必要とする場所及びその緊急性
- 2 現地までの交通手段及び経路の状況
- 3 現地の宿泊の適否等
- 4 必要な携帯品等
- 5 その他必要と思われる事項

第2 救援内容の確認（総務課）

海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、次の事項について確認し、県と連絡調整を図りながら対応する。

1 救援隊の派遣内容

- (1) 協力内容・人数・派遣日程
- (2) 受入れ方法
- (3) 案内・通訳の必要性

2 救援物資の内容

- (1) 品名・数量
- (2) 輸送手段・ルート
- (3) 到着予定

第3 関係機関との協力体制（総務課）

海外から救援隊派遣や救援物資の受入れについて、警察、消防、自衛隊及び航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。

第 33 節 災害種別毎応急対策

第 1 火災応急対策（消防本部・総務課・消防団）

災害発生時には、消防機関は、町、県はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

1 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(1) 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

ア 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

イ 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

ウ 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

黒川消防署及び大郷出張所は黒川地域行政事務組合消防活動規程に基づき、消防団は消

防団規則に基づき消火活動にあたる。

消火活動の指揮は黒川消防署長又は署長が指名する消防職員が行い、消防団及び災害対策本部（防災対策班）と密接に連携し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防機関で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

ア 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立するうえで特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

イ 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に務め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

ウ 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

エ 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

(2) 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、消防長、消防署長の指揮下に入り、消防隊又は住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

ア 火災情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

イ 避難誘導

避難指示が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

【 大郷町消防団編成表 】



3 事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の

住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ・点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等について相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

5 町民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

6 町の措置

町は、本町地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

7 応援の要請

現場の指揮者は、大規模火災のおそれがあるとき、又は同時多発火災に迅速対処するため必要と認めるときは災害対策本部に対し、応援協定等に基づく消防の応援又は自衛隊の派遣要請の連絡を速やかに行う。

8 その他の応急対策

上記以外の応急対策については、前節までの各応急対策を準用する。

第2 林野火災応急対策（消防本部・総務課・農政商工課・消防団）

林野火災発生時においては、町及び消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

1 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火災警報の発令等

町は、火災気象通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入山者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

2 林野火災の防ぎよ

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧にあたる。

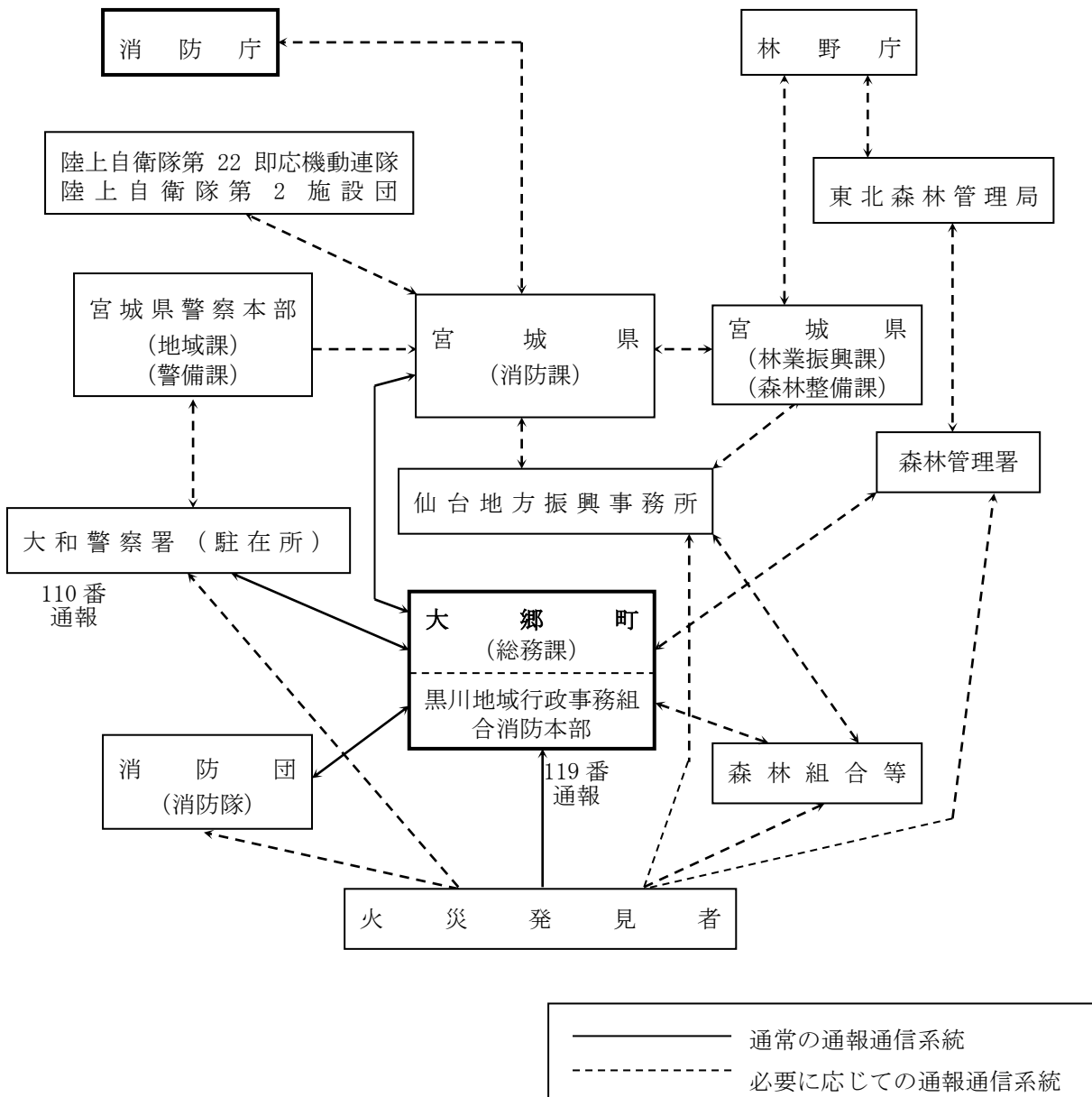
(1) 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。

これと並行して宮城県（消防課）、林野庁宮城北部森林管理署、大和警察署、宮城県仙台地方振興事務所等関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、サイレン、防災行政無線(同報)放送、広報車等により行う。

【 通 報 通 信 系 統 図 】



(2) 消防隊の編成及び出動区分等

林野火災が発生した場合の消防隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動区分については、消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、長時間にわたる防ぎょ活動が必要なため、食料、飲料水、医療器材の補給確保を図る。

(3) 相互応援協定による応援要請

火災現場の状況により、後続応援又は関係機関及び付近の一般住民の協力を要請する。

なお、他市町村の応援要請の場合の基準、手続き等は、本章第7節「相互応援活動」の定めるところによる。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎょが困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、本章第9節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより行う。

(5) 現場指揮本部の設置

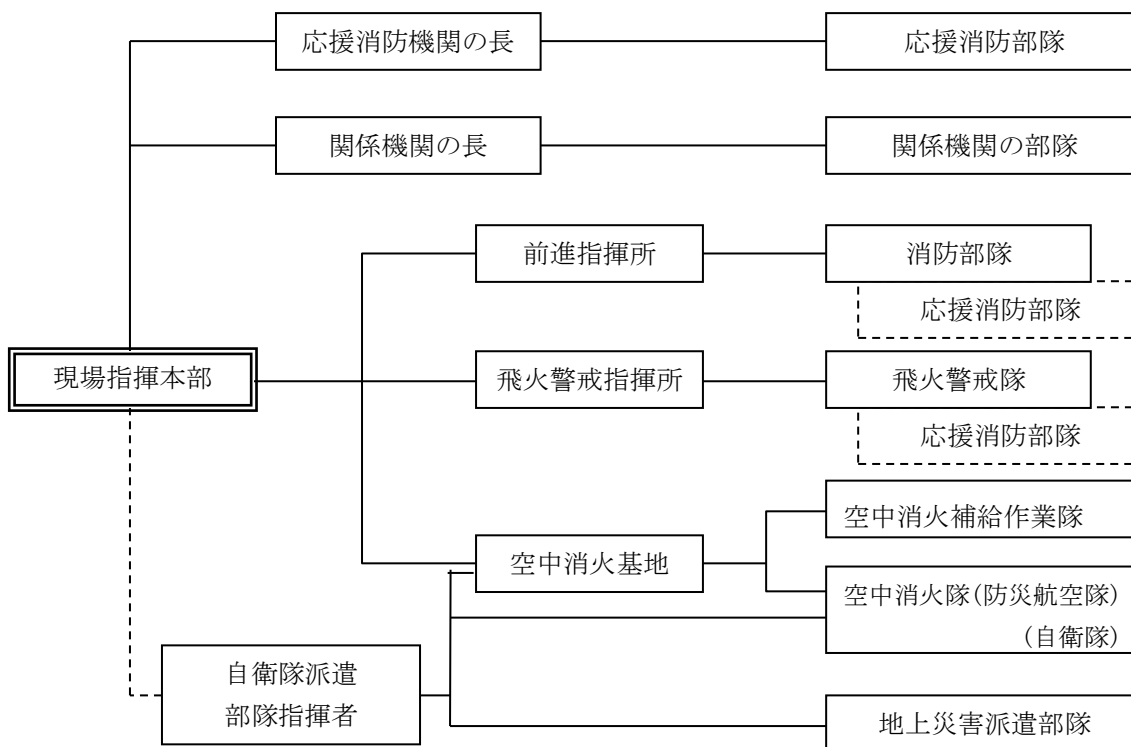
火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じ設け、消防長を最高指揮者として、状況に応じた防ぎょ方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。

火災の区域が2以上の市町村にまたがる場合の最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

ア 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統図は、おおむね次のとおりとする。

また、現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、自衛隊通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、統一的指揮の実施と併せて通信施設の相互利用を図る。

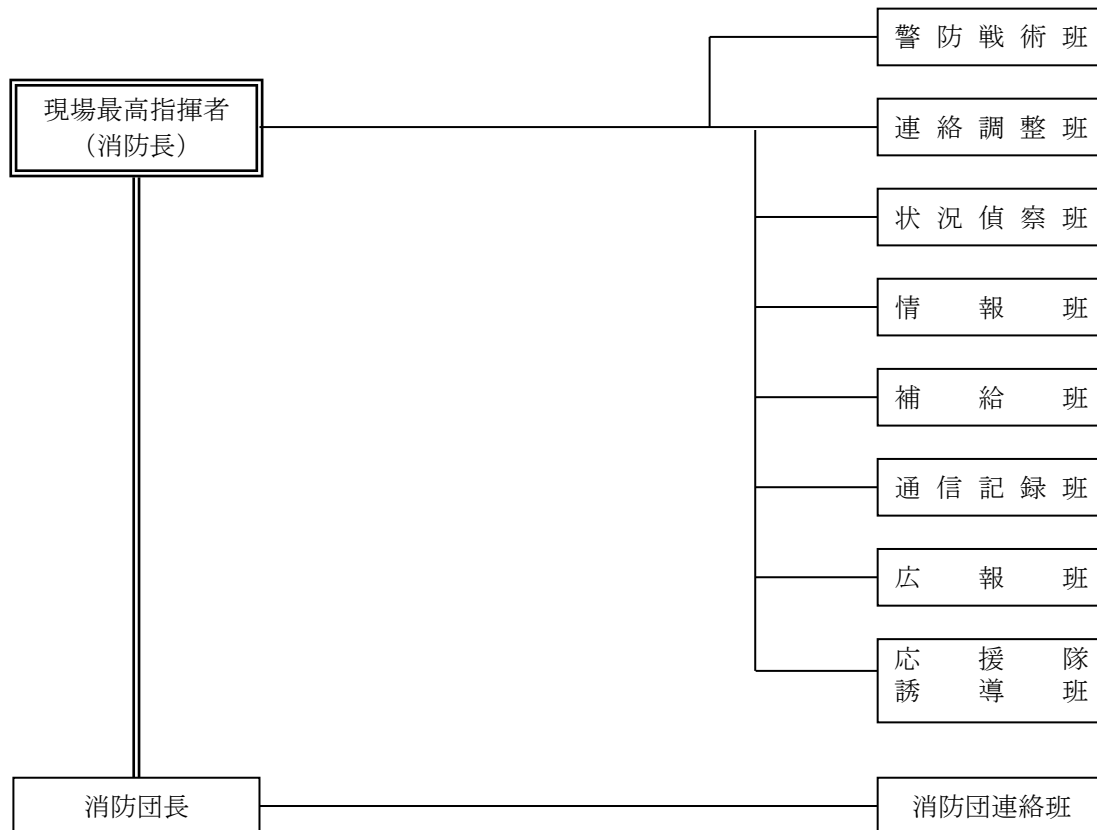


イ 現場指揮本部の設置

現場指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横又は風上で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防ぎょ活動の状況が把握できる位置に設置するよう努め、旗等により標示する。

ウ 現場指揮本部の編成

(ア) 現場指揮本部の組織はおおむね次のとおりとする。



(イ) 任務

a 警防戦術班

防ぎょ線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する。

- ・ 消火隊の守備範囲を明確に指示する。
- ・ 交代要員を確保し、ローテーションを明確に指示する。
- ・ 予想される状況変化に応じた作戦を予め検討する。
- ・ 出動隊の車両の部署、位置等を適正に指示する。

b 連絡調整班

町、消防本部及び県との連絡調整、他の市町村への応援要請等常時関係機関と連絡できるように体制をつくる。

c 状況偵察班

火災状況に応じ延焼方向、入山路の状況、水利の有無等戦術上必要な情報を偵察収集する。

d 情報班

各方面の状況偵察班、前進指揮班、飛火警戒指揮所及び空中消火隊等からの情報を収集整理する。

e 補給班

各出動隊に対する資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。

f 通信記録班

各消防部隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制を確立する。なお、記録責任者のもとに確実な記録をとる。

g 広報班

不確実な情報等による不必要な混乱をさけるため、火災の現況、消防部隊の活動状況、今後の見通し等について住民に対し巡回広報、報道機関、町内会等を活用し、的確な情報を提供する。特に、報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で発表する。

h 応援隊誘導班

地元消防団員等地理精通者をもって編成し、応援隊に対し部署位置まで誘導する。

(6) 住民の安全対策

林野火災多発期において、異常乾燥、強風時等の気象条件のときには、時機を逸することなく警戒広報隊等を派遣し、火気の使用禁止及び制限の措置を行うとともに、拡声機等を使用して警戒心の高揚に努める。

なお、林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を期する。

ア 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認に努め、携帯拡声器等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。

イ 林野内の住家又は山麓周辺の集落地等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊（集落警戒班）等の消防隊は、警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防ぎよに適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防ぎよに当たる。

ウ 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、住民の生命又は身体を火災から保護し、その他火災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町は、当該住民の避難を指示する。避難の方法は、本章第14節「避難活動」による。

(7) 消火方法

ア 地上消火

(ア) 注水による消火

林野の形態は、高低、勾配、植生の状況、水利の状況により異なるので、消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの組合せによるもの等林野の実態に応じた注水消火体制をとる。

(イ) 叩き消し、土かけによる消火

水利が不足する場合の直接消火として、注水消火と併用して行う。

(ウ) 防火線の設置

火災が拡大したときの延焼を阻止するため、火先の前方等に応急的に防火線を設定する。

(エ) 迎え火

火勢が強く、延焼拡大が盛んで、他に適当な消火方法、手段がない場合、火災の延焼方向の前方において火を放つ迎え火を活用する。

イ 空中消火

町は、次の場合、知事に対し林野火災の空中消火について自衛隊等の派遣を要請し、空中消火を実施する。

(ア) 地形等の状況により地上の防ぎよが困難な場合

(イ) 火災規模に対して、地上の防ぎよ能力が不足し、又は不足すると判断される場合

(ウ) 人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

(エ) その他必要と認められる場合

ウ 残火処理

火災鎮火後、次の要領で残火処理の徹底を期する。

(ア) 残火処理に当たる隊は、それぞれ担当区域を明確にし、責任をもって処理し、未処理部分がないよう配慮する。

(イ) 残火処理は、風下側の延焼阻止線付近を最優先とし、他は、延焼範囲の外周から順次中心部に向かって処理する。

(ウ) 堆積可燃物の処理に当たっては、注水可能な場所は十分に浸潤させ、残り火の掘り返しを併用しながら入念に消火する。また、注水が十分に行えないときは、可搬式散水装置等の活用を図るとともに、土かけ等によって窒息消火を併用する。

(エ) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は伐倒して確実に処理する。

(オ) 残火処理が終了したのちも、必要な監視警戒隊を残留し、巡視及び応急措置を行う。

第3 危険物等災害応急対策（総務課・町民課）

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町、消防、警察等関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

1 町民への広報

町、県及び危険物施設等の管理者は、災害の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見等に適切な対応を行える体制を整備する。

2 事故発生時における応急対策

(1) 危険物施設

ア 危険物取扱所等の管理者は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、速やかに次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるとともに、黒川消防署に通報し、必要な指示を受ける。

(ア) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止し、施設の応急点検と出火等の防止措置。

(イ) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出等による広域拡散の防止措置と応急対策

(ウ) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災関係機関との連携活動

イ 黒川消防署は、災害が発生するおそれがある場合は、事前措置の周知徹底、立入検査又は巡回調査等を実施し、万全な応急措置を図る。

ウ 黒川消防署は、災害時において危険物取扱所等の管理者等に対し、応急保安措置の実施及び対策、所要人員の配置等に関し、必要な指示を行い、又は報告を行わせる。

エ 危険物貯蔵所等の管理者等は、災害時における応急保安措置に必要な消防用機械器具及び防災資材等の確保並びにその機能の点検確認を行う。

(2) 高圧ガス施設

ア 高圧ガス施設の所有者及び高圧ガスの販売業者、消費者は、災害時により高圧ガス施設等に危険が予想される場合には、速やかに使用を中止し、ガス充てん容器を安全な場所に移し、必要な保安措置を実施する。災害発生時には、緊急点検等を行い、高圧ガスによる二次災害を防止する。

イ 防災対策班は、災害時において高圧ガスによる災害の拡大が予想され、事前措置を図る必要があると認められる場合は、高圧ガス施設の所有者等及び関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講ずるよう要請し、必要な場合は県に連絡し、処分等を依頼する。

(3) 火薬類製造施設等

ア 火薬庫又は火薬類の所有者等は、火薬類による災害が拡大するおそれがある場合は、火薬類を安全な場所に移送し、必要な保安措置を行う。また大規模災害発生時には、貯蔵状態の異常を確認し、火薬類による災害が発生しないよう措置する。

イ 防災対策班は、火薬による災害の拡大が予想される場合は、火薬庫又は火薬類の所有者、及び防災関係機関に対し、速やかに応急保安措置をとるよう要請するとともに、必要に応じ黒川消防署に連絡し処分等を依頼する。

また火災発生時には、誘発防止のため消火活動を実施し、延焼を阻止する。

ウ 黒川地域行政事務組合消防本部及び黒川消防署は、火薬類を取り扱う業者に対し、二次災害防止のため、警察等関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言を行う。

県は、警察、黒川地域行政事務組合消防本部及び黒川消防署と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。

なお、警察は、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防災のため、取り扱う者に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。

(4) 毒物・劇物

災害時において、毒物・劇物貯蔵施設の管理者は貯蔵状態の異常の有無を確認する。町及び県、大和警察署等関係機関は、毒物及び劇物による事件及び爆発等の二次災害防止のため、施設の管理者に対し、必要な指導助言を行う。

(5) 二次災害についての注意喚起等

町及び危険物施設等の管理者は、災害によって、有害大気汚染物質（重金属類）や石綿

等の粉じん等（毒物・劇物）の散乱・流出について、その状況を早期に把握するとともに、情報の共有化を図り、施設必要に応じて防塵マスクの配布や二次災害についての注意喚起を行う。

資料6-4 危険物貯蔵取扱施設一覧

3 環境モニタリング

町は、県と協力し有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。

- (1) 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング
- (2) 環境大気中の有害物質等のモニタリング

4 情報連絡通信及び広報

町、県及び防災関係機関は、被害の拡大を防ぐために各機関で保有する情報の交換を行い、周辺住民等に対する広報、避難について迅速かつ的確な行動をとる。

第4 鉄道災害応急対策（総務課）

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、鉄道事業者及び防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施する。

1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社の活動

(1) 事故発生時における応急対策

ア 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

(ア) 仙台支社対策本部

- a 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。
- b 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。
- c 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

(イ) 現地対策本部

現地対策本部長は、地区駅長、地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。

本部付は関係課所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各課所長が情報連絡の責任者となる。

イ 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害に関する警報装置を整備する。

- (ア) J R 電話・N T T 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及びF A Xを整備する。
- (イ) 列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。
- (ウ) 風速計、雨量計及び水位計を整備する。

ウ 気象異常時対応

(ア) 施設指令は、仙台管区气象台、関係機関から気象異常（降雨、強風、降雪等）の予報及び警報の伝達を受けたときは、速やかに関係箇所に伝達する。

(イ) 輸送指令は、時雨量、連続雨量及び風速が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係課所長に指令する。

〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕

エ 旅客及び公衆等の避難

(ア) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

(イ) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害の発生するおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難所への避難指示があったときは、広域避難場所へ避難するよう案内する。

オ 消防及び救助に関する措置

(ア) 風水害等により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。

(イ) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

(ウ) 災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

カ 運転規制の内容

運転規制基準及び運転規制区間は、「運転規制等取扱い」に基づき実施する。

キ 列車の運転方法はそのつど決定するが、おおむね次により実施する。

(ア) 迂回又は折り返し運転

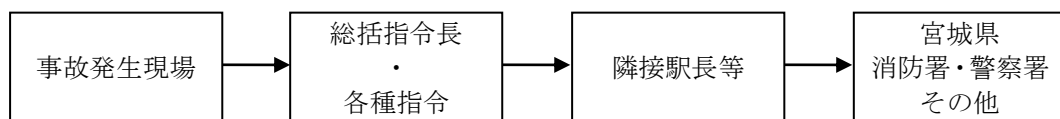
(イ) 臨時列車の特発

(ウ) バス代行又は徒歩連絡

(2) 連絡通報体制

災害時の連絡通報体制は、下図のとおりである。

【連絡通報体制図】



2 町の措置

町は、速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握できしだい、その結果について、県へ報告する。

また、災害応急対策の実施状況を必要に応じ県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の市町村への広域応援要請の必要性等を県へ連絡する。

第5 航空災害応急対策（総務課）

町は、航空機事故等による災害から乗客及び住民等を守るため、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎよ又は被害の軽減を図る。

1 事故発生時における応急対策

(1) 町の措置

- ア 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。
- イ 事故発生時に火災が発生したとき若しくは救助を要するときは、消火救難活動を実施する。
- ウ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。
また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- エ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- オ 災害の規模が大きく、町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。
- カ 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(2) 警察の措置

- ア 航空機災害等の発生の通報を受けた場合は、町長に速やかに通報する。
- イ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。
- ウ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

第6 道路災害応急対策（地域整備課）

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、町は他の道路管理者及び防災関係機関と密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

1 事故発生時における応急対策

(1) 町及び県の対応

- ア 被災状況等の把握
災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報する等、所要の措置を講ずる。また、被害情報の収集に努める。
- イ 負傷者の救助
道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助活動を行う。
- ウ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保
道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。
また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。
- エ 二次災害の防止対策
災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場

合は、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

2 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

第7 原子力災害対策（総務課）

宮城県内には、女川町に東北電力ネットワーク株式会社女川原子力発電所が設置されている。

本町は、原子力災害対策が必要とされる、原子力発電所から5km圏内の「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」、5～30km圏内の「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」の区域外となっており、法的に原子力災害対策が必要な地域とはされていない。

しかし、東北太平洋沖地震に端を発する、東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故では、情報提供や風評被害等、広い地域で多大な影響が発生した。

そこで、町は、東北電力ネットワーク株式会社女川原子力発電所で事故が発生し、放射性物質及び放射線が外部に漏出した場合を想定し、以下の対策を講じる。

1 原子力災害事前対策

(1) 災害応急体制の整備

ア 町の防災体制の整備

原子力発電所における緊急事態は以下のとおり分類される。

町は、以下の各状況、県の活動体制に応じた防災体制をあらかじめ定めておく。

(ア) 警戒事態

対象事象等：警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階

概要：その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、早期に実施が必要な要配慮者（傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時に援護を必要とする者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

県の活動体制：警戒配備体制（警戒配備、特別警戒配備）

(イ) 施設敷地緊急事態

対象事象等：特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階

概要：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

県の活動体制：災害対策本部

(ウ) 全面緊急事態

対象事象等：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い

事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

概要：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

県の活動体制：災害対策本部

イ 緊急時モニタリング体制の整備

町は、原子力発電所からの放射性物質の放出に備え、緊急時モニタリングに必要な装備・備品の確保、モニタリングの実施場所の確保に努める。

ウ 緊急物資等の確保

災害が大規模となり、被災地において緊急物資の不足が発生した場合、又は、消防・救急等の即時対応が要請された場合に速やかに対応できるよう、あらかじめ県と調整し、必要な物資・資機材等の確保に努める。

エ 緊急輸送道路・避難道路の確保

被災地への人員・物資等の輸送や被災地からの避難者の移動、負傷者等の搬送等に備え、県とあらかじめ緊急輸送道路・避難道路の確保に努める。

(2) 防災知識の普及

ア 町職員に対しての防災知識の普及活動

町は、県の協力により、以下に掲げる事項について、必要に応じて職員を対象に研修を行う。

- (ア) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (イ) 原子力発電所の概要に関すること
- (ウ) 原子力災害とその特性に関すること
- (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (オ) 緊急時モニタリングの実施方法及び機器に関すること
- (カ) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (キ) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (ク) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (ケ) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- (コ) その他緊急時対応に関すること

イ 住民に対しての防災知識の普及活動

町は、県の協力により、以下に掲げる事項について、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (イ) 原子力発電所の概要に関すること
- (ウ) 原子力災害とその特性に関すること
- (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (オ) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (カ) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- (キ) 要配慮者への支援に関すること
- (ク) 緊急時にとるべき行動に関すること
- (ケ) 避難所での運営管理、行動等に関すること

(3) 原子力防災訓練の実施

ア 国や県等が実施する防災訓練への参加

町は、必要に応じて、県や国が行う防災訓練に職員を派遣し、技能の習得・向上に努める。

(4) 複合災害対応に係る体制整備

風水害や地震、津波と原子力災害が同時に発生し、避難者が大量に発生する可能性があるため、あらかじめ、町内の避難者の受入れを行う避難所及び避難道路の指定を行う。

2 緊急事態応急対策

(1) 応急措置の概要

ア 町のとるべき措置

町は、原子力発電所における緊急事態の発生を覚知したときは、防災担当職員を中心に以下の活動を行う。

(ア) 情報収集活動

(イ) 緊急時モニタリング

(ウ) 広報・広聴活動

(エ) 被災地への応援協力活動

(2) 情報収集活動

ア 県からの情報収集

放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は、及ぶおそれがある場合、県知事（県災害対策本部長）は、必要に応じて県防災行政無線を用いて町に情報の提供を行うこととされている。

町は、県からの第一報を受けた場合、継続的な情報収集に努めるとともに、今後の町の対応、住民への広報内容等について、県と調整を行う。

(3) 緊急時モニタリング

ア 町内の放射線量の観測

県知事（県災害対策本部長）から、放射性物質の大量放出の連絡を受けた場合、町は独自の判断で、速やかに緊急時モニタリングを実施する。また、必要に応じて、町内で生産される農水産物や工業製品等（地域生産物）の放射線量の計測を行う。

モニタリングの結果は、定期的に町民に公表する。

(4) 広報・広聴活動

ア 町の広報・広聴活動

町は、原子力発電所等における緊急事態の状況、緊急時モニタリング等、町民に対して、継続的に広報を行う。広報に当たっては、正確な情報をわかりやすく伝えることに努め、デマや風評に惑わされず、冷静沈着に行動するよう促す。

また、緊急事態に対して不安を抱く住民の問い合わせ等に対応できるよう、相談窓口の設置を検討する。

ボランティアの募集を実施する場合は、町社会福祉協議会とともに、募集内容等の広報を行う。

(5) 被災地への応援協力活動

ア 避難者の受入れ

原子力災害、又は、風水害や地震、津波と原子力災害の複合災害により、避難者が大量に発生する可能性があるため、災害の規模に応じて、町内の指定避難所に避難者の受

入れを行う。

避難者の受入れに際しては、避難道路を指定し、避難者を誘導するとともに、町民に対しては不要不急の外出を控えるよう要請し、速やかな避難の実施に努める。

避難所や避難道路を指定した場合、県を通じて、被災市町村に通知する。

イ 応援要請への対応

被災市町や県から、救急や消防職員の派遣、緊急物資の供給等の応援要請を受けた場合、可能な範囲で対応する。

ウ ボランティア活動支援

被災地におけるボランティアニーズは県、国、関係団体が把握する。

町は、これらの情報を基に、町社会福祉協議会とともに、必要に応じてボランティアを募集し、被災地等に派遣する。

3 原子力災害中長期対策

(1) 汚染の除去等

ア 継続的な環境放射線モニタリング

放射性物質の放出が長期間に及ぶ可能性があるため、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した後にも、継続的な環境放射線モニタリングの実施に努める。

モニタリングの結果は、定期的に町民に公表する。

イ 除染

環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む）の結果、住民の生活に影響のある放射線量が観測された場合、町は、県や国、その他関係機関と連携し、区域を設定し、除染作業を行う。

(2) 風評被害等の影響の軽減

町は、風評被害等の防止又は影響を軽減するために、必要に応じて町内で生産された地域生産物の放射線量の計測を行い、その結果を公表するとともに、県と協力し、国、関係機関、報道機関、業界団体や市場関係等に情報を提供する。

第8 火山・降灰対策（総務課）

宮城県内には、3つの火山が存在している。これらの火山の噴火を想定し、以下の対策を講じる。

1 宮城県内の火山

今後、噴火の可能性のある活火山について、火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山の定義とした。

県内では下記3火山が活火山として定義されている。

火山名	市町村名
栗駒山	栗原市
蔵王山	蔵王町、川崎町、七ヶ宿町、白石市
鳴子	大崎市、栗原市、加美町

さらに、火山噴火予知連絡会は平成21年6月に「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」として47火山（県内では栗駒山、蔵王山）を選定した。

2 災害応急対策

(1) 仙台管区気象台火山監視・情報センターが噴火警報又は噴火注意報を発表した場合、又は、火山が噴火した場合、町は、関係機関や町民等に、あらゆる手段を活用して、情報提供を図る。

(2) 噴火した火山の近傍の市町村から避難の要請を受けた場合、速やかに避難所を開設し、避難者の受入れに努める。

その際、車両での避難を速やかに行えるよう、県、警察等と連携し、避難道路となりうる道路を指定し、町民には避難道路の使用を抑制するよう広報を行う。

(3) 町内に火山灰が降灰した場合、以下の対応を行う。

ア 町は、県や近隣市町、関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、仙台管区気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

イ 私有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、町が実施する。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施する。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定する。

第4章 災害復旧・復興対策

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

この計画は、大規模災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会経済活動の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強いまちづくりを構築していくことを目的とする。

第1 災害復旧、復興の基本方向の決定（町全課局館）

1 基本方向の決定

町は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて、早急に検討し、その基本方向を決定する。

2 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、町が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3 女性及び要配慮者の参画促進

町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から、女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

4 職員派遣等の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。なお、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

県及び国は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんを行う。

第2 災害復旧計画（町全課局館）

1 基本方針

町は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。これらの災害復旧を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する計画を速やかに策定し、実施する。

2 事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

なお、計画の策定に当たっては、県等関係機関と連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。

その計画は概ね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

ア 河川

イ 砂防設備

- ウ 林地荒廃防止施設
 - エ 地すべり防止施設
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設
 - カ 道路
 - キ 下水道
 - ク 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
 - (3) 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
 - (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
 - (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）
 - (6) 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
 - (7) 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法）
 - (8) 公立医療施設災害復旧事業計画（医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
 - (9) その他災害復旧事業計画

3 事業の実施

- (1) 町は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講じる。
- (2) 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。
- (3) 町は、町の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (4) 町は、町が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (5) 町は、町が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (6) 町は、災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (7) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- (8) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、町、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) その他

第3 災害復興計画（町全課局館）

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強い町土づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

そのため、町は、被災後この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じて速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進する。

1 復興計画の基本方針

町は、復興の必要性が認められた場合、復興方針を策定する。

2 復興計画の策定

- (1) 町は、復興方針に基づき、具体的な復興計画を策定する。県において復興計画の策定がされている場合にあつては、連携をとりつつ整合を図りながら策定する。

また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

- (2) 町は、復興計画の策定に当たっては、被災前の地域の課題や被災地の状況等を的確に把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう、関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。
- (3) 町は、住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

3 復興事業の実施

町は、復興事業の早期実施のため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講じる。

第4 災害復興基金の設立等（財政課）

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第2節 生活再建支援

町、県及び防災関係機関は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、相互に連携し、積極的に各種の措置を講じる。その際、町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

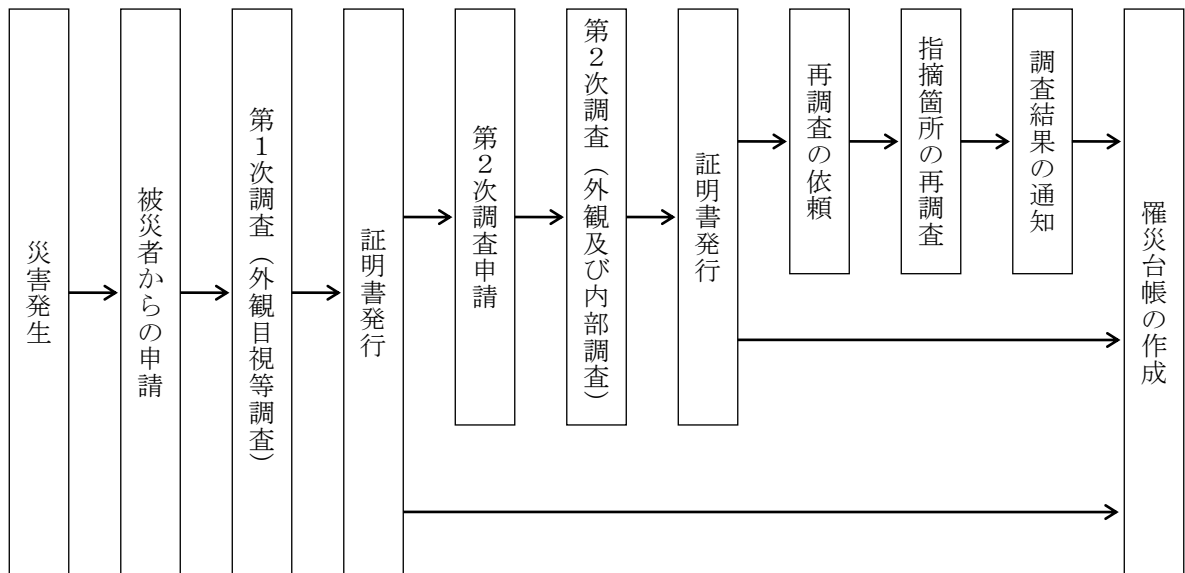
第1 罹災証明書の交付（税務課、総務課）

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定め、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するとともに、住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討する。

- 1 罹災証明書は、災害対策基本法に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。
 - (1) 全壊、大規模半壊、半壊、一部破損
 - (2) 火災による全焼、半焼、部分焼、ぼや
- 2 発行は、本町の区域内にある家屋の所有者、占有者の申請に基づき、速やかに調査を行い、上記(1)については町長が、(2)については黒川地域行政事務組合消防本部消防長が行う。
- 3 被害家屋の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府 令和3年3月改定）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損の区分として、調査を行う。
火災により焼失した家屋等は、消防法に基づき火災調査を行う。
- 4 被害調査は、2人以上1組とし、町職員及び専門知識を有する他の地方公共団体職員等の応援、又は建築士等の専門知識を有する者の協力を得て行う。
判定が困難なものについては、必要に応じ、専門知識を有する建築士等の意見を聞いて判定する。



第2 被災者台帳の作成（総務課）

町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した「被災者台帳」を積極的に作成・活用し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、災害救助法に基づき、県が支援を行ったときは、必要に応じて、被災者に関する情報の提供を要請する。

第3 被災者生活再建支援制度（保健福祉課）

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。

支給事務は、県から委託された被災者生活再建支援法人（（公財）都道府県会館）が行うが、町は、県及び支援法人と連携を図りながら申請書の審査・取りまとめ等支給に関する事務を適切、かつ速やかに実施する。

1 対象となる自然災害

本町に関係する自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他異常な自然災害により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害となる場合は、県からその旨公示される。

- (1) 町域において、災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した場合
- (2) 町域において、10世帯以上の住宅が全壊した場合
- (3) 県域において、100世帯以上の住宅が全壊した場合
- (4) 上記(1)又は(2)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する災害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する災害が発生し、上記(1)から(3)に規定する区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

- (6) 上記(1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)に規定する都道府県が2以上ある場合、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満の市町村に限る）

2 支給対象世帯

- (1) 支給対象となる世帯は次のとおり。

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額）

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2(1) アに該当)	解体 (2(1) イに該当)	長期避難 (2(1) ウに該当)	大規模半壊 (2(1) エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	全壊～大規模半壊 支給対象世帯ア～エ該当	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊 支給対象世帯オ該当	100万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合

- ・全壊～大規模半壊世帯は、合計200（又は100）万円
- ・中規模半壊世帯は、合計100（又は50）万円

4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の用途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5 手続き

- (1) 申請期間

基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月とする。

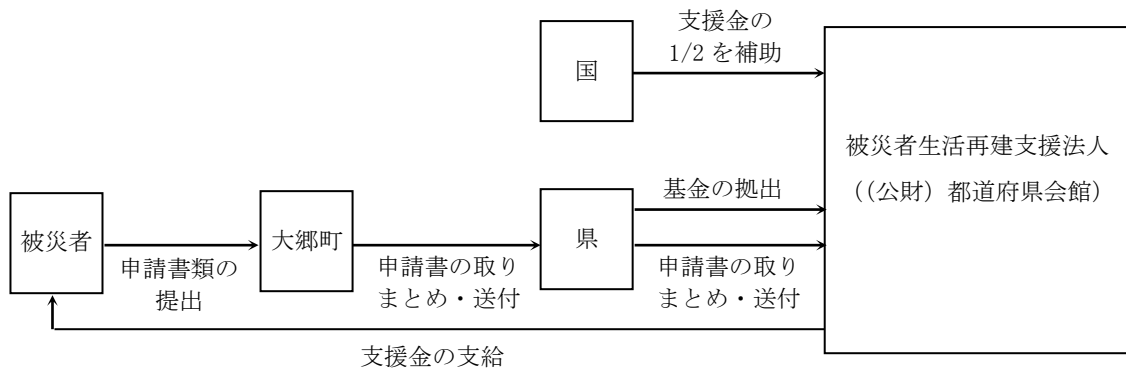
- (2) 申請時の添付書類

- ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票等
- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等

- (3) 支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る町、県、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の

事務等の概要は次に示すとおり。



6 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

また、罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

7 独自支援措置の検討

町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

第4 損害保険の活用（総務課）

火災保険で補償される損害は火災だけに限らず、風水害等によって建物や家財が損害を受けた場合も保険金が支払われるものがあり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町は防災関係機関と協力し、制度の普及促進にも努める。

第5 資金の貸付け（保健福祉課）

1 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。また貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

2 母子父子寡婦福祉資金

保健福祉課は、宮城県仙台保健福祉事務所と緊密な連携のもとで、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について活用を周知する。

3 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要な経費を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯

であること。

- (1) 貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること。
- (2) 資金の貸し付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- (3) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

【生活福祉資金福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要な経費の貸付限度】

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	6月以内	7年以内

4 一般住宅復興資金

町は、独立行政法人住宅金融公庫支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。

また、町は必要に応じ県と協調して、一般住宅復興資金の融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第6 生活保護（保健福祉課）

町は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給するよう、宮城県仙台保健福祉事務所に要請する。

第7 その他救済制度（保健福祉課）

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、大郷町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大郷町条例第20号）に基づき、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する（弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る）。

1 災害弔慰金

対象災害	自然災害：暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他異常な自然現象による被害	
支給額	①生計維持者	500万円
	②その他の者	250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	

資料9-1 災害弔慰金の支給等に関する条例

第8 税負担等の軽減（税務課・町民課・地域整備課）

町は、必要に応じ、町税や公共料金等の納付期限の延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。

- 1 町は、その受けた被害の程度により、地方税の町民税、固定資産税、軽自動車税等、国保制度における国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の納期未到来分の一部又は全部を免除する。
- 2 町は、その受けた被害の程度により、公共料金等（水道料金、下水道使用料等）の納付期限延長、徴収猶予及び減免を行う。
- 3 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講ずる。
- 4 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第9 雇用対策（農政商工課）

町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、町の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った、職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施するよう努める。

塩釜公共職業安定所は、被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。町は、当該情報を提供する。

- 1 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- 2 被災者のための特別相談窓口等の設置
- 3 雇用保険失業給付の特例支給の要請
- 4 雇用調整助成金の特例適用の要請
- 5 被災事業主に対する労働保険料の特例措置の要請

第10 相談窓口の設置（総務課）

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。

町外に避難した被災者に対しても、町と避難先の地方公共団体が協力し、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第3節 住宅復旧支援

町及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第1 一般住宅復興資金の確保（地域整備課・復興推進課・まちづくり政策課）

町は、県と連携をとりながら、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。

第2 住宅の建設等（地域整備課・復興推進課・まちづくり政策課・総務課）

町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の確保

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借りあげる。

(2) 災害公営住宅の建設等における指導・支援

県は、災害公営住宅の建設等を行う町に対し、適切に指導・支援を実施する。町において対応が困難な場合には、知事が建設を代行するなど必要な支援を行う。

(3) 安全な地域への移転の推奨

県は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

(4) 生活維持の支援

町は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

(5) 計画的な恒久住宅への移行

町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、応急仮設住宅等提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

2 公営住宅の空き家の活用

町は、被災者に対して、既存公営住宅等の空き家を活用し、入居できる措置等を講じる。

また、災害の規模に応じて、県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。

第3 防災集団移転促進事業の活用（総務課・地域整備課・まちづくり政策課・復興推進課）

町は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

1 事業主体

町（例外として、町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

2 移転促進区域

(1) 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、その他の異常な自然現象）にかかるもの

(2) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

3 補助制度等

(1) 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：ア～カは3/4、キは1/2）

ア 住宅団地の用地取得造成

イ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

ウ 住宅団地の公共施設の整備

エ 移転促進区域内の宅地等の買い取り

オ 住宅団地内の共同作業所等

カ 移転者の住居の移転に対する補助

キ 事業計画の策定

(2) 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第4節 産業復興支援

町は、被災した中小企業者及び農林業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、町は、必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

第1 中小企業金融対策（農政商工課）

- 1 町は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、国、県、信用保証協会及び金融機関等に対し、災害融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し、指導及び広報を行う。
- 2 町は、その地域の特性に考慮し、地場産業や商店街の復興に配慮するとともに、地域の自立的経済発展を促進するため、将来に向けた基盤整備等を行う。
- 3 町及び県は、相談窓口を設置し、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。

第2 農林業金融対策（農政商工課）

県は、既借入制度資金の償還条件の変更や県単災害対策資金の創設等、円滑な災害復興資金の融通を図るとともに、被害が甚大な場合には、貸付条件の緩和や天災融資法の発動、日本政策金融公庫資金（農林水産分野）による資金融通を要請し、資金需要への対応を図る。
町及び関係機関はこれらの県の対策に協力する。

第3 相談窓口の設置（農政商工課）

町及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第5節 都市基盤の復興対策

町及び関係機関は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために、都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第1 防災まちづくり（まちづくり政策課・地域整備課・復興推進課・総務課

・教育委員会）

1 町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

3 防災まちづくりに当たっては、必要に応じて、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの強化等、建築物や公共施設の強化・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

この際、公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

4 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、土地区画整理事業等の適切な推進によりその解消に努める。

5 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。

6 町、県及び当該教育委員会は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

第2 想定される計画内容例（まちづくり政策課・地域整備課・復興推進課・総務課）

町は、関係機関と連携し、都市基盤の復興を目指して、各種事業計画を策定する。

1 主要交通施設の整備

道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

2 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現

3 ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

4 防災基盤の整備

河川、砂防施設等地域保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、避難施設の整備と都市公園、河川公園等防災拠点・防災帯の整備による防災空間の確保等

第6節 義援金の受入れ、配分

大規模災害時には、多くの義援金が送られてくることが予想されるため、町は、これらの受入体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第1 受入れ（会計課）

大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金を送られてくることが予想されたため、町は、その受入体制を明確にするとともに関係機関と連携して、迅速かつ適切に被災者に配分する。

1 窓口の決定

町は、県、日本赤十字社宮城県支部及び町社会福祉協議会等と協議を行い、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知する。

2 受入れ及び管理

町及び県、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第2 配分（保健福祉課）

1 配分委員会

町は、日本赤十字社宮城県支部等と協議し、義援金の受入団体の代表者からなる「義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分協議のうえ、決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておく等して、迅速な配分に努める。

2 配分

- (1) 「義援金配分委員会」は、義援金総額、被災状況等を考慮して配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として町が行う。
- (2) 義援金の使途については、関係機関と十分協議し、国民的合意が得られるように努める。

第7節 激甚災害の指定

町は、災害により町内で甚大な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）」に基づく激甚災害の指定を受けることにより、町に対して特別の財政援助、被災者等に対しては特別助成措置が行われるため、早期に指定を受けられるよう調査、手続き等を行うとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

第1 激甚災害の調査（総務課）

1 県

県は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

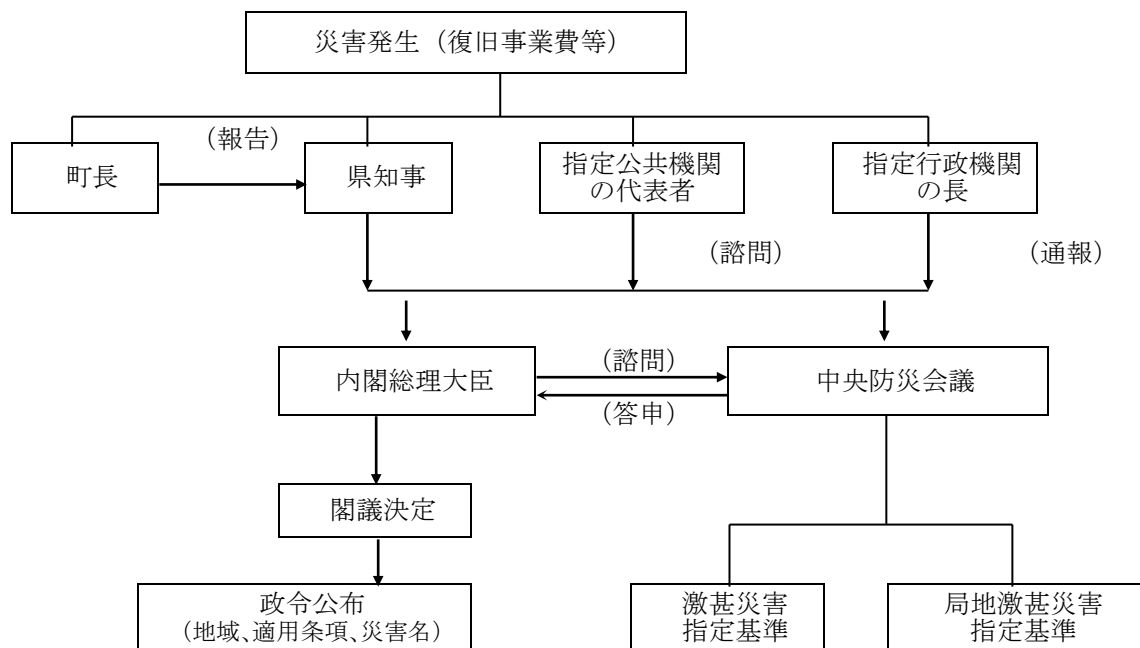
2 町

町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

第2 激甚災害指定の手続き（総務課）

指定の手続きは、町長が県知事に対し査定事業費等を報告し、県知事から報告を受けた内閣総理大臣は中央防災会議に諮問、閣議決定を経て指定される。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

第3 特別財政援助の交付（申請）手続き（財政課）

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法の算定及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

第4 激甚災害指定基準（総務課）

1 激甚災害指定基準

（本激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章：第3条、第4条)
 - ※ 公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別事業(法第5条)
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)
 - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(法第8条)
 - エ 土地改良区を行う湛水排水事業に対する補助(法第10条)
 - オ 共同利用小型漁船の建造費の補助(法第11条)
 - カ 森林災害復旧事業に対する補助(法第11条の2)
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例(法第13条)
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条)
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(法第17条)
 - ウ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(法第22条)
 - エ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)

2 激甚災害指定基準

（局地激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章：第3条、第4条)
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)
- (4) 森林災害復旧事業に対する補助(法第11条の2)
- (5) 中小企業に関する特別の助成(法第12条、第13条)
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)

第8節 災害対応の検証

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、町民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映する等、防災・減災対策に生かすことにより町の防災体制の向上や、町民一人ひとりの防災意識の向上等、防災に関する取組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大規模災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第1 検証の実施（町全課局館）

町は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

【主な検証項目例】

1 情報処理

県や国、近隣市町村等からの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

2 資源管理

業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材等）の調達等

3 指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部事務局各担当・庁内各課の間の業務調整

4 組織間連携

防災関係機関（県、国、町内関係機関、協定締結団体等）との調整

5 個別のオペレーション

救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等

6 広報・相談

町民や町外への広報・相談等

7 計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

第2 検証体制（総務課）

町は、災害対策本部事務局職員及び災害対策本部（事務局及び各部局等）のほか、災害の規模等に応じ、庁内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立

ち上げについても検討する。

第3 検証の対象（総務課）

応急対策の実施者及び町民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

- 1 災害対策本部（庁内各課等）
- 2 県
- 3 防災関係機関
- 4 町民
- 5 自主防災組織
- 6 支援自治体
- 7 ボランティア団体 等

第4 検証手法（総務課）

町は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、防災関係機関との意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等を収集・分析する等、災害の規模等に応じた検証を行う。

第5 検証結果の防災対策への反映（総務課）

町は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により県や国への働きかけを行う等、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えるよう努める。

第6 災害教訓の伝承（総務課・教育委員会）

町、県及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検討に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等のほか、被災の状況、町民生活への影響、社会経済への影響等、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用する等、町民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。